



S O B U N V O L . 3 9

2 0 2 5

慶応四年上州世直し一揆と戊辰戦争

〔寄託・赤堀家文書「慶応記聞卅三」を読み解く〕

古文書係 関口 荘右

【業務報告】

群馬県立図書館との連携

―群馬県立図書館デジタルライブラリーへの参加―

公文書係 大崎 賢一

【史料紹介】

近世後期上野国における村落の葬送史料

―吾妻郡東吾妻町伊能家文書「隆蒼不幸入用帳」について―

古文書係 阿部 潤

慶応四年上州世直し一揆と戊辰戦争

〔寄託・赤堀家文書「慶応記聞 卅三」を〕

読み解く

古文書係 関口荘右

はじめに

伊勢崎市赤堀今井町・赤堀恒雄家文書（請求番号・P八九〇二）は、一九八九（平成元）年四月、当館への寄託申込・搬入が行われ、一九九一（同三）年二月、寄託契約された文書群である（当時の伝存地は佐波郡赤堀町今井）。その後、二〇二二（令和四）年六月、追加寄託四七八点があり、現在、総点数二一、七四六点のうち六、三〇三点が当館で閲覧公開されている（公開率、約二九・〇％）。このうちの一点が、「慶応記聞 卅三」（No.八七、原本は「慶應」）である。同家文書「慶応記聞」は、原本十一・複製資料二点（「慶応記聞 卅三」・「同三十五」H 80-9-1近世）、計十三点が公開されている。原本十一点は、「慶応記聞 廿四」（No.八八、慶応二年正月）から「同三十五」（No.九八、明治元年十二月）である。「慶応記聞 卅三」は、一八六八（慶応四）年二月から同年六月にかけての出来事が記されている。

赤堀家文書には、この「慶応記聞」十一点の他、「外夷来艦誌」一二点（外夷来艦誌一・嘉永七年正月〜同一二・安政四年一二月）、「天保弘化年間記聞 上・下」（天保三年八月〜弘化二年正月〜安政二年十月）などがある。いずれも縦帳の冊物であり、天保期以降の江戸を中心とする関東地方や上野国に関する出来事を瓦版、太政官布告、創刊間もない「内外新聞」等を素材にして記述されている。一冊の文章量は区々であるが、比較的大部の文書である（1）。

当館開館以来実施されている長期古文書講座について、筆者は二〇一三年度から二〇二四年度まで、計一二回近世文書演習の講師を務めさせていただいた（各年度三回〜五回、一回二時間、初秋〜初冬）。当初は、縦紙一枚もの、数枚綴じの冊子もの、継ぎの巻物など、比較的文字・文型が整った、受講者を取り組みやすい収蔵文書（原本）を選び、テキストとしていた。コロナ禍の二〇二二年度に幕末の安政暴瀉病（コレラ）について詳細な記述のある赤堀家文書「安政記聞三」（P八九〇二・No.七三）をテキストに選定し実施した。これを機に、以降翌年度から長期古文書講座・特論（厚い冊物文書をテキストとして実施する講座）を担当することとなった。前述の「慶応記聞」や「外夷来艦誌」などのいずれかからテキスト文書を選定しようと準備を進めた。しかし、二〇二二年は、天明浅間山大噴火災害から二百四十回忌に当たり、嬬恋郷土資料館からの呼びかけで、展示・講座開催等で連繫す

ることとなった。これにより、二〇二二年は前橋市新堀町自治会文書「浅間山焼記」(P八二〇九・No.二九)など、二〇二三年度は、桐生市本町・吉田允俊家文書「浅間山焼記」(P九三〇一・No.三一五)をテキスト文書に選定し実施した。

今年度「慶応記聞 卅三」を長期講座・特論のテキスト文書に選定した理由は、①「慶応記聞」の中では、上野国やその周辺地域に関する記述が他の文書より圧倒的に多い、②出来事ごとに見出しがあり、部分的な記述内容を把握しやすい、③文字数量は多いが、文字・文体が比較的整い、虫損も少ないので、目が慣れてくると読みやすく、古文書解読の中・上級者に適した文書である、④「風聞」「内外新聞」などと、記述する情報源を明確に記し、特に真偽が疑わしい出来事・記述については「虚実相分ならず」と記しており、真摯な態度がうかがえる、⑤赤堀家文書「安政記聞」「慶応記聞」等は、閲覧利用者が少なからずあるが、内容が難解で文章量が多いので、長期古文書講座のテキストとして取り上げてほしいという要望が以前からあった、などの点が挙げられる。

よって本稿の目的は、第一に、赤堀恒雄家文書の多数の「記聞」類文書を整理し、その特徴を把握することである。第二に、その中の「慶応記聞 卅三」の内容を詳述し、慶応四年二月下旬の西上州世直し一揆、三月上旬・中旬の東上州世直し一揆、三月上旬く四月の東山道惣督府軍の進軍、閏四月く五月の戊辰戦争(三国峠の戦い・戸倉戦争)について、他の地域

史料と比較検討・考察することである。併せて、釈文全文を後掲し、当該文書群の一層の利用・普及を図りたい。

一、赤堀恒雄家文書の「記聞」類文書

(一) 「慶応記聞」などの「記聞」類文書

群馬県史編さん室近世部会の赤堀恒雄家文書調査(一九八三年十二月)に基づいて文書番号が付与され、当館の受入目録もこの文書番号に沿って作成された。

- ① 「天保弘化年間記聞 上・下」(No.六九・No.七〇)
 - ② 「安政記聞 無番く五」(No.七一くNo.七五)
 - ③ 「文久記聞 九・拾二・十三」(No.七六・No.七七・No.七八)
 - ④ 「元治記聞 拾六く廿三」(No.七九くNo.八六)
 - ⑤ 「慶応記聞 廿四く三十五(2)」(No.八七くNo.九八)
 - ⑥ 「明治記聞 三十六 大尾」(No.九九)
 - ⑦ 「続記聞 一く九」(No.一〇〇くNo.一〇八)
 - ⑧ 「紀聞 壺」(No.一〇九) (3)
 - ⑨ 「外夷来艦誌 一く十二」(No.一一〇くNo.一二〇) (4)
- この中で、上野国に関する記述が比較的多いのは、「天保弘化年間記聞 上」(No.六九)、「安政記聞 三」(No.七三)、「慶応記聞 卅三」(No.八七)である。

「天保弘化年間記聞 上」は、次のAくFの上州関係記述がある。A..天保三年辰八月、吾妻郡長野原一件(御勘定山田

寿之助、水戸殿家来外岡龍三郎与争論之上切害致し候一件、御代官山本大膳届書、御用で草津温泉へ向かう幕府役人山田寿之助一行と同所帰りの水戸藩士外岡辰三郎一行の細い山道での諍い・殺害事件)、B…天保七申年荒凶〔春より雨しげく、二・三月頃余寒なお退かず、四・五月に至り日々小雨、稀に薄暑の日とてもなし、(中略)十二月(5)、大間々山中より一揆のもの凡そ二・三千人押し出し、ほら貝・竹貝吹き立て、足尾・沢入辺より始まり、他)、C…天保八丁酉年正月二十八日夜、上州境町六拾軒程焼失、同年二月、今井村・野村・下触村(いずれも現伊勢崎市)窮民への施行、二月十三日夜伊勢崎本町・表町八拾軒程焼失、三月十六日、伊勢崎町穀相場、米麦大高直、D…天保十二丑年、去年松平大和守・酒井左衛門尉・牧野備前守所替仰せ出され候処、今年御沙汰止みに相成り(いわゆる「三方領知替え」失敗)、E…天保十三寅年、桐生織物大半休み、生糸前橋上糸、壺両に二百二十匁、当所上糸二百六拾匁より八拾匁三百目に至る、伊勢崎・前橋・高崎・行田領在方農間商い差し止め、株持ち酒造・居呑み相成らず、在方髪結い・炭売り渡世差し止め、F…天保十五年十二月十五日・十六日、雷鳴・暖気、二月頃の気候のごとし、新田郡辺にて蛙啼き、この辺にて蚊出る、折々夜霧かかる、などである。

「安政記聞三」は、次のA〜Fなどの上州関係記述がある。A…安政六年正月米相場、金壺両に付桐生にて米壺・忒

升替え、大間々にて米五斗三・四升替え、同糯米壺・忒升高、同上麦壺石式斗替え、B…安政六年五月、横浜開港の事、開港場絵図、上州・穀屋清吉、大戸・加部安左衛門、C…七月二十四日夜より二十五日まで大風雨・洪水の事、大雨にて川々大洪水、渡良瀬川大洪水、利根川洪水、神流川・鳥川洪水、鐮川筋、中山道新町宿・民家四・五軒流失、嶋村・金井研香の宅床上水壺尺五寸程、D…八月頃より暴瀉病流行、九月末に至って止む、(中略)江戸稀に死ぬる者あり、去年のごとくにてはなし、武州忍近辺死ぬる者あり、高崎辺高崎本町にて五・六十人死、その外死ぬる者なし、上州前橋辺前橋町にて五・六十人、大間々稀に死ぬる者あり、並びに当所近辺死ぬる者を聞かず、稀に煩う者あり、E…十月、神奈川横浜町、追々普請出来、交易相始まり、七月頃より上州前橋糸・信州糸、亜墨利加へ多分に売買に相成り(中略)前橋・又は桐生在辺の商人多分に差し送り、大いに利を得候と申す事なり、前橋・大間々その外町々糸直段大高直、金壺両につき上糸八拾匁・中糸九拾匁より百目・下糸百拾目(中略)糸はますます高直、壺斤につき何程になるかしらず、大間々にて上糸七拾目替え、下糸百目替え、商人競ふて神奈川へ差し送り、桐生町機屋渡世相成り兼ね候程之よし、桐生・八王子などより難渋の訴訟も出で候えども御取り用い相成らざるよし、此の後如何なるやしらず、十月下旬、大間々にて上糸金壺両に五拾五目替え・中糸六十目替え・下糸七拾目替

え、F…十一月上旬穀相場、熊谷宿にて米壹両につき四斗式升替え、尾嶋辺にて米同四斗五・六升替え、伊勢崎にて米同四斗六・七升かえ、当所にて米同四斗七・八升替え、伊勢崎蔵米 拾俵九分八厘替え、前橋蔵米 拾壹俵三分八厘替え、当所にて表壹両につき八斗五升かえ・九斗替え迄、とある。

(二) 「慶応記聞」について

当館では、次の「慶応記聞」十一點（寄託原本）が閲覧公開されている。各々の主な内容について、上野国に係る記述を中心に、見出しなどから抜粋する。以下の①～⑪の順は、原本表紙記載の漢数字番号順である。

- ① 「慶応記聞 廿四」 (No.八八、慶応二年正月～同年八月) 米穀大高直、生糸・蚕種御運上、播州打毀・米穀大高直、川崎・品川・江戸打毀、百姓一揆武・上所々打毀、防州御打入御先鋒彦根・高田両侯合戦、違作米・雑穀大高直・酒造四分一造、公方様薨御・一橋中納言様御相続、他
- ② 「慶応記聞 廿六」 (No.九〇、慶応二年六月～同年九月) 長防所々合戦の事、防長合戦の次第周防守殿御演達、八月八日禁中御達書の事、外国人大坂滞在の義京師へ御届、他
- ③ 「慶応記聞 廿七」 (No.九一、慶応二年九月～同三年十月) 増上寺へ御葬送、江戸市中困窮人騒動、酒造四分一造御触
- ・上武辺皆休、横浜大火・江戸大火・吉原大火、外国米御

買入、將軍宣下、今上皇帝崩御、米・麦・水油・酒大高直、隠造・過造の酒造人厳科、兵庫開港御触、関所御变革女通行御構之れ無し、御目付原市之丞切害、土州之人外国人切害、他

- ④ 「慶応記聞 廿八」 (No.九二、慶応三年三月～同年十二月) 吉原歩兵の騒動、十一月前橋風聞(十月下旬より十一月上旬江戸より前橋へ早便の来たる事夥し、又前橋藩士追々出府)、十二月六日出し江戸来状諸相場(高崎米・式斗三升、糸 上武辺 両に四拾匁より五拾目替え、上州前橋・桐生辺 米両に式斗替え、麦三斗四・五升、大豆式斗六・七升替え、紙・砂糖・太織縞その外すべて下落、前橋米大払い、金拾両に四俵八分八厘替え)、土州山内家松平容堂建白、他
- ⑤ 「慶応記聞 廿九」 (No.九三、慶応二丙寅年大名武鑑書抜) 慶応二丙寅年武鑑万石以上、二百七拾六諸侯、他
- ⑥ 「慶応記聞 三十」 (No.九四、慶応四年正月～同年二月) 京師大乱並びに風聞、二城・淀・大坂落城、徳川公御東帰・万石以上・以下へ上意の趣、官軍偽役の者召し捕り、東山道鎮総督より御布告、同農商へ御布告、他
- ⑦ 「慶応記聞 三十一」 (No.九五、慶応四年二月) 大政官日誌 上中下三卷、官版の写 外国公使と応接・六藩建言・長門少将建言、他
- ⑧ 「慶応記聞 三十二」 (No.九六、慶応四年二月～同年閏四月) 中外新聞之写抜書 会藩田中土佐歎願書、内外新報之写抜書

大久保市蔵建白、渋澤成一郎日記、他

⑨ 「慶応記聞 卅三」 (No.八七、慶応四年二月～同年六月) 後述のため省略

⑩ 「慶応記聞 三十四」 (No.九七、慶応四年三月～明治元年九月)

大政官日誌 御誓文之御写、徳川氏海軍より歎願書、野州芋から新田・武蔵・下総戦争、閏四月戸倉峠戦争 飯山藩より届、奥羽所々合戦御届、五月六日、前橋少将上野鎮撫、越後戦争、大音龍太郎・柴山文平上野国監察、会津領攻入大内峠合戦、他

⑪ 「慶応記聞 三十五」 (No.九八、慶応四年七月～明治元年十二月) 奥州戦争風聞、岩鼻知縣事、越後長岡戦争、二本松落城、上州・全国旧幕・御簾本知行没収、明元改元、江戸を東京と称す、脱走士箱館へ屯集、他

上野国関係記述量は、後述する「慶応記聞卅三」に次いで④「慶応記聞 廿八」が比較的多い。また、⑨「慶応記聞 卅三」は、その記述年・内容などから判断して、前の⑦「慶応記聞 三十一」(慶応四年二月)、⑧「慶応記聞 三十二」(慶応四年二月～同年閏四月)などを基に執筆・編集されたものと考えられる。「慶応記聞 卅三」が、「慶応記聞」の文書番号で最も早いNo.八七が付与されているのは、群馬県史編さん室近世部会調査時点で、あるいはそれ以前から最も注目されていた文書であり、保存容器等の最上部に置かれていたためではないだろうか、と推測される。

二、「慶応記聞 卅三」の記載内容

(一) 「慶応記聞 卅三」表紙の記述(見出し)

「慶応記聞 卅三」の表紙には、以下の①～④⑨のように本文上部の見出しが記されている。この表紙に、全ての見出しが記されているわけではなく、少なからず省略されている。また、見出しの文言も表紙二段のスペースに収まるよう短縮されているものもある。以下、順に書き出してみる。

- ① 上州打毀、② 日光宮様御上京、③ 閣老不残御退役、
- ④ 鎮撫使御下向御恭順御取扱御書付、⑤ 先鋒御総督御下向、
- ⑥ 梁田合戦、⑦ 上武百姓一揆、⑧ 神谷某横死、
- ⑨ 官軍御総督府御觸、⑩ 水戸風聞、⑪ 北陸道鎮撫使、
- ⑫ 江戸風聞、⑬ 新田氏奮發、⑭ 東海道・甲州辺風聞、
- ⑮ 銭下落、⑯ 柳原殿・橋本殿西城江御入、⑰ 五ヶ条、
- ⑱ 上様御意御書付、⑲ 静寛院宮様・天璋院様御立退、
- ⑳ 鎮撫先鋒惣督御入城并御書付、㉑ 上様水戸江御發途、
- ㉒ 御城御明渡、㉓ 有栖川宮御入城、㉔ 御簾本・御家人脱走、
- ㉕ 十人輩揚屋入、㉖ 野州所々合戦、㉗ 宇都宮落城、
- ㉘ 結城落城風聞、㉙ 松戸辺戦争風聞、㉚ 奥羽鎮撫使、
- ㉛ 宇都宮合戦、㉜ 官軍桐生・大間々辺御泊、
- ㉝ 官軍沼田城へ入、㉞ 小栗上野之介伏誅、
- ㉟ 岩倉殿館林城へ入、㊱ 三国峠合戦、㊲ 下総戦争、

- ③⑧ 伊豆・相模脱走、③⑨ 東叡山戦争、④⑩ 輪王寺宮御脱走、
- ④① 奥羽争戦風聞、④② 江湖新聞書抜、④③ 脱走士前橋江降参、
- ④④ 徳川家御取立、④⑤ 一橋・田安藩屏列被仰付、④⑥ 銅銭歩増、
- ④⑦ 長岡落城風聞、④⑧ 御簾本へ御書付、④⑨ 奥羽合戦風聞

実際には、①「上州打毀」の前に、「上武農兵充隊」、「庄内・会津御国江引取」がある。①・②の間には、「最初追散式度三度と及打毀焼払」、「万石以上御扱振」、「武家屋敷之事、御簾本方縁談之事」が入る。③・④の間は、「関内公事出入、前々之通御勘定奉行御取扱」、④・⑤の間には、「大奥より御書付出ル」、「大目付を以御歎願」、「鎮撫惣督府御書付」がある。⑤・⑥の間には、「東山道鎮撫惣督岩倉殿高崎御泊」などが入る。本史料の筆者が考えた主立った出来事のみを表紙の限られたスペースに書き入れたものと思われる。

(二) 幕府岩鼻陣屋の上武農兵銃隊取立計画など

先ず冒頭、慶応四年(一八六八)二月(十五日か)、勘定奉行並の木村飛驒守が御役御免となり、「岩鼻御役所」付の後任に平岡越中守が就任、程なく転役となったとある。

続いて慶応三卯年冬頃より翌同四辰年正月にかけて、農兵銃隊人足取立計画が関東取締出役衆から示された、と記されている。一隊五〇人、村高百石につき二人を出す、一隊の頭役は二人で、身元が慥かな百姓を人選するよう命じられた。

銃の取扱い方の教授は、江戸から師範を呼んで行うというものであった。人足の徴発地域は、武州本庄宿・深谷宿、上州新町宿・吾妻郡・群馬郡辺の組合村々からで、その経費は村々「高掛かり」であり、頭役の者は帯刀・割羽織・袴など自分入用で仕度し勤めるよう命じられた。このような多額の費用を村方入用・百姓の自分入用に頼る計画であったため、「高掛り難渋候」と、中山道新町宿辺の寄場組合村々の百姓による一揆が発生した。一揆勢と新町宿の間屋・年寄・宿役人たちの話し合いが纏れ、同宿問屋・年寄・最寄り寄場組合大惣代宅が打ち毀されるという大きな騒ぎになった。

この「慶応記聞卅三」には、農兵銃隊人足取立計画がどうなったかは記されていないが、これまでの諸研究では、新政府東山道軍の東進、徳川慶喜の蟄居(二月十二日寛永寺へ)、新町宿寄場組合などの農兵銃隊人足取立て反対運動(前述の百姓一揆)、上州諸藩の勤皇証書提出などにより二月十五日にこの計画を断念した、としている。この後、冒頭記述の木村甲斐守勝教が罷免された。また、他の取締出役たちも不在で、「御陣屋内はがらあき」の状態になった(6)。翌十九日、「おもな岩鼻陣屋役人が家族とともに荷物を積んだ船で烏川を下り、江戸へ向かって逃げ去った。そして、陣屋の所管事項である全ての訴訟は当事者に差し戻され、願い事は一切取り上げないということも村々に知らされた」(7)。しかし、岩鼻陣屋から二月晦日付で世直し一揆に対する取締り廻状が

出されていることから⁽⁸⁾、この時点で岩鼻陣屋は崩壊し、支配の空白状態が生じたのではなく、まだわずかにその機能が残っており、支配力が弱体化しただけとも考えられる。

二月二六日頃の風聞として、出羽国鶴岡藩主酒井左衛門尉（酒井忠篤）が江戸藩邸を出立し領国へ引き上げ、その継嗣はそれ以前の同月十七日に既に出立していた、と記している。また「会津侯」（会津藩主・松平容保）も領国へ引き取り、巷説に会津侯は勇壮な者を戦士として選び江戸に千人程を残した由であるが、虚実は分からない、としている。会津藩は、京都において即死五七人、玉疵・手負い九六人を出し、「上様」（徳川慶喜）自身が京都の会津藩邸へ御見舞い遊ばされた由である、と同年一月の鳥羽・伏見の戦いについても記している。

（三）上州打ち毀し（西上州世直し一揆）など

二月二十三日、多胡郡吉井町（高崎市吉井町吉井）から上州打ち毀し（西上州世直し一揆）が始まった。秋山三右衛門など六軒を打ち毀し、片山村（同吉井町片山）・紙屋太兵衛、天引村（同吉井町天引）・森原安兵衛と続いている。西上州世直し一揆の経路は、二月二十三日夜から三月七日夜にかけて、現在の高崎市吉井町域・甘楽郡甘楽町域⇩藤岡市域⇩高崎市新町⇩藤岡市域⇩富岡市域⇩甘楽郡下仁田町域⇩富岡市域⇩安中市南部地域・富岡市妙義町域⇩高崎市榛名町域⇩高崎市北部

地域⇩前橋市最西部地域⇩北群馬郡吉岡町域⇩高崎市箕郷町域（榛名山南東麓）⇩渋川市域へと、西上州一帯（鐫川沿岸・碓氷川右岸・烏川中流域・利根川右岸地域）の極めて広範囲に及んだ。後述の東上州世直し一揆の記述と比較して、「打ち毀し」「焼き払い」「質物相返し無難」・富家名などの具体的な記述が少ないという特徴がある。本史料筆者の佐位郡今井村（伊勢崎市赤堀今井町）赤堀家当主が、江戸経由の情報（瓦版・新聞等）に基づいて記述したことや東上州に居住する筆者の土地勘などによるものと思われる。また、「塩引」（正しくは塩川）、「巻熊」（同黒熊）、「神田」（同甚田^{じんだ}）、「高野」（同高瀬）、磯田（同磯部）、間仁多（同間仁田）、高宮（同鷲宮）などの近世村名の誤記等もこれらの要因による可能性がある。下仁田へ至った世直し一揆勢は、当該文書のように富岡方面（東）へ戻る流れと信州佐久方面（西）へ向かう流れがあり、佐久地方の農民と合流し、米の安売りと上州への米の安定供給を約束させた、とされる⁽⁹⁾。

他方、東山道総督府は、この西上州世直し一揆の発生に先んじて、二月中旬頃から上州諸藩に対し勤皇誘引活動（親藩・譜代大名が多い上州諸藩を勤皇方⇨官軍方につける活動）を行っていた。同十二日、尾張藩の佐久間嘉計雄と山上勘之丞の二人は、碓氷峠を越え碓氷関所（安中市横川）で、関所警備の安中藩兵に対し、東山道総督府下向の際は関所を明け渡すことを約束させた。同十四日朝、佐久間らは安中藩から

勤皇証書を受け取った。続いて同十五日頃までに前橋・高崎・吉井・七日市・小幡藩から勤皇証書を受け取った。その後、沼田藩（二十日）・伊勢崎藩（二十四日）・館林藩（二十六日）に勤皇証書を提出させ受け取り、尾張へ帰国した。上州諸藩の勤皇証書は、三月七日に新政府へ提出され、上州諸藩は新政府側につくこととなった⁽¹⁰⁾。こうした上州諸藩（領主層）の支配力弱体化や官軍側への乗換の最中に発生したのが、後述する東上州世直し一揆であった。

（四）官軍先鋒御宿陣日割の写し、万石以上御扱い振り等

官軍先鋒御宿陣日割の写しについて、二月二十日官軍先鋒が大坂を出立し中山道美濃国内へ東進した。大垣藩兵・千二百〇〇人、千三百人は加納宿（岐阜県岐阜市加納）泊、同彦根藩兵・七百五十九人は河渡宿（同岐阜市河渡）泊、鳥取藩兵・七百九十二人は美江寺（同県瑞穂市美江寺）泊、惣督・百人、土佐藩兵三百人、大垣藩兵糧方約二十人等の計五百人余りは美江寺泊であった。薩摩藩兵約千四百七十二人は、大坂を二日遅れの二十二日に出立、長州藩兵三百人は翌二十三日に同所を出立、土佐藩兵千二十一人は同所を二十四日と少しずらしで出立した。各藩兵は、美江寺宿・河渡宿・加納宿・鵜沼宿（同県各務原市）・太田宿（同県美濃加茂市）・伏見宿（同県御嵩町）・御嶽宿（同）の中山道各宿場に、少しずつずらし

て宿陣したことがわかる。この中に本来なら旧幕府側に所属すべき彦根藩・高須藩が含まれ、既に官軍側に降伏し、しかも先鋒惣督軍に属していたことが注目される。

翌三月上旬、官軍最先鋒「先手早打ち」の伊達轍之介・南部静太郎・原保太郎らの軍勢は、中山道本庄宿に宿泊していた。同所から江戸へ向け中山道板橋宿まで継ぎ立てた。三名は、馬早打ちで通行し、本庄宿までの代官支配所（幕府領）の境を示す榜示杭を引き抜き、「天朝御領」と記した榜示杭に立て替えた。ただし、深谷宿から板橋宿までの代官支配所榜示杭の引き抜き・立て替えは無かったが、宿々の高札は残らず取り外した。その後三人は、早駕籠で中山道に戻った。

二月中のこととして、①万石以上の面々（諸大名）御取り扱い振り、②武家屋敷の町人への貸与、拝領屋敷・町屋敷の譲り請け・譲り渡し、③簾本・御家人の縁組・養子願い、④今後の関内公事出入は前々の通り勘定奉行の取り扱い、などが記されている。なお、この年の「上巳御禮」⁽¹¹⁾は行わず、当日は平服を着用する旨が記されている。

この他、「鎮撫使御下向に付、御恭順御取扱之旨御書付」という見出しで、美濃守殿御渡（二月二十八日）、奉行から市中への御触書写し（辰三月）、備後守殿御渡（二通・三月六日）、美濃守殿御渡（三月、大奥より御書付）、大目付・目付へ備後守殿御渡（三月十日、大目付を以て御歎願）、東山道総督府参謀より薩州・長州御人数中へ書状（三月七日）、

などが列記されている。

(五) 御先鋒総督御下向、他

三月五日、先鋒惣督府軍が、中山道新町宿（高崎市新町）や二つ手前の高崎宿（高崎市本町・田町など）に宿泊した。その内訳は、先手の坐光寺盈太郎の従者・浪士約百人は新町宿泊、薩摩藩約二百人・大垣藩約四百人・長州藩約二百人は高崎宿泊であった。過日、東山道惣督府執事差し出し・高崎藩重役中宛てに発せられた書状には、官軍兵喰取扱い・人馬継立てに関する申し入れが記されていた。それによると、人足五百人の手当について、宿泊は一人当たり白米四合・壹朱、中食は白米二合・銭百文とあり、支払いは追って朝廷より各持ち場の大名へ御下げになるはずであるが、それまでは、「弁え置く」（立て替えて置く）べし、という趣旨であった。

次に、先鋒惣督府軍の行列の並びが記されている。①御衣帯方、②参謀、③輔翼、④大監察、⑤諸藩詰所、⑥御中軍馬廻り、⑦御醫師、⑧御旗奉行、⑨力士隊、⑩御本陣御用掛、⑪道中取締方、⑫御用加勢、⑬金穀掛、⑭小堀掛、⑮三井方、⑯諸藩應接掛、⑰小監察、⑱表日記、⑲御本陣席割、⑳御沓方、㉑御馬口附、㉒御本陣附下部、㉓貝役、㉔大砲方、㉕兵粮方、㉖小荷駄方、㉗御輿の者、とある。その後に、薩摩藩、彦根藩、因州鳥取藩、近江国西大路藩（市橋下総守）、岩村田藩（内藤志摩守）、岩村藩（松平能登守）、飯田藩（堀石見

守）、須坂藩（堀内蔵頭）、加納藩（永井肥前守）、高須藩（松平範次郎）、高遠藩（内藤若狭守）、但馬藩（仙石讚岐守）と続いた。

中山道下諏訪宿以東の休泊割り入り、つまり中山道沿道の信州・上州各藩への東山道軍に対する宿泊・休伯の世話担当分担については、以下のように記されている。下諏訪宿より長久保宿迄は信州・松本藩（松平丹波守）、長久保宿より岩村田宿迄は同小諸藩（牧野遠江守）、岩村田宿より上州安中宿迄は同松代藩（真田信濃守）・上州吉井藩（松平左兵衛督）・同安中藩（板倉伊予守）、安中宿より高崎宿迄は同小幡藩（松平摂津守）・同高崎藩（松平右京亮）であった。具体的に記されてはいないが、おそらく各藩の極めて多くの領民が、人・馬等の負担を務めたと考えられる。

三月八日、総督府監察方は、高崎宿着陣に際し、当時旧幕府側の旗本人数が市・在へ徘徊し、万一押し買い・狼藉がましきことがあれば、早々に先鋒総督府本陣へ訴え出るように、と同宿周辺村々へ触れている。また、同日、大垣・長州・薩摩藩からなる官軍先鋒斥候隊は、上州伊勢崎藩領村々へ宛てて、中山道筋官軍先鋒惣督・岩倉殿通行については追々御達しがあるけれども、人馬手当て等武州本庄宿役人どもから触れが有り次第、遅滞無く、村役人を差し添えて差し出し継ぎ立てるように、と申し渡した。もし不都合なことがあれば村中の曲事にする、という厳しい文言であった。

(六) 東山道鎮撫惣督岩倉殿高崎御泊、梁田合戦など

東山道鎮撫惣督・岩倉具定が指揮する東山道先鋒軍が、三月七日・八日、高崎の石上寺を本陣として連泊し、同九日に江戸へ向け出立した。

一方、当初江戸に滞留していた旧幕府軍方の歩兵が、以前より忍城下の行田（埼玉県行田市）に止宿し、そこから北方へ進んで、日光例幣使街道の渡良瀬川渡河直前・梁田宿（栃木県足利市梁田）に止宿していた。ここを渡ると一挙に野州南部の佐野天明宿・栃木宿方面へ進めるので、梁田宿は極めて重要な戦略拠点であった。三月九日朝、薩摩・長州勢軍（官軍）と旧幕府軍歩兵（衝鋒隊）の衝突を本史料は、次のように記している。

「九日早朝、薩長勢押し掛け、争戦に相成り、双方手負い・討ち死多く之れ有り、梁田宿放火、同日九ツ時熊谷宿止宿の薩長四・五百人、妻沼をさして繰り出し候所、双方とも相退き、薩藩一方の大將深手負い、熊谷宿にて相果て、歩兵の人数三百五十人程と言う、羽生の陣屋へ行く歩兵なりとも言う、虚實相分ならず（後略）」

この戊辰戦争の一つ梁田戦争（梁田の戦い）は、通説では、川村与十郎らの率いる薩摩・長州・大垣藩の新政府軍と、古屋佐久左衛門率いる旧幕府軍の衝鋒隊が衝突し、新政府軍の勝利に終わった戦闘であるとされている。本史料は、「双方

手負い・討ち死多く之れ有り」、「双方とも相退き、薩藩一方の大將深手負い、熊谷宿にて相果て」とあるように、あたかもこの梁田戦争が双方の痛み分けであったようかええる記述であるが、その実体は官軍側の圧勝であった。このように本史料は、旧幕府軍寄りの記述が多く見受けられる。敗れた旧幕府軍衝鋒隊は、この後の小山・壬生・宇都宮における戦闘にも参戦することなく、直ぐに田沼・葛生辺から北方へ退き、会津若松に向かったとされる。

官軍側の動きについては、先述の三月五日に新町宿・高崎宿に宿泊していた先鋒惣督府軍本隊が、この頃武州熊谷宿（埼玉県熊谷市）まで進軍し、大垣・長州・薩摩の三藩兵からなる斥候隊が、旧幕府軍歩兵衝鋒隊の行田（忍）・羽生陣屋・梁田宿等への動きを偵察し、逐一同本隊へ連絡していた。本隊部隊長たちの意見が分かれ、結局薩摩藩の野津らは江戸へ向かい、同藩の川村与十郎らが熊谷⇩妻沼⇩利根川渡河⇩太田宿方面へ進軍したとされる。三藩兵約二百人は、太田宿から旧幕府軍衝鋒隊約九百人のいる梁田宿の状況を十分に偵察・掌握し、北側の渡良瀬川を除く三方向から包囲して、三月九日朝に攻撃を開始した。衝鋒隊の死者数は、数十名く百名以上と諸説ある。一方官軍の死者数は、薩摩藩二名、長州藩一名、負傷者数は計六名と僅少であった。よって、梁田戦争の後に熊谷宿止宿の薩長四・五百人が妻沼をさして繰り出した、というのは時間的ずれの偽情報であったと考えられる。

この梁田戦争の旧幕府側敗戦が与えた東上州村々への影響・衝撃は、極めて大きかったと推察される。この戦いが、後述する三月十二日頃から始まった東上州世直し一揆の活発化の契機となった、とする見方もある。この旧幕府軍敗北の情報を山田郡塩原村（みどり市大間々町塩原）の名主・庄兵衛や兵助は、同じ領主を頂く新田郡新井村（太田市新井町）まで出張し見聞していた。おそらく領主・能勢家の家族が江戸から避難するための受け入れ体制をここで相談していたものと考えられる⁽¹²⁾。三月九日頃、中山道の高崎宿・武州板橋宿間は、薩摩藩の宿札がない宿場は一か所も無く、大垣藩兵千人余りが桶川に止宿していた、という誇張情報を記したことからも本史料の筆者に与えた衝撃の大きさが窺える。

三月十四日、惣督岩倉具定軍は、中山道を板橋宿まで進み、薩摩・長州・大垣などの諸藩兵は、板橋・蕨両宿に宿陣した。この時、薩摩・長州藩兵は、両宿に番所を建て、旅人の往復を改めた。また、高崎藩・忍藩は、藩兵を官軍へ差し出した。一方、東海道方面は、先鋒警衛が品川まで入り込んでいた。日光宮（輪王寺宮）の徳川慶喜助命の為の御登り、一橋玄同の勅^{ちよくじょう}、誼^{ちよくじょう}拝承の為の御登りは、いずれも不調に終わった。中山道・東海道から各惣督府軍が江戸へ迫り入ってくる中、本史料では、府内（江戸）の町人どもの商売向きは平常で物静かであった、と記している。また、田安殿御廉中下屋敷へ御立退き、旗本・御家人衆の家族が知行所やその他に縁を求

め立退き多く、武家・町人どもの引越し荷物が日々途切れることなく続いたこと、旗本・御家人衆の次男・厄界者^{やっかい}などが、知行地に向けて江戸を離れ、諸方の寺院などに屯していたこと、なども記している。

(七) 武州百姓一揆、上州百姓一揆（東上州世直し一揆）
梁田戦争二日後の三月十一日、武州北部では前年設置の幕府羽生陣屋が焼き払われ、羽生在の堀口何某宅や近辺村々が打ち毀された。また同日、鴻巣宿東北裏の富家人・九軒の家・蔵が残らず焼き払われた。さらに、糠田^{みかた}（埼玉県鴻巣市糠田）の権兵衛宅、小針^{こばり}（同県行田市小針）の田嶋新六宅ほか分家二軒が打ち毀され、焼き払われた。三月十五日、武州世直し一揆の頭取の者が、官軍長州藩の手勢に召し捕られ、鴻巣宿において死罪・獄門となった。これにより、武州（現埼玉県域）の方は一旦静かになった、と本史料は記している。羽生陣屋に残っていた旧幕府軍の歩兵部隊は、梁田戦争敗北の知らせを受け何れかへ去り、同戦争で勝利した薩摩・長州・大垣藩兵なども江戸へ向かう本隊に合流したものと考えられる。その間隙をぬって、北武州・東上州で世直し一揆が起こった。

三月十一日、山王堂村（伊勢崎市山王町）丈左衛門宅・連取村（同市連取町）森村園右衛門宅が打ち毀され、東上州世直し一揆が始まった。翌十二日、境町（伊勢崎市境）に波及

し、中沢茂七・日野屋ほか五軒が打ち毀された。そこから一揆勢は二手に別れ、一手は日光例幣使街道木崎宿へ向かい、もう一手は利根川右岸の那波郡嶋村へ向かった。一揆勢が川を渡ったところ、嶋村村民が五・六人出てきて、鉄炮を打ちかけ切り立てて追い散らし、本庄宿や同宿東方の牧西村（本庄市牧西）から加勢が来て、残らず追い散らした。一揆勢の内、二人即死、二・三人怪我人があり、その上双方が言い合になったが、一揆勢は利根川を渡らずに木崎宿へ向かったか、と記されている。

三月十二日、木崎宿へ向かった一揆勢は、同宿七十〜八十軒を打ち毀し、本陣・脇本陣のみが残り、その他はあらまし打ち潰した、と記している。一揆勢は、一転同宿から北上し、足尾銅山街道から少し西へずれた新田郡溜池村（太田市新田溜池町）の片山岡右衛門家へ向かった。同家は、質物を返したが証書類を焼かれた。足尾銅山街道へ戻り、北上した大原宿（太田市大原町）の鍋屋庄次郎・鍋屋和一郎・質屋甚助は、質物を返し無難であった。しかし、同宿の瀧原後家宅は、質物を返したにもかかわらず打ち毀された、と記している。一揆勢は、そこから北西方向へ向かい赤堀郷をめざした。

翌三月十三日夜、佐位郡曲沢村（伊勢崎市曲沢町）の運蔵は、質物を返し無難であった。同郡今井村（同市赤堀今井町）の中嶋武太夫は質物を返し無難、中嶋祐八は売り物を損失したが無難、赤堀久弥は質物を返し無難であったが、同家経営

の酒店は、商品の酒を少々損耗したとある（一揆勢に飲まれたか）。同郡市場村（同市市場町）の本間千五郎と今井村の傳次郎は、少々打ち毀されたが無難、宿（同市掘下町）の桐生屋嶋之助家は焼き払われ、隣接の一軒が類焼した。草倉（同市野町字草倉）の源人は少々打ち毀され、同所紋弥は無難であった。同日夜、香林村（同市香林町）の権左衛門と同村字中原の梅吉は、質物を返し無難であった。以上のように、当該文書所蔵家のあった赤堀郷地域の世直し一揆について、本史料は詳細に記述されている。『群馬県史』資料編15掲載の二点の史料(13)では、それぞれ「赤堀村」「西方赤堀辺」と記されているのみであり、本史料は、同地域の慶応四年の世直し一揆を知る上で極めて貴重である、と言える。

同夜、新川村（桐生市新里町新川）の吉田権右衛門は質物を返し無難、同村清水屋は店の品物を損毛した。同村宿の田中屋重吉は少々打ち破られたが無難、田中屋惣兵衛は質物を返し無難であった。一揆勢は、同夜、大間々町（みどり市大間々町）へも押し寄せた。高草木与四右衛門家は質物を返したが打ち毀され、吉田質店(14)は質物を返し無難、近江屋利三郎と麻屋茂兵衛(15)は打ち毀された。

同じく三月十三日の深夜、一揆勢は山田郡桐生新町（桐生市本町）へ入った。佐羽清右衛門・佐羽吉右衛門・森惣（森惣五郎）・泉川・金木屋・萬年屋が次々と打ち毀された。桐生新町南東の新宿村（同市新宿）では江原が焼き払われ、常見

ほか一軒が少々打ち破られた。そこから渡良瀬川を西側に渡河した（同川右岸の）天王宿村（同市相生町）の今定（今泉定右衛門）ほか一軒へ向かったが無難であった。しかし、同所松嶋は質物を返したが打ち毀された。再び渡良瀬川を北側へ渡河した須永村（同市川内町）星野猶右衛門や高津戸村（みどり市大間々町高津戸）の二渡政右衛門・同分家は、質物を返し無難であった。

翌三月十四日、一揆勢は、渡良瀬川を西へ渡河し、昨夜打ち毀した大間々町を通り、河岸段丘を西へ上がった桐原村へ進んだ。同村の売込商人としても著名な藤生善十郎を打ち毀し、小野長（小野長二郎）を少々打ち破った。さらに西側の丘陵を上った所にある奥沢村（桐生市新里町奥沢）の小野里喜左衛門家に損失を負わせた。さらにそこから渡良瀬川沿いの足尾銅山街道を北上し、水沼村（桐生市黒保根町水沼）の星野七郎右衛門家へ進んだ。同家は、一揆勢を防ぎ留め、一人を討ち取り一人を斬首にしたが、一揆勢に施米を差し出したという、他ではあまり見られない対応が記されている。

この世直し一揆の経路について、本史料「慶応記聞 卅三」では、三月十三日夜、新川村の後、大間々町⇩桐生新町⇩天王宿⇩須永・高津戸村⇩桐原村となっているが、みどり市大間々町塩原「高草木正太郎家文書」などでは、桐原村⇩大間々町⇩天王宿・桐生新町方面となっている（16）。地理的にみても新川村から進むと桐原村は大間々町の西側で手前にあり、裏付け

史料の数からも新川村⇩桐原村⇩大間々町が自然な流れと考えられる。また、大間々町の打ち毀し対象について、「慶応記聞 卅三」では高草木与四右衛門・吉田質店・近江屋利三郎・麻屋茂兵衛と四軒が記されているが、「高草木正太郎家文書」では、高草木与四右衛門家・近江屋・糺屋・柏屋の四軒を打ちこわしたと記されている（17）。高草木与四右衛門と近江屋は両史料に共通するが、他の二軒が相違している。桐原村の打ち毀された二軒は、両史料に共通である。

「慶応記聞 卅三」の記述内容に戻ると、奥沢村の小野里喜左衛門家を打ち毀した一揆勢は、赤城山南面を西進し、苗ヶ島村（前橋市苗ヶ島町）の与次兵衛宅、田面村（前橋市粕川町西田面など）弥惣治宅へ向かい、両家とも質物を返したことが記されている。この後の記述は、太田宿（太田市本町）並びに近在、尾島宿（太田市尾島町）並びに近辺、境野（桐生市境野町）最寄り、武州羽生（埼玉県羽生市）並びに最寄り、高林村（太田市高林）防ぎ留め、白井宿（渋川市白井）宮下・豊嶋屋、伊香保（渋川市伊香保町）、沼田領、吾妻郡とほぼ地名のみが記されている（18）。

本史料の筆者は、赤堀家当主の立場から西・東上州世直し一揆を振り返り、その特徴点を以下のように記している。

①質屋は、店の大小に限らず、残らず質物・証書類を返したが、前橋・高崎・その他の城下へは、領主方藩兵の防御により一揆勢は立ち入らず、城下の質屋は質物も返さなかった。

② 一揆の頭取は、村方の百姓を誘引するため、不参加の村方は焼き払う、と威嚇する独特の手法をとった。

③ 目ざす家へ押し入った後、質屋に質物を返させ、貸金・質地等は借用証文を返させ、施米の請書を書かせ、違背する者は打ち毀し焼き拂うという世直し一揆共通の手法をとった。

④ 東上州世直し一揆から六日ほど後、前橋藩・伊勢崎藩・館林藩などの諸藩兵が、一揆鎮圧のため出兵し、一揆勢は散乱し静かになった。領主層や村役人層の教諭により、一揆勢から取り戻した質物が、徐々に村方へ返却されたが、そうでない村もあり、区々^{まちまち}であった。

⑤ 新田岩松氏が、官軍の命を請け手勢を差し出し、所々の世直し一揆を鎮撫した。

⑥ 富裕層・大経営者は、米・金などをその身分に応じて差し出し、宿・町・村々などへ施しを行った。武州は忍藩領^{おし}から深谷宿・本庄宿の最寄りにかけての地域や秩父郡辺りに、上州・野州は一円に、施米・施金を困窮者へ遣わした。

⑦ 一揆の頭取が、各諸藩へ追々捕縛され一揆は鎮静化した、と記している。上州世直し一揆の特徴を見事にとらえている。

(八) 官軍惣督府御触、水戸家風聞、江戸風聞

慶応四年三月、東山道総督府執事は、上野・武蔵宿々村々役人どもへ宛てて御触書を出した。世直し一揆は不屈き至極ではあるが、参加した百姓どもを教諭して帰村を促すよう諸

藩へも命じたので、徒党の者たちが村方へ乱入したならば、最寄りの大名へ申し出るように、というものであった。

三月十一日付、村々高札に立て置くよう命じた東山道総督府執事から村々へ宛てた御触は、世直し一揆について、「深き子細之れ有るべく」「一々の趣申し出べく」「百姓ども行き立ち候様いたし遣わすべく」と、一揆参加の百姓たちへ一定の理解を示している。武力弾圧・強引な手法だけでは、かえって治安維持が難しくなると判断したためであろう。

三月付で、東山道鎮撫惣督府執事は、前橋藩主松平大和守・高崎藩主松平右京亮など上野国九藩主に宛てて、次のような回章(19)を出した。徳川領地並びに諸旗本知行所については、決して御召し上げにはしないが、古徳川領地並びに上武両国の旗本知行所は、総て同国列藩へ鎮撫取締りを命じるので、各藩が相談し、それぞれ持ち場を定めて諸方へ藩兵を差し出し、賊徒の乱妨を除き悪徒を召し捕り、諸藩脱走士・無宿の悪人を速やかにその藩に於いて処刑すべし。もともと百姓と言えども頭立ちの者は、平日の行いを聞き糺し、人物正邪によってそれぞれ所置致すように、租税は近々確定の上命じられるので、それまでは鎮撫・民政に心を用い、万民が本業に専念できるように尽力せよ、という趣旨であった。

この他、三月風聞として、水戸藩内の武田の徒と諸生党による内紛・対立、この頃江戸で旗本による内職(商売)が許されたことなどが記されている。屋敷門内は、豆腐・濁酒・

餅・饅頭類・呉服・太物など、門前の屋台店では寿司・天ぷら・古道具などが売買されたことがわかる。

(九) 江戸表風聞、新田岩松氏、他

四月三日・四日頃の江戸の風聞として、次①～⑧のようなことが記されている。①東山道鎮撫惣督岩倉が板橋宿逗留、北陸道先鋒総督高倉・四条が千住口へ廻り、朔日頃、東海道・東山道その他の口々から官軍が江戸へ繰り込んで来た。しかし、至って平穩、②尾張藩の上屋敷を明け渡し、警衛の諸藩兵が駐屯、③参謀方・西郷吉之助と申す人が、京都へ伺うため出立、西郷の江戸帰府がなければ、江戸城・徳川慶喜の所置は分ならず、④江戸市中は至って平穩、引越荷物の数が夥しく、大店おおだなは店を閉ざしている者多し、⑤御役人・万石以上の大名は江戸不在、若年寄わかぢよりも全て万石以下の籾本などが務める、⑥万石以上の大名で江戸在府の者は一人も無く、御屋敷に少し勤番を残し置くばかりで、残らず国許くにもとへ引いた、⑦今度朝敵の名を蒙った諸侯以外は、残らず天皇の家臣に位置づけられ、御請けした様子、⑧奥州・羽州の内、秋田の佐竹氏さたけは、京都の朝廷へ通じている。その他の奥羽諸藩主は朝廷へ未だ随順せず、今度服従しない諸藩への追討の命があり、会津藩は防禦の考えがあるようだ、などである。

四月四日、東海道鎮撫総督の橋本・柳原両氏が、江戸城西の丸へ入った。三日前からの対応が、詳細に記されている。

① 勅使が江戸へ入ってくる道筋の武家屋敷の対応（四月朔日）、② 江戸城西の丸登城の際の武家出勤時の服装（四月三日）、③ 一橋家・田安家連名の歎願訴状、④ 柳原・橋本江戸入城、⑤ 田安家の応接、⑥ 静寛院宮様から御料理、⑦ 池上本門寺へ止宿、⑧ 翌日六ツ半時発駕・江戸城再入城、京都から勅諭は未だ届かず、などである。その後、四月五日・六日は平穩に過ぎ、徳川慶喜が一両日中に水戸へ退去、などである。

本史料の記述は、突如半月前・三月二十五日の風聞に遡る（実際は三月十三日・十四日）。勝安房守と西郷吉之助の会谈時の応答七か条が記されている。見出しには、「此の応接、官軍何人と幕府何人と哉、又勝と西郷之名前之れ有るも相分からず」とある。当時の地方知識人の正直な感想であろう。

① (西郷) 慶喜は備前藩へ御預け、恭順・謹慎致すべき事

(勝) 水府へ御預け下され度たく

② (西郷) 諸侯、慶喜暴動を輔たすけ候は、謝罪（実行）折相立てるべく候事

(勝) 諸侯関係之れ無し、天朝次第

③ (西郷) 軍艦残らず官軍へ相渡すべき事

(勝) 何の船の事

④ (西郷) 兵器、残らず差し出し候事

(勝) 兵器、何の事

⑤ (西郷) 城内住居の向きは、向嶋むこうしまへ引き移り申すべき事
(勝) 何れより何れを指し候哉

⑥ (西郷) 居城明け渡し候事

(勝) 畏^{かしこ}み候

⑦ (西郷) 玉石共碎候御扱い之れ無き間、一同暴動致し候はば、官軍取り鎮め申すべく候

(勝) 応接中官軍繰り入り、暫御猶豫の事

「勝安房守・西郷吉之助、徳川の為に周旋・尽力いたし候よし、之れに依り穩やかに相成り候よし」とある。これは、前記①～⑤の五か条について、勝の回答が極めて曖昧であり、西郷自身の判断では決裁することも出来ず、京都へ登って朝廷の回答(勅諭)を戴くことになったいきさつを説明するため、本文のこの部分に挿入した記述であろう。

本史料は、この後、同年三月、東山道鎮撫総督府執事四人から新田岩松氏に宛てた命令書が記されている。その方(新田満次郎)は、先祖の遺志を継ぎたいというので、官軍に随従することを命じるから、兵士を精選・引率し、賊徒(百姓一揆やその頭取たち)を平定して、王室中興の業を助けるように、という趣旨である。満次郎に家来の大舘謙三郎・黒田信一郎・栗原梧郎ら数人が付き添い、東山道鎮撫総督府へ出でて、この書付を拝受した。その後、家来たち数人は、太田の金龍寺に暫く駐屯した、と記されている。

(一〇) 東海道筋風聞、五か条御達(勅諭)、他

東山道筋風聞として、三月十一日～四月朔日の東海道鎮撫

惣督府軍勢の江戸入りの状況が記されている。「辰三月十一日、長州・薩州両家人数、品川宿着、(中略)同十六日備前侯品川着、同十八日高輪東禅寺へ入る、尾州家御人数、同十五日品川着、同宿寺々へ泊、同廿一日夜九ツ時頃、蒸気軍艦にて海上より勅使先手大原前侍従殿横濱御着、同廿七日迄逗留、同日昼七ツ時、横濱出立、品川宿御着、本陣御泊、警衛は、長州・薩州(中略)人数式百人拾人、四月朔日、大原殿、品川本陣より同所東海寺へ御入り、同日長州人数百人程(中略)江戸愛宕下万年山青正寺^(松)へ御入り、菊の御紋御旗行列、四月朔日、東海道勅使橋本中将殿、池上本門寺御着に相成り、惣勢千人程、江戸入口所々見張り番所相建て、出入の人々を改める、官軍宿々御泊り一夜、老朱・白米四合、中食百文・白米式合、有馬惣勢五拾人程、鍋島三拾人程、備前百拾人程、大村百五拾人程・品川より江戸入り、後詰めは、薩州・長州・尾州・大村等追々入り込み候様子、外に藤堂・細川等繰り込み候風聞」とある。甲州道中方面の三月十四日の状況、当時の銭下落・江戸の諸色下げ値などの状況が記されている。

四月四日、官軍先鋒惣督の柳原・橋本が江戸城西の丸へ入城した。勝安房守・西郷吉之助会談の未決着な五か条に対する勅諭を柳原らが携え、旧幕府側へ左記のように申し渡した。

第一条…左の條件を實行するならば、徳川の家名を立て、慶喜の死罪一等を宥^{ゆる}し、水戸表へ退き、謹慎在るべく

第二条…江戸城を明け渡し、尾州藩へ渡すべく

第三条…軍艦・銃炮を引き渡すように、追って返すべき

第四条…城内住居の家臣どもは城外へ退き、謹慎在るべく

第五条…慶喜の叛謀を助けた家臣は重罪、嚴科に処すべき処、格別の寛典を以て死罪一等宥すので、所置言上、万石以上の大名は朝裁の所置を待つように、という内容であった。その後、徳川慶喜の勅諭に対する「御意書付」、静寛宮（第十四代将軍家茂の正室和宮）は田安家へ、天璋院（第十三代将軍家定の正室篤姫）が一橋家へ向かい、江戸城を退いたことが記されている。

続いて「開成所新聞⁽²⁰⁾」の内書き抜き、会公の詩」として、楷書で次の漢詩を記している（読み下し文・口語訳は関口）。

「自古英雄多数奇」

古より英雄、数奇多し

いにしえより英雄は数奇（不遇）な運命をたどることが多い

「胡為大樹棄連枝」

いづくんぞ大樹として、連枝を棄つるあらんや

どうして慶喜様が、兄弟である親藩諸侯の私を見捨てようか

「断腸三顧許身日」

断腸、三顧身許す日

断腸の思いだ、何度も依頼され京都守護職就任を許諾した日の事を思うと

「揮淚南柯入夢時」

涙を揮う、南柯の夢に入る時

涙を流し拭う、栄華のはかない夢であった都での日々を思い出して

「萬死報恩志未遂」

萬死報恩の志、未だ遂げず

生命を投げ出して天皇の御恩に報いようとする志は、未だ成し遂げられず

「半途墜業恨何涯」

半途業を墜とす恨み、何ぞ涯あらん

途半ばで手柄を失った恨みに、何で限りがあるうか

「暗知氣運推移去」

暗に知る、氣運推移去る

人知れず知る、氣運が移りかわり、我が方から去ったことを

「月黒橋頭啼子規」

月黒（＝黒月）、橋頭、子規啼く

月が欠けていく時期、橋のほとりで啼いているホトトギスのように、つき（＝運）が傾いていく橋（端）で、私は涙を流し、声をあげて泣いている

開成所は、文久三年設置の幕府の洋学教育研究機関である。

「会侯」松平容保作ではなく、同所職員等の可能性もある。

(一一) 鎮撫先鋒惣督御入城、御籙本・御家人脱走、他

四月、東海道鎮撫先鋒惣督の柳原・橋本が、品川方面より

江戸城西の丸へ入城した。東山道鎮撫総督岩倉は、中山道より傳通院へ入り、北陸道鎮撫先鋒惣督の高倉・四條は、千住口より浅草本願寺へ入った。諸藩兵の警衛は、尾州藩上屋鋪・有馬の屋敷等へ入った。同四月付、東海道鎮撫総督府からの書付は、次のような内容であった。今回の進軍は、朝敵慶喜並びに抗命の族のみ誅鋤遊ばされるためであり、叡慮により死一等宥される上は、心を寄せる民衆は勿論、才能・志有る者は、御拔擢、億兆愛撫の意、徳川譜代・陪従・小吏に至る迄疑懼を抱かず、この聖意を奉戴し、土農工商等一切安堵、営業致すべく候、当分徳川祖宗の良法は、そのまま変更無く、勤王一途、当国の諸事訴訟は忌諱無く、当総督府へ申し出るように。

こうした中、水戸藩に御預け・謹慎となった徳川慶喜は、四月十一日、寛永寺を出発した。同日、江戸城が尾州藩等へ引き渡された。同日頃、旧幕府軍の陸軍・海軍二・三千人が脱走したという風聞が広まった。十二日、江戸城の諸城門（見付）が官軍により警固され、十四日、駿府に長く滞在していた大総督有栖川宮が江戸城西の丸へ入城した。溯る同月七日、徳川慶喜の近臣であった塚原但馬・小野内膳・瀧川播磨・大久保主膳・榎本對馬・設楽備中・室賀甲斐など十名について、死一等減じ、揚がり座敷(21)蟄居などが命じられた。

(一一一) 野州合戦、おやま小山合戦、宇都宮落城、結城落城、他

ここでは、戊辰戦争中の下野国しもつけ（現栃木県）における一連の戦闘が、比較的詳細に記されている。四月十二日、宇都宮南方の日光街道すずめのみち宮宿（宇都宮市雀の宮）と石橋（下野市石橋町）間の合戦について、官軍方はいずれも恭順した彦根藩・高崎藩・館林藩・足利藩・忍藩おし・信州諸藩兵、これに対する旧幕府軍方は、会津藩・江戸脱走の籙本・御家人・歩兵等であった。結果は、本史料によると、官軍方の大敗で討死・手負い人多分により日光例幣使街道合戦かつせんば場宿（栃木市都賀町合戦場）・同富田宿（栃木市富田）等へ引き揚げ、負傷兵に養生を加えた、とある。これ以前、会津勢と惣督府から命を受けた官軍方諸藩兵が衝突した。会津勢は樹林・麦畑等で巧みなゲリラ戦を展開し、官軍方が大敗を喫した、とある。同月十七日、小山合戦、翌十八日、鬼怒川合戦があり、いずれも官軍が敗走した、とある。この後も江戸から官軍方が追々出勢し、毎度敗走という風聞がある、としている。会津勢は、東照大権現神兵と記した籙を押して勇壮で、少勢ではあるが実体は江戸脱走の籙本・御家人が多い、としている。四月十六日以降の戦いで、官軍方の討死八百人程、会津方の討死六拾人程と聞え、その後、江戸より薩長勢が繰り出し、対陣致す由、と記している。このように本史料には、会津勢がいずれの戦闘も優勢という情報が数多く記されている。

四月十八日、京都から帰国途中の若き仙台藩主が、中山道・日光例幣使街道が交わる倉賀野宿（高崎市倉賀野町）に宿泊した、とある。翌四月十九日朝、前橋藩へ早便が続けて二度入り、即刻軍勢が繰り出した。事情は分からないが、野州での戦闘が激しいので、同藩が恭順した官軍方からの出兵催促であろうとしている。同十九日、江戸脱走士を多く含む会津勢が、宇都宮城下に焼き打ちをかけ城下の大半が焼亡した。既に官軍方についていた藩主戸田氏は、上州館林城へ落ち延び、かわつて会津勢が宇都宮城へ入城し、日光御神領と心得るべき旨名主たちへ申し渡した（第一次宇都宮城の戦い）。

二十二日雨、宇都宮城から出撃した会津勢（江戸脱走士多分）が、官軍方が籠もる壬生城（下都賀郡壬生町）に火を掛け攻撃したが、大雨で上手くいかず、数人が生け捕られ撤退した（壬生城合戦）。翌二十三日、壬生城北方の安塚原（安塚原で両者は再び激突し、官軍方が勝利した（安塚原合戦））。結果、本史料は、会津勢の死者は七十人程で、残兵は宇都宮城へ撤退し、敗戦ではあるが死者は少なく、官軍は勝利したが死者は多かった、という風聞を記している。

同二十三・二十四日頃、野州の戦闘で敗走した官軍方の「落武者」（藩兵）が、上野国桐生新町北方の根本山（根本山）近辺を峠越えし、桐生辺りを通行して、本国へ撤退して行った。十人・二十人位ずつ落ちて行き、彼らは「信州内藤両家」（高遠藩・岩村田藩）の負傷者・死者であったという風聞で、前橋へ

首級を多く持つて行ったという説がある、と記している。

この後、本史料は、野州合戦以前にあった常陸国の笠間（笠間）争・結城（結城）落城の経緯、「内外新報」（22）に基づき、小山（結城の西隣）での戦闘、さらに下総国松戸宿辺の戦闘について、官軍と江戸脱走士の戦いで官軍方が敗れたと記している。

同四月、中山道武州本庄宿・深谷宿・寄場組合などは、官軍から用金を村高百石につき金三両・白米三俵宛ずつ出すよう命じられた。遠隔地の場合は、米は代銭納でよいとして、東海道品川宿総督府役所へ納めるよう命じられたが、同月二十二日頃、上納には及ばない旨達しがあり沙汰止みとなった。この件は、武州・上総・下総・相州等へも命じられた。これより以前、奥羽鎮撫惣督として九條・沢三位が、松島の瑞巖寺（宮城県宮城郡松島町）へ入った。

会津勢・江戸脱走士らは、二十三日の安塚原の戦いで敗れた後、宇都宮城へ籠城していたが、二十四日夜、官軍から挟み打ちに攻め立てられ、多人数が討ち死にし、宇都宮城は官軍方が奪還した（第二次宇都宮城の戦い）。敗れた会津勢・江戸脱走士らは、会津勢が屯集する日光へ向かい一先ず合流したが、会津勢と脱走士が和合できず、会津勢は会津方面へ引き取った。江戸脱走士らは、官軍に追われたのか、離散したのか、風聞も諸説あり分からず、と本史料は記している。翌閏四月朔日、官軍方の五・六百人が、野州足利町（足利市）に止宿した。既に官軍方へ恭順していた領主足利藩戸田氏は、

ここへ献金した、と記されている。

(一三)官軍桐生・大間々町御泊、一揆囚獄の者死罪、星野七郎右衛門縛を請け

閏四月三日、官軍四百人余りが、桐生新町(桐生市本町)へ止宿し、領主である出羽国松山藩・桐生陣屋より官軍へ献金があった。その桐生陣屋で囚獄中の去る三月の百姓一揆(東上州世直し一揆)の頭取どもについて、本史料の筆者は「夫々免助にも相成るべきの処」官軍再度の取り調べにより、予想以上に厳しい処罰が下され、桐生において死罪・さらし、になったと記している。死罪は、女湊村(前橋市粕川町女湊)百姓・藤十郎、奥沢村(桐生市新里町奥沢)百姓・紋次郎、大間々町(みどり市大間々町)喜六、同町(名前記載無し)、の四名、さらしは女湊村藤十郎の忤せがれであった。

同四日、東山道先鋒内参謀惣督の祖式金八郎ら七十人余りが、大間々町本陣高草木与四右衛門方へ宿泊した。随従の館林・足利・須坂の三藩兵やその他諸藩の藩兵総勢四百人程は、大間々町内所々へ止宿した。同日、桐生陣屋に囚獄されていた大間々町関係の一揆頭取どもは、官軍が取り調べ、大間々町迄引き連れられ、更に吟味の上、翌閏四月五日、五名に対し厳しい処罰が下された。①大間々町百姓文蔵忤久助、大間々町において死罪、②大間々町百姓栄作、片鬢・片眉剃落して五日間さらし、③大間々町百姓吉兵衛、片鬢・片眉剃落して五日

間さらし、④大間々町百姓(名前記載無し)、片鬢・片眉剃落して五日間さらし、⑤閏四月四日夜逃げ去り行方不明の大光院忤勘次、という五名である。特に、逃亡した勘次について、等閑致し取り逃がしたことは不埒至極だとし、桐生陣屋役人らも以下のように処罰された。①酒井氏家臣物頭留主居兼の屋城織江、大小刀・懐中物取り上げ本縄の縛を受け、②同代官の渋谷要助、同断、③大間々町組頭(名前記載無し)、腰縄、④大間々町右勘次縄取りの者、本縄付、⑤同断、の五名であった。さらに、逃げた勘次については、五日中に尋ね出し差し出すよう命じた。もし五日中に差し出さなければ、大間々町役人・本陣・関わり合いの者一同を同罪にするとした。申し渡し後、祖式ら一部の官軍は、縄付の者六人を引き立て、大胡宿(前橋市大胡町)へ向かった。桐生新町・大間々町の役人は、歎願のため大胡宿迄出向いた。

同五日、官軍は残らず出立し、先の世直し一揆勢が押し寄せた新川村吉田権右衛門方で休憩し、大胡宿へ向かった。同日、官軍先手は、勢多郡小暮村(前橋市富士見町小暮)須田六郎左衛門方に宿泊した。同六日、堀田氏の佐野藩兵百人程が、大間々町大塚藤左衛門方で休み、大胡宿へ向かった。堀田氏は、官軍へ兵士・武器多数を差し出し、献金等も行った。佐野藩兵は、官軍を追って沼田(沼田市)へ向かった。

遡る同四日、官軍が大間々町に到着した際、その一部の長州藩家臣坂戸周助・館林藩家老・早枝氏を大将とする百人余

りの部隊は、水沼村（桐生市黒保根町水沼）へ向い、星野七郎右衛門宅へ打ち入り、七郎右衛門父子・召し使い等を捕縛、その他水沼村役人・小前を一人ずつ召し捕った。また、七郎右衛門所持の鉄炮・武器は、残らず取り上げられ焼き払われた。同七日、官軍は、水沼村から銅山街道を足尾方面へ向かった花輪村（みどり市東町花輪）へ赴き本陣とした。その花輪宿へ、水沼村寄場組合十八か村から星野七郎右衛門助命の歎願書が提出された。

同七日、先の大間々町の囚人で逃亡した勘次が、天沼村（桐生市相生町）条次郎方で匿われているという情報が入り、出羽松山藩桐生陣屋の手勢が召し捕った。勘次は、当時官軍本陣が置かれていた白井宿（渋川市白井）まで多人数の警固で召し連れられた。同宿で、勘次と匿った天沼村条次郎は死罪と決まり、再び大間々町まで連れ戻され、獄門に処された。縄取りの二人は大間々町にて「さらし」となった。出羽松山藩桐生陣屋役人の屋城織江と渋谷要助は、大小懐中物を返され宥免となり、大間々町役人の二人も許された。

同八日、星野七郎右衛門本人・長男長太郎(23)・次男周次郎・三男良助(24)、水沼村名主某・勢多郡荻原村金剛院悻某、星野家の分家某、都合七人が縄付で、渡良瀬川を渡り荒神山峠を越え塩原村經由で(25)大間々・大胡・当時惣督府本陣が置かれた白井宿まで引き立てられた。水沼村から引き立てられる前、七郎右衛門本人・息子たちは片眉・片鬢を剃られ、五日

間水沼村内でさらされた。水沼村寄場組合十八か村の名主・組頭・星野家親類・大間々町高草木与四右衛門・同大塚藤左衛門らは、七郎右衛門たちの後を追って、彼らの助命を歎願した。その後、七郎右衛門所持の鉄炮・木筒・甲冑・刀劔などが、七郎右衛門宅で焼き捨てられた。水沼村内で他に召し捕られた者並びに七郎右衛門の召使いたちは、罪を許された。七郎右衛門家の蔵は封印され、水沼村寄場組合十八か村へ御預けとなった。この記述部分の見出しには、「星野七郎右衛門縛を請け、無実の嫌疑を請け」とある。身分不相応の武器等を蔵などに所持していた点を本史料の筆者は、「同村は、岩鼻附御料所にて組合拾八か村鎮撫の義、岩鼻より命じ置かれ候に付、武器等も身分に不応所持罷り在り候に付、若し官軍へ御敵対も致し候哉の御疑惑を蒙りしものなる哉」と記している。事実、水沼村は足尾銅山街道の途中にあり、古くから幕府領で、当時、星野七郎右衛門は郡中取締役・水沼村寄場組合大惣代などに任命されていた。

(一四) 官軍沼田城へ入る、小栗上野之助伏誅など

同八日、官軍先鋒の参謀祖式金八郎らは、沼田城へ入った。城主土岐氏は上京中で、同氏の家族は残らず城を出て明け渡し、官軍の食事の世話等をする者もいなくなり、官軍の者たちにとっても迷惑・不都合の状況となった。そこへ付き添って来た桐生新町役人の書上庄左衛門が周旋し、官軍の食事や

身の回りの世話をした。これにより、書上は官軍から褒詞を請け、藩主土岐氏からも称詞を請けた。祖式金八郎は、早々に沼田城から引き上げた、とある。

同八日頃、「小栗上野之助」(小栗上野介忠順)父子・家臣の計七人が伏罪となった。本史料は、官軍の命令により、高崎・吉井・安中・七日市の藩兵が、当時小栗が居住する群馬郡権田村(高崎市倉渚町権田)へ押し寄せ、父子・家来らを召し捕り、高崎において斬首、罪状は分からないが、幕府勤役中の事なるか、と記している。

一方、当館寄託・東京都・磯田道史氏収集文書(P一七〇二・No.一)「風聞記」(慶応四年閏四月)の冒頭には、次のように記されている。

慶応四年辰閏四月六日、上州吾妻郡権田村地頭知行百五拾石之御籙本小栗又市郎、私欲横領ニ憤り小栗上野守ト改名し、右村内へ新城ヲ築キ候ニ付、同国高崎・前橋・安中、其外上州中御大名様方討手ニ向かわせられ、終に責め落とし、打取、外同類六人、高崎ニ而打首、小栗の奥方ハ入山通りニテ逃げ行き、娘は草津峠通り落行

この史料も処刑地は、「高崎」とある。これは、両文書とも情報源が江戸経由であることによるものと思われる(26)。現在、小栗上野介及び家臣四人の処刑地は、現高崎市倉渚町

水沼地内(烏川右岸の河原、石碑有り)、上野介謝罪のため総督府へ出頭した息子又一らが処刑されたのが高崎、というのが通説となっている(27)。

同十一日、官軍祖式金八郎らは、前橋町(前橋市本町)へ止宿した(本陣の松井喜兵衛家(28)に宿泊)。祖式らの官軍へ前橋藩より兵士五十人が差し出され、その後も続いて藩兵が差し出された。十五日、祖式たち官軍が出立し、同国東方の館林城へ向かった。

同十八日頃、以前捕縛された星野七郎右衛門父子たちは、白井宿まで引き立られ、そこから前橋へ、さらに館林まで引き立てられた。祖式らの官軍と一緒に引き立てられたと考えられる。本史料には、その後の館林城内の同藩主を交えた軍議については記されていないが、同藩主や水沼村寄場組合十人か村並びに親類・縁者などの歎願もあって、同組合十人か村への御預けとなった。その後、星野家へは、家宅・田畑・山林なども返され、土蔵封印については、追って御沙汰があるであろうとし、「御疑惑相解く」状況となった。この件があった以前、東山道鎮撫惣督岩倉具定が館林城へ入り、その警衛の諸藩(薩摩・長州・土佐・因州・尾州・彦根・上州諸藩)の軍勢は、残らず館林城内へ屯集し、城中の藩主秋元氏の家族・藩士に至るまで残らず城外へ出て、城明け渡しの状態となっていた。

十七・八日頃、岩倉は、館林を出立し、江戸へ向かった。

これ以前、新田満次郎が館林にいる岩倉具定の陣中へ従者五十余人と出向き、そこから江戸へ随従し、その際新田満次郎らは東山道鎮撫惣督府軍の中軍を命じられた、と記している(29)。同二十一日頃、前橋藩・伊勢崎藩は官軍へ兵士を差し出し、会津藩兵が既に陣地を構えている越後路(三国街道の三国峠)方面へ向かった(30)。

(一五) 三国峠合戦(三国峠の戦い)

閏四月二十四日、三国街道永井宿(利根郡みなかみ町永井)の先、上越国境三国峠手前の般若塚で、上州諸藩及び足利・佐野藩兵と会津藩兵との戦闘が始まった。本史料では、「官軍は足利戸田侯・佐野堀田侯、官軍敗北、堀田の勢討死・手負い多分之れ有るよし」とあり、緒戦は下野国を領有する両藩が戦陣を切って戦ったが、死傷者が多く苦戦したことを記している。「一説、敵は、脱走士千人計りにて、三国峠に集屯、柵杯相構え(31)、数日前より相屯し居り候所へ」、前橋藩・高崎藩、その他の上州諸藩兵五百人ほどが朝霧が深いのに乗じて不意に三国街道を般若塚へ押し登り、会津藩兵が築いた柵へ近づき、式丁計り(約二一八m)を隔てて鉄炮を打ち掛けたところ、会津藩兵・江戸脱走士たちが狼狽し、般若塚の柵を防げずとして忽ち散乱、同街道を浅貝宿(新潟県南魚沼郡湯沢町浅貝)方向へ逃げ去った。この戦闘に、伊勢崎藩兵は間に合わなかった。この際、官軍側は、三人を「打ち取

り」(32)、三人を「生け捕り」にした。官軍の方は、「式・三人疵請け候由」(33)、と記されている。

その後、江戸脱走士を含む会津勢は、浅貝宿に火を放ちながら越後国小出(同県魚沼市小出島)の自軍陣地まで引き、追ってきた上州諸藩などからなる官軍と戦闘、官軍側の勝利となった。この後、魚沼郡地域に目立った敵兵や戦闘がないとみて、八木始が属する前橋藩兵などの官軍は、三国街道を上州方面へ戻り、五月朔日、沼田城へ帰還した(34)。今度は、会津街道沿いの戸倉(利根郡片品村戸倉)方面からの会津藩兵侵入阻止に向けて、沼田城に滞陣し準備したのである。

(一六) 下総辺戦争風聞、富津陣屋脱走士に奪われ、伊豆・相模に脱走士散在、会津より白川を攻め、他

閏四月三日頃、下総国八幡(千葉県市川市八幡)辺りで、江戸脱走士と官軍の戦争があつたが、官軍の大敗であつたという風聞を記している。船橋辺りでは同月五日く七日頃に戦闘があり、「毎度官軍敗走の由、其の後、官軍勝利に相成り候に哉、脱走の徒引き退き候よし也」と記している(市川・船橋戦争、船橋戦争)。

続いて、前橋藩の房州富津陣屋(千葉県富津市)における一件について二説を記し、本史料筆者の持論を述べている。江戸にいた前橋藩士とその家族たちの一部が、官軍が江戸へ諸方から迫る中、同藩領である安房国富津陣屋に引き取って

いた。そこへ江戸脱走士（旧幕府軍）数千人が押し寄せ、陣屋守衛の家老・小河原左宮に同陣屋を借り請けたい（陣屋退去の）旨を迫った。小河原は、陣屋内の味方は少数・劣勢であり防禦の術も無く、特に婦女子が多いので、守衛の責任が果たせずとみて切腹し、陣屋を明け渡した。その後、①江戸から旧幕府の役人・若年寄または目付が出張し、利害を説いて陣屋を取り戻し脱走士を退けたとする説、②官軍が富津陣屋を攻め、籠もった脱走士を追い払い、同陣屋を取り戻したとする説をあげ、陣屋を奪うほどの脱走士が若年寄・目附などの説得で退くとは考えられないので、②の官軍勢が打ち退けたのが「実説なるべし」と記している。

閏四月頃、伊豆国・相模国の所々に簾本・御家人・諸藩脱藩士らが打ち交じり、多数散在していた。これは、松戸・船橋戦争で官軍と戦闘となり、また前橋藩富津陣屋へ押し寄せ逃げて来た者たちか、そうではなく、別に江戸から出てきた者たちか、明らかではない旨が記されている。

閏四月廿四日、日光街道今市宿の辺で戦闘があったことや同月廿六日、会津藩兵が空城の白川城（白河城）を攻撃したが、一説には庄内藩兵と官軍の戦闘と言われている、と記している。同月廿八日、田安亀之丞⁽³⁵⁾へ徳川の家名が下されるという勅諭が下され、その徳川家の城地並びに俸禄は、追って沙汰がある、という風聞を記している。またこの頃、薩摩・長州藩が朝廷へ十萬石ずつ献納したので、加賀国前田氏（金

沢藩）へ高五十萬石を献納すべき旨沙汰があり、大いに迷惑致し候、と「中外新聞」⁽³⁶⁾の記事が記されている。

（一七）新田満次郎伊勢崎止宿、東叡山屯集の彰義隊へ官軍より発砲、武州坂戸戦争、輪王寺宮など

五月朔日、新田満次郎が、従者五十人程を引率し伊勢崎に止宿した。そこから沼田へ赴き、越後迄も越され候つもりか、とある。

五月十四・十五日、東叡山⁽³⁷⁾坊中の所々へ屯集していた彰義隊へ向け、官軍が発砲した。双方とも手負い・討死が多くあるという風聞があった。徳川慶喜が水戸へ向かった後、彰義隊兵士多人数が東叡山に籠もっていた。官軍から東叡山へ打ち入るといふ連絡があり、日光宮は草鞋をはき、従者両三人で、密かに武州川越へ御越しになった由、彰義隊の人々も兼ねてから官軍攻撃の事を聞き知っていたのか、ほとんどが離散した由である。同十四日、官軍が、湯嶋天神の社地から大砲を打ち掛け、東叡山中の堂へ砲火、坊々へ砲火、彰義隊の人々が六十〜七十人死亡した由、死亡した者の内、仕事師体の者、身体へ彫り物などをした者などが多く死んでいたとの事、右の余煙により、南は下谷・伊藤松坂屋という呉服屋辺りまで焼け、東は下谷・柳稻荷の辺りへ類焼、町家は老人・幼児の死者数が夥しい由、彰義隊の人々は、三拾人・四拾人ずつ密かに東叡山内を抜け出して、所々に潜伏していた。

彰義隊は、官軍が湯島台から発砲している背後から切り込み、官軍も多分に死傷者があつた。そこから彰義隊は、護国寺へ入ったという説や甲府へ落ち行くところを日光宮から呼び戻され、川越へ行ったとも言われている、と記している。ここで本史料の筆者は、「案ずるに、宮様より御聲懸かり在りしと言うは、信じがたし、又川越へも容易に入りがたかるべし、所々へ離散せしものなるべし」と記している。一説に、日光宮は東橋を渡りぬいて行方も知れず落ちたまひし風聞もある。また、東叡山の中堂・鐘楼・その他の諸堂、宮の御教法寺院はほとんどが炎上した。戸田川の渡船を止め、千住大橋を切り落とし、旅人の通行が途絶えたというのは、風説のみなので、よく分からない、などと記している。

五月の武州坂戸戦争の風聞について、これは官軍と彰義隊との戦争で、彰義隊は上野東叡山から落ち延びた人々である。この戦いで彰義隊は大敗し、死者が多数にのぼった。この残党が、所々へ離散している、と記している。

同じく五月、輪王寺宮（日光宮）が、会津へ落ち延びたとする風聞を記している。五月十五日朝、輪王寺宮は東叡山を立ち退き、榎本がお供し、凌雲院が付き添い、東橋を渡って、そこから軍艦で羽州へ落ち延びたとする風聞である。学應院は、奥州へ落ち延びた。当初、惣督府から度々江戸登城について促されたが断り、使者を立てられても対面することもなく、止むを得ず十五日の東叡山御立ち退きになったというこ

とである。詳しくは、「江城日誌」(38)があるので省略する、と記されている。

この年は、閏四月頃から雨がよく降ったようで、同年五月晦日までの気象情報が、大まかに記されている。旧暦であるから、現在の六月〜七月頃のことであり、梅雨の雨量も多かったと考えられる。

「閏四月廿二日晴曇、廿三日雨冷氣、廿四日薄晴・薄曇、廿五日雨、廿六日晴曇・村雨・薄曇、廿七日雨、廿八日晴夕雨、廿九日雨、五月朔日雨、二日雨、三日朝雨・村雨、四日朝雨・晴曇、五日朝雨・晴曇、六日朝晴・夕雨、七日曇・夕雨降、八日大雨・冷氣、九日天気よし薄曇・深夜雨、十日細雨・冷氣、十一日曇・夕雨冷、十二日終日雨・冷氣、十三日雨・冷氣、十四日雨・冷氣、十五日雨・冷氣、十六日晴曇・村雨・暑氣、十七日晴曇・村雨・暑氣、十八日晴曇・夕小雨、十九日雨・冷氣、廿日朝雨・晴曇、廿一日朝細雨・曇・夕雨、廿二日雨、廿三日快晴・暑氣、是より日々快晴・炎暑、日々雷雨、晦日土用入り、順氣大いによし」

「村雨」は、一頻り強く降っては止み、止んでは降る雨のことである。「細雨」は、細かい雨、霧雨のことである。梅雨の後半が雨続きで、「冷氣」を伴う梅雨寒であったことが分かる。五月晦日が「土用入り」とあることから、現在の七月下旬頃と推定される。梅雨明けも長引いたと思われる。この時期の米相場は、金壺両に弍斗五升、江戸は弍斗七升・八升替

えに至る、再び雨・冷氣につき俄に沸騰、金壱両に壱斗七升・八升、江戸は壱斗五升・六升に至る、二十三日より快晴・炎暑、又々下落に至る、とある。

五月十七日、大垣藩兵・信州須坂藩兵が、中山道本庄宿を通行した。大垣藩兵は、どこの合戦か負け兵の様子、須坂藩兵は八十人程が出兵し、そのうち五拾人程が討死し、三十人程が引き揚げた、という風聞が記されている。

(一八) 羽州戦争の風聞、上州戸倉戦争、他

五月、羽州戦争があった。羽州柴橋（山形県寒河江市柴橋）と寒河江（同県同市）に幕府領支配の二陣屋（八万石支配）があり、今は陣屋が一か所になって、柴橋の長岡山という所へ仮陣屋が出来、庄内藩主へ御預けになっていたので、同家から請け取りに出張していた。秋田藩主（佐竹氏）へ京都の朝廷より、この陣屋支配の領地を受け取るよう通知があり、秋田藩兵が多数出張し、双方が掛け合い、どちらも我が持分と主張し、幕府領役人が困惑していた。そこへ勅使の三卿が仙台藩へ到着し、東北諸藩の重臣の面々が拜謁に罷り出た。そのうちの天童藩主織田家家老吉田某が、出羽国幕府陣屋の受け取りを命じられ出兵することとなり、計四藩の相談となった、と『内外新報』の記事を記している。

上州戸倉（利根郡片品村戸倉）の戦いについて、「上州戸倉へ官軍守衛致し居り候所、会津勢、会藩四・五人とも、又

は残らず脱走士なりとも、又は狩人・博徒の類なりとも云う、不意に起って官軍へ砲発、前橋・高崎・小幡・伊勢崎・七日市藩兵の官軍、大いに敗走のよし」と僅か三行で記している。この記述部分は月日が明記されていないが、結果的に唯一の激しい戦闘となった五月二十一日、沼田・足利藩兵約八十人の先遣隊と会津藩兵五人ほどが衝突した場面と考えられる。尾瀬の三平峠方面から戸倉村へ侵入した会津勢に向け、大砲を撃っていた足利藩士・今井弁輔が、会津勢の銃弾を受け戦死し、これに衝撃を受けた先遣隊の戸倉守備兵が、上州諸藩兵などの味方が宿営する南方の土出村（片品村土出）方向へ逃げ出し、坂を下りたのである。戸倉・土出間には急な坂道があり、高所の戸倉を占領することは戦略的に有利となる。

いわゆる戸倉戦争は、去る閏四月二十二日、沼田藩兵の一部四十人・足利藩兵四十五人が、新政府軍先遣隊として片品地域へ入った頃から始まっていた。総督府から両藩へ、戸倉周辺の会津藩兵掃討が命じられていたのである。同二十六日、新政府軍は一度土出近辺まで進むが、同日中に南方の越本・音昌寺に引き宿泊、翌二十七日、さらに南方の追貝村（沼田市追貝）の海蔵寺まで引き二泊した⁽³⁹⁾。二十九日、新政府軍は再び北方の戸倉方面へ繰り出し、土出村に滞陣した。新政府軍の第二陣が、土出村へ入ったのが五月九日で、会津勢との本格的な戦闘となったのが、前述の五月二十一日であった。約一か月間、両軍の偵察・小競り合いが戸倉周辺で続いている。

た。新政府軍・前橋藩の半隊司令官・八木始は、二十一日の戦闘を次のように書き残している(40)。

同廿一日

晴天、今日、当陣に於いて、大砲・手銃射的致し候間、有志の面々は、罷り出で候様御達し之れ有り、依つて半隊引き連れ罷り出でる、然る処、四ツ時頃、俄に賊より戸倉へ打ち入り、沼田侯半小隊、足利侯一小隊、能く防ぎ、尤も足利殊に死戦す、終に戸倉村、賊の為に取り墜ち、二侯、土出村へ引き取り、御手前には、久野小作隊御陣詰仰せ付けられ、拙者(八木始)方は、本道先鋒仰せ付けられ、直ぐに付き進軍候処、賊徒は、戸(倉)手前の橋板はぎ、戸倉村へ放火し引き取る、尤も戸倉に賊、相見え候間、遠壺発照火す、当たらず、追々戸倉、火の手盛りに付、巡察使下知に寄りて、安中・前橋二手にて橋木を渡り、戸倉村へ攻め入る、最早壺人も残らず皆引き取る(以上、読み下し文は関口)

つまり、二十一日四ツ時(午前十時)頃、戸倉村を守備する沼田・足利藩兵と会津勢の戦闘が始まり、足利藩兵に死者が出て、戸倉村は会津勢の手に墜ち、二藩兵は本陣のある土出村に坂を下りて引いた。そこで八木始が属する前橋・安中藩兵などが出撃したが、戸倉手前の笠科川などに掛かる橋の

板が会津勢によって剥がされて直ぐに渡れず、一時進軍を阻まれた。両藩兵は、二手に分かれて残った橋木を渡り、戸倉に攻め入ったところ、会津勢は一人も残らず引き取った後であった、ということである。この後、戸倉では両軍の目立った戦闘は起こらなかった。この他、四月二十六日の「江湖新聞」(41)二集書き抜きの記事がある。

(一九)、脱走士前橋へ降参、徳川家御取立、長岡落城、奥羽合戦風聞など

五月、彰義隊二百八十人ほどが、前橋藩へ刀・劔・鎗・炮等を差し出し降伏した。前橋藩は鉄炮を取り上げ、同所の龍海院(前橋市紅雲町)へ入れて置いた、と記されている。

慶應四年戊辰五月二十四日、徳川亀之助の駿河国府中(静岡)城主、領地高七拾万石下賜が命じられた。但し、駿河国一円であり、その他は遠州・奥州の内の地を下賜された。徳川家臣の官位については、以後差し止められた。同日、一橋大納言(一橋家当主)・田安中納言(田安家当主)は、以後藩屏の列(天皇家を守護する者の意)に差し加えられた。江戸で大惣督府が、寺社奉行所は寺社裁判所、町奉行所は市政裁判所、勘定奉行所は民政裁判所、と呼ぶよう命じた。

五月、江戸において通貨両替についての基準が示された。文久銅四文銭は、これまで八文のところ、この節、金一両につき十六文通用、文久銭十八貫文替え。寛永青四文銭は、こ

れまで十二文のところ廿四文通用、當百錢。桐生・大間々辺りにては、金一両につき十一貫二百文替えであった。

同五月、越後長岡城（藩主牧野備前守・七万四千石余）が、落城した。本史料の筆者は、当時、越後国高田藩主・榊原氏（譜代大名）は、この節官軍へ随従した風聞はあるが虚実は確かでない、としている。史実は、この時点辺りから榊原氏は官軍側へ鞍替えし、長岡藩を攻撃したとされる。なお、この戦いに関しては、次の「慶応記聞 三十四」（No.九七）に「越後長岡落城」という見出しで、慶応四年五月二十九日付「江城日誌 第十二号」（五月二十六日・北陸道総督府之来状書抜）の記事を九行に渡って引用・記述している。

同五月、籙本末々心得違いの者、上野山内その他所々屯集、官兵を闇殺し、民財掠奪、益々兇暴を逞しくし官軍に抗働す、実に赦すべからざる国賊也、故に止むを得ず、誅伐を命じた。領内取締向きは勿論、厳に兵備を整え、賊徒尾行あらば速に打ち取り、近傍の諸藩申し合わせ、不行届無きよう尽力あるべく、大総督官よりの御沙汰の事、とある。

同五月、林肥後守（上総国請西藩一萬石）が脱走した。林家嗣子の昌之助の届出によると、父肥後守は、武功を以て所領を領しているのではなく、林家の由緒によって取り立てられていた。特に徳川家への恩儀も深くあるので、今後も徳川家へ僕従したく思い、所領は返上する旨申し立てて脱走した、という風聞である。この後、継嗣林昌之助は、相模国で順察

使・中井範五郎を殺害する事件を起こした。

六月五日、老中服部綾雄が、籙本らに書状を渡した。多数の家来扶助は行き届き難く、御切米・御役金等総て諸手當まで当六月よりは渡し兼ね、銘々の土地・人を支配することは、よく考え、朝廷の家臣になるとも退職を願い出るとも決め、速やかに申し聞くように致すべし、御家人の面々へも同様に心得るべきこと、という内容であった。

六月、奥州辺りの戦争について、白川城（白河城）に官軍二千余りが籠城していた、という風聞があった。白川城は、城主の松平周防守が川越城へ移った後、空城になっていた。六月十三・十四日、官軍と奥羽勢の合戦があり、官軍が大勝利という風聞があった。十七・十八日頃にも戦闘があった。六月十八日、籙本・御家人中の面々へ宛てて達書があった。今後は、銘々の高は下賜されず、役を勤めた者へは御役金を下され、御役御免となった者へは、それぞれ御扶助米を下される予定である、という内容であった。

本史料の最後には、これ以前の六月八日、赤堀家のある今井村の領主・籙本松下錦次郎からの書状が記されている。現在、恐縮の情勢ではあるが、籙本・御家人に命じられた文書の趣旨は承知した。私（松下）は、祖先以来長年、（徳川の）御恩澤に浴し、有り難き仕合わせに存ずる、ついては、この末たとえ扶助が下し置かれずとも（徳川に）奉公し、累代の御厚恩に報いたい、とする決心が記された文書であった。

まとめと今後の課題

以上、赤堀恒雄家文書の伝聞記述である「記聞」類文書、その中の「慶応記聞」シリーズとその概要、さらに「慶応記聞 卅三」の記載内容を一九項目にわたって記した。特に、慶応四年二月下旬の西上州世直し一揆、三月上・中旬の東上州世直し一揆、三月上旬～四月の東山道惣督府軍の中山道及び街道周辺地域への進軍、閏四月～五月の上州の戊辰戦争（三國峠の戦い・戸倉戦争）などの記述については、他の県内外の地域史料と比較・検討し考察した。併せて「慶応記聞 卅三」の全積文を作成し、後掲した（三三頁下～六五頁）。

同家の「記聞」類文書については、「天保弘化年間記聞 上・下」、「安政記聞 無番～五」、「文久記聞 九・拾二・十三」、「元治記聞 拾六～廿三」、「慶応記聞 廿四～三十五」、「明治記聞 三十六 大尾」、「続紀聞 一～九」、「紀聞 壺」、「外夷来艦誌 一～十二」があり、上州に関する記述が比較的多いのは、「天保弘化年間記聞 上」、「安政記聞 三」、「慶応記聞 卅三」であることを確認した。「慶応記聞」については、廿四（慶応二年正月）～三十五（慶応四年七月）明治元年十二月）の計十一点が閲覧公開されている。主な内容について、上州に関する記述を中心に見出しなどから抜粋し紹介した。このうち、「慶応記聞 廿八」・「慶応記聞 卅三」が、上州に関する記述が比較的多く記されている点も指摘した。

「慶応記聞 卅三」は、記述内容等から、江戸出版・発行の瓦版、発刊間もない旧幕府軍（会津藩兵・江戸脱走士等）寄りの視点をもった新聞類が主要な情報源になっていると指摘した。よって、今日の最新研究とは異なる記述も少なからず見受けられる。ただ、本史料の筆者は、文頭・文末に「虚実相分ならず」「一説に」「案ずるに」などと記し、多くの情報（伝聞）を可能な限り見極め記述している姿勢がうかがわれ、これらの点は大いに評価されるべきものと考ええる。また、同筆者が官軍先鋒御宿陣日割り、中山道下諏訪宿以東休泊割、水戸家風聞、江戸風聞、東海道筋風聞、野州合戦など、上州からは遠隔地の情報もしつかり受け止め整理し、記述する姿勢、広範囲に及ぶ地理的な視点を以て記述している点も大いに評価できよう。

以上の点を基に、今後は左記の課題等に取り組んでいきたいと考える。

①慶応三年から同四年にかけての一連の上州の政治・社会情勢、つまり幕府岩鼻陣屋の農兵銃隊人足取立計画と同陣屋崩壊過程、西上州世直し一揆、上州諸藩の恭順と東山道総督府軍の上州通過、東上州世直し一揆、新田岩松氏の行動、祖式金八郎ら官軍の桐生・大間々・沼田への進軍などについて、新史料の掘り起こし、既存史料の検証等に基づき研究を深め、進展させていきたい。特に、現在の桐生市域に関する出来事は、後年刊行予定の『新

編『桐生市史』の執筆・編纂等に充分活用していきたい。

② 戊辰戦争のうち、特に野州梁田戦争・壬生合戦・小山合戦・二度の宇都宮城攻防戦、上州の三国峠合戦（三国峠の戦い）・戸倉戦争などについて、これまでの研究史を整理し、さらに新史料を掘り起こして、研究を深めていきたい。

伝聞史料とはいえ、様々な良き特徴・内容をもった赤堀恒雄家文書の「記聞」類文書は、当館収蔵近世文書の中でも随一の存在と考えられ、引き続き活用・普及に努めていきたい。

【注】

- (1) 筆者について明記はなく、当該文書群の他の文書から、天保期以降の当主「赤堀伴七」と考えられる。同じ根拠により、幕末・明治維新期以降の当主は「久弥」である。
- (2) 「慶応記聞 三十五」の後尾部分には、「明治紀聞 公議所日誌 第九 外国官問題十七條・外国官問題四條」が合綴されている。
- (3) 「紀聞 老」のみ野紙に縦書きで記載されている。
- (4) 「外夷来艦誌 四」は、群馬県史編さん室近世部会による文書調査時から不明で、当時作成の目録にも記載なし。
- (5) 『大間々町誌 近世資料編』（一九九五）史料No.二二〇・同No.二二一・同No.二二三は、「十一月」と記す。
- (6) 『大間々町誌 近世資料編』史料No.三九
- (7) 『群馬県史 通史編 4』七三一頁～七三二頁

(8) 『大間々町誌 近世資料編』史料No.三八

(9) 『群馬県史 通史編 4』七三七頁～七三八頁

(10) 『群馬県史 通史編 4』七三二頁～七三四頁

(11) 上巳の節句。旧暦三月の最初の巳の日の事。旧暦三月三日は桃の花が咲く季節で、桃の節句とも呼ばれる。

(12) 『大間々町誌 近世資料編』史料No.四〇

(13) 『群馬県史 資料編 15』No.三八六、同No.三八七

(14) 新川村吉田権右衛門家の出店であり、開港後の横浜への売込商人として著名な吉村屋幸兵衛家であるとされる。

『大間々町誌 通史編 上』（一九九八年）七九八頁参照

(15) 「麻屋」は、天保七年渡良瀬川上流・山中入村々百姓が、米価が高騰し米穀の買い占め・売り惜しみをする大間々町商人の元へ押し寄せた百姓一揆の際も打ち毀された。

『大間々町誌 近世資料編』史料No.三八参照

(16) 『大間々町誌 近世資料編』No.二二五、中島明『上州の明治維新』など

(17) 『大間々町誌 近世資料編』No.二二五、このうち、高草木与四右衛門家・近江屋・糶屋は、文久元年二月・同年三月に、高草木家・近江屋・糶屋は町内の困窮者に対し米を助成した（『大間々町誌 近世資料編』史料No.二〇三）。さらに慶応二年八月、高草木家は困窮者に施金を拠出し、野州足利郡上菱・下菱・小友村（現桐生市菱町）の貧農が桐生新町に押しかけた事件が大間々町へ波及しないよう手当していたが、今回は打ち毀されてしまったのである。

(18) 白井宿のみに「質物相返・酒損失 宮下、質物相返・打毀 豊嶋屋」という具体的な記述がある。

(19) 回覧する手紙。回状。回文。

(20) 「開成所新聞」は、幕末の新聞・雑誌文化の先駆者といわれる柳河春三（一八三二〜一八七〇）が主宰したものと考えられる。柳河は、元治元年に幕府・開成所の教授職に招かれ、慶応四年に同所頭取となった人物。同年二月、日本で初めての本格的な新聞「中外新聞」を創刊した。

(21) 揚座敷^{あがり}は、江戸期の牢座敷の一つ。未決囚を収容する独房。江戸の牢座敷は、小伝馬町と本所にあり、前者は町奉行、後者は関東郡代に属した。牢の種類は、百姓・町人が入る百姓牢の他に、揚屋・揚座敷の別があり、お目見え以上の直参の武士（簷本）が入牢する所が揚座敷。

(22) 橋爪貫一らの海軍会社が、慶応四年四月に江戸で創刊した佐幕派の新聞。同年七月廃刊。

(23) 星野長太郎（一八四五〜一九〇八）は、日本の実業家・政治家。星野家は、江戸期から代々村役人を務めてきた豪農であった。明治五年学制公布の翌年、長太郎は私費を投じて自宅北側に水沼小学校を設置。当校は県下第二番目の設置で「群馬県第二番学校」とよばれた。長太郎は「国益増進は製糸の改良にある」と考え、前橋藩営大渡洋式器械製糸所において技術の伝習を受け、明治七年、器械製糸の水沼製糸場を創設した。水沼製糸場は、全国から要請された工女養成施設でもあった。工女教育にも

熱心で、製糸場内に工女のための夜学校を開設した。同九年、国からの要請を受け、アメリカへの生糸直輸出を行った。この時、現地アメリカに実弟の新井領一郎を駐在させた。その後、伊勢崎藩士の宮崎有敬らと上毛繭糸改良会社を設立。自ら欧米諸国を視察し、日本製糸業界に積極的な助言を行った。明治十二年に群馬県会が開設されると、早速議員に当選し、初代副議長に就任した（議長は宮崎）。明治三十七年の第九回衆議院議員選挙で当選し、国政にも携わった。前橋市・前橋公園内に顕彰碑がある。

(24) 「良助」は、後の新井領一郎（一八五五〜一九三九）。この後、水沼村北西の旧勢多郡下田沢村^{かづ}鹿角・新井家の養子となり改名した。日本の実業家、日米生糸貿易の創始者。明治初期、製糸業と生糸貿易の将来性に着目した兄・星野長太郎と連携し、日本製生糸の市場開拓のためニューヨークに渡った。直ちに顧客獲得に取り組み、日本初の生糸直輸出を実現した。有力絹織物業者などとの取引を通して、日本の生糸輸出量の飛躍的拡大を図った。絶えず高い品質の維持・向上に努めたとされる。

(25) 『大間々町誌 近世資料編』No.四九

(26) 小栗の処刑地について、実際には「高崎」ではなく、水沼河原（高崎市倉淵町水沼の烏川右岸の河原）で斬首されたのが通説である。現在、その場所に石碑が建てられている。磯田道史氏収集文書「風聞記」は、東京都の古書店で入手されたもの、と著書に記され、寄託受入担当

時にも伺った。「風聞記」のこの他の記載部分は、信濃国北部・越後国南部の戊辰戦争等に関する記述がほとんどである。

(27) 『群馬県史 通史編4』七六五頁など

(28) 松井喜兵衛家の文書は、当館寄託「松井家旧蔵文書」(P〇一〇一三、三五三七点公開)等に引き継がれている。

(29) 『群馬県史 通史編4 近世』には、新田満次郎らは中山道を進む東山道鎮撫惣督府軍を追い、岩倉と板橋宿で謁見した。ここでは、地元上州へ戻り世直し一揆鎮圧に専念するよう命じられた、と記されている。

(30) この後、官軍となった前橋藩などの上州諸藩兵と足利藩兵・佐野藩兵の連合軍は、沼田城へ集結した。三国峠・戸倉両方面へ備えたが、主力は先に三国峠方面へ向かった。

(31) 現在も旧三国街道・大般若塚東方の山の尾根に沿って、会津藩兵が築いた柵(土塁)の痕跡がうかがえる。

(32) この三名の内一名が、会津勢隊長の弟・町野久吉で、前橋藩の半隊司令官物頭・八木始(八木長綱)がその首級をあげた(『群馬県立文書館収蔵文書目録』前橋市・八木健次家文書、二〇一三年三月、関口執筆解題)。昭和三十五年六月、町野の子孫武馬氏有縁の方々が、永井宿近くに久吉の墓を築いた(「会津藩士白虎隊・町野久吉墓」)。

(33) 現在、戦闘があつた大般若塚には、官軍・上州諸藩の一つ吉井藩からこの戦闘に人足として徴発された百姓善吉

の墓がある(「吉井藩人足善吉之墓」)。善吉は、百姓身分であつたが、この戦闘における功績が評価され、士分扱いとなり、手厚く葬られたとされる。

(34) 当館寄贈・前橋市「八木健次家文書」No.一三〇九

(35) 徳川家達(一八六三〜一九四〇)、日本の政治家、名望家。位階・勲等・爵位は従一位大勲位公爵。幼名は亀之助。号は静岳。元治二年、御三卿の田安德川家第七代当主。徳川慶喜謹慎後の慶応四年に徳川宗家第十六代当主となり、明治初期に静岡藩主(知藩事)を務めた。廃藩置県後、貴族院議員となり、明治三十六年から昭和八年まで三十年間貴族院議長を務めた。

(36) 前記(20)参照。三・四日目ごとに発行。同年六月八日、官軍が新聞の私刊を禁止したため、第45号で休刊。翌明治二年三月に復刊、翌年二月柳河病死のため第41号で廃刊。

(37) 寛永寺のこと。東京都台東区上野にある天台宗関東総本山の寺院。山号が東叡山。東叡山寛永寺円頓院と号する。

(38) 戊辰戦争期の官版日誌。「太政官日誌」「鎮台日誌」等。

(39) 『片品村誌』(二〇一四年十二月)三九二頁

(40) 当館寄贈・前橋市「八木健次家文書」No.一三〇九

(41) 慶応四年四月三日、福地源一郎を中心に、西田伝助・条野伝平らが江戸で創刊した新聞。佐幕的な薩長論を中心に、論説、戦記などを掲載。同年五月二二日、発刊禁止。

◎主な参考文献・史資料など

- ① 『群馬県史資料編15 近世7』（一九八八年二月、群馬県）
- ② 『群馬県史通史編4 近世1』（一九九〇年八月、群馬県）
- ③ 『大間々町誌 別巻二 近世資料編』（一九九五年三月、大間々町誌刊行委員会）
- ④ 『上州の明治維新』（中島明著、一九九六年、みやま文庫）
- ⑤ 『大間々町誌 通史編 上巻』（一九九八年十月、大間々町誌刊行委員会）
- ⑥ 『新治村誌 通史編』（二〇〇九年三月、みなかみ町）
- ⑦ 『片品村誌』（二〇一四年十二月、片品村）
- ⑧ 『栃木県史通史編6・近現代1』（一九八二年、栃木県）
- ⑨ 『栃木県史通史編5・近世2』（一九八四年、栃木県）
- ⑩ 『壬生町史資料編』（一九八七年三月、壬生町）
- ⑪ 『壬生町史通史編Ⅱ』（一九八九年三月、壬生町）
- ⑫ 『下野の戊辰戦争 増補改訂版』（二〇二四年十一月、大嶽浩良著、下野新聞社）、他

【慶応記聞卅三 釈文凡例】

- 一、漢字は、原則として原文（原本）に近いものを使用した（「觸」・「發」・「縣」など）。
- 二、変体仮名、助詞（者Ⅱは、茂Ⅱも、江Ⅱえ・へ、而Ⅱて、など）は、原則として原文（原本）のまま表記した。
- 三、踊り字（繰り返し符号）は、漢字の場合は「々」、漢字

二字の場合は「く」、カタカナの場合は「、」、ひらがなの場合は「ゝ」で表記した。

四、適宜、読点「、」や中黒記号「・」を加えた。

五、誤記と判断される字句や疑問点のある字句は、そのまま表記し、脇に（ ）書きで記した。また、挿入文書等に関する補記も脇に（ ）書きで記した。なお、複数箇所にあたる場合は、原則として初出箇所のみ記した。

六、虫損については、本文中に「虫損」と記入した場合もある。

七、表紙の翻刻のポイントは、解説部分と同じ12ポイント、本文の翻刻は都合により10ポイントとした。

八、見出しは、原本の上部に記載されているが、都合により「」で釈文本文の前に記した。

※以下の翻刻・校正は、主幹専門員・関口荘右が行った。

〔積文 全〕慶応記聞卅三 從慶応四戊辰二月至同年六月

(表紙 上段)

上州打毀
日光宮様御上京○閣老不殘御退役
鎮撫使御下向御恭順御取扱御書付
先鋒御総督御下向○梁田合戦
上武百姓一揆○神谷某横死
官軍御総督府御觸
水戸風聞○北陸道鎮撫使
江戸風聞○新田氏奮發
東海道・甲州辺風聞○錢下落
柳原殿・橋本殿西城江御入○五ヶ条
上様御意御書付
静寛院宮様・天璋院様御立退
鎮撫先鋒惣督御入城并御書付
上様水戸江御發途

(表紙 下段)

御城御明渡○有栖川宮御入城
御簾本・御家人脱走○十人輩揚屋入
野州所々合戦○宇都宮落城
結城落城風聞○松戸辺戦争風聞
奥羽鎮撫使○宇都宮合戦
官軍桐生・大間々辺御泊○官軍沼田城へ入
小栗上野之介伏誅○岩倉殿館林城へ入
三国峠合戦○下総戦争○伊豆・相模脱走
東叡山戦争○輪王寺宮御脱走
奥羽争戦風聞○江湖新聞書拔
脱走士前橋江降参
徳川家御取立○一橋・田安藩屏列被仰付
銅錢歩増
長岡落城風聞○御簾本へ御書付
奥羽合戦風聞

慶 応 記 聞

從慶応四戊辰二月
至同年六月

卅三

(本文)

〔上武農兵充隊〕

二月

○ 御役御免

御勘定奉行并

木村 飛驒守

岩鼻御役所

木村 飛驒守跡

平岡 越中守

其後程なく転役

○ 去卯冬頃より辰正月農兵充隊と云者、取締出役衆より被申付

一隊五拾人と定め、大抵高百石ニ付式人一隊・頭役式人、是者、身元慥なる百姓人撰にて申付らる、師範者江戸より被相越候よし

右者、武州本庄宿・深谷宿、上州新町宿・吾妻郡・群馬郡辺組合村々、去冬より追々被仰付、右入用者、村々高掛ニ被仰付頭役之者者、帯刀割羽織・袴等勝手次第支度、尤冥加之ため自分入用ニ而相勤候様、被仰付候所、右之入用多分ニ付、高掛難渋候とて中山道新町宿辺組合より百姓一揆相起、新町宿問屋・年寄・宿役人等相手取、差纏有之、其後右宿問屋年寄・最寄大惣代を打毀、大ニ騒立

〔庄内会津御國江引取〕

二月廿六日頃風聞

○ 酒井左衛門尉殿、江戸御出立御国江引、世子者其前十七日御出立之由

会津侯も御国江引取候由

巷説ニ会津侯者、江戸江戦士勇壯之者相撰、千人程御残し之よし
此事虚実不相分

会藩京都ニ而即死五拾七人、玉疵・手負九拾六人
上様御自身、会邸江御見舞被遊候よし

〔上州打毀〕

○ 上州打毀

二月廿三日夜 吉井町

同日夜

秋山三右衛門

塩引(塩川) 傳 吉

細谷卯平次

小串 源兵衛

細谷

矢田 惣右衛門

須田屋式軒

小林弥兵衛

近江屋市右衛門

馬庭 新井新右衛門

結城屋啓助

岩井 庄左衛門

片山村

紙屋太兵衛

廿四日昼

天引村

森原安兵衛

黒熊村

三ツ木長右衛門

金井村

足岱(袋) 傳

同

同 藤 七

外ニ 壺 軒

大塚村

折茂林之助

同 折茂

廿四日昼

廿四日夜

落合村 又右衛門

藤岡町 川田屋専右衛門

外 三軒

鮎川村 貳軒

柏屋四郎右衛門

同 重左衛門

大竹村 瀨下清兵衛

廿四日夜

外貳軒

中里 遠間平吉

東平井村 金右衛門

小玉屋安右衛門

和兵衛

絹屋喜重郎

〔最初追散、貳度三度二及打毀焼払〕

神田村 高田彦右衛門

新町宿 問屋・年寄

下仁田町

藤岡町

女郎屋 廿三・四軒

打毀 有賀清兵衛

間仁多 本多忠右衛門

伊勢屋伊八

中栗須

焼拂 外三・四軒

高(鶯宮)宮村

中村屋辰右衛門

山崎太兵衛

南蛇井

壱・貳軒

新井七兵衛

坂口 山口庄重郎

三・四軒

丁子屋久兵衛

高尾村 壱軒

二月 妙義山

三月二日

萬屋倉吉

富岡町 松浦三左衛門

廿五日 四・五軒

引間

梅鉢屋由兵衛

古分(くぶん) 利兵衛

鷹留村

質物相返 大山 何某

二月 高(高瀬)野村

廿五日 新井又右衛門

同 所喜市

○廿七日 金子宿

外 拾九軒焼失

金沢豊 五郎

七日市 中野屋武兵衛

神保磯右衛門

一之宮町

廿五日

野良犬

箕輪

朝田屋

磯(磯部)田村

帟屋善次

質物相返 下田俊藏

茂木

萩原音吉

同 帟屋分家

無難

釜屋

同 政之丞

野田

質物相返 井筒屋運八

外女郎屋不残

同 四郎右衛門

質物相返 森田門右衛門

酒損失

宮崎

無難

打毀 井筒屋

鈴木重兵衛

大手甚右衛門

下村 八郎兵衛

質物相返 鍋屋

池端 小曾根喜兵衛 三月七日夜

同 神保重左衛門 有馬村

新井村 石原村

金五郎 何某

(權田)

古んだ 燒弘 類燒四・五軒

防留 小栗上野介 渋川町 四軒

打毀 四軒

官軍先鋒御宿陣日割之写

二月廿日大坂出立 同

○大垣 凡千弍・三百人 加納宿泊 彦根 七百五拾九人、河渡宿泊

因州 七百九拾弍人 美江寺泊 御惣督 百人計

右之外 土州三百人 市橋百人計 大垣兵糧方式拾人計

〆五百人餘、美江寺宿泊

大坂

同廿二日出立 美江寺宿 廿三日出立

薩州 凡千四百七拾弍人 泊 長州 三百人、美江寺宿泊

廿四日出立

土州 千弍拾弍人 同宿泊

廿日 大垣 廿一日 大垣 廿一日 土佐 同 御中軍

美江寺 薩 加納 薩州 川渡 因州 美江寺 長州

土州

廿二日泊 大垣 廿二日 土州

太田 薩 鶴沼 因州 加納 御中軍・長州・土州

同 彦根 廿四日

河渡 市橋 御嶽 大垣 伏見 太田 鶴沼

高須 薩州

先手早打 本庄宿二泊者、三月上旬歟

伊達轍之介 南部静太郎 原 保太郎

中山道板橋宿迄継立

右三人早打二而通行、御代官支配所之榜示杭ヲ引拔

本庄宿迄 天朝御領与申榜示杭ニ立替○深谷宿より

板橋宿支配所榜示杭引拔・立替者無之、御高札者、宿々不殘

取はづし申候、右三人者、又々早駕籠ニ而被帰申候

〔万石以上御扱振〕

江戸御沙汰

○万石以上之面々御取扱振之義、當節之形勢ニ付、以来

鄭重ニ可致旨、被 仰出候ニ付、西丸江被相越候節、御

座敷内御扱方、且挨拶向、往復文通家来共取扱方、

其外諸事懇勲ニ可被取計候

右之趣相達、可然向々江可被達候事

二月

〔武家屋敷之事、御簾本方縁組之事〕

二月十五日 美濃守殿御渡

- 此度格別御变革被仰出候二付、以後左之通可被為心得候
- 一 武家屋敷、町人共、^江貸候義、町屋敷日限相心得不苦事
 - 一 拝領屋敷・町屋敷共、勝手ニ讓請・讓渡し候而不苦候
 - 尤、願書差出ニ不及、届書差出可申候
 - 但、坪数・年限等之御定メ者、総而御廃止之事
 - 一 御暇願之通、被下候もの拝領屋敷之義、家作共可被下候
 - 一 縁組願并惣髮歩行・月代願等、以後願候ニ不及、届書差出相濟候義与可被心得候
 - 一 縁組之義、以来 御目見以上・以下、藩士之無差別嫁取者不苦候
 - 一 養子願候もの、是又 御目見以上・以下、藩士之無差別、人柄よろしく、且又文武一術出来候者者、願之通可被仰付候

二月十五日

〔日光宮様御上京〕

美濃守殿御渡

上様、東叡山江御謹慎・御謝罪被為在候段、日光御門跡ニおゐても不被為忍候ニ付、御歎願之為メ、来ル廿一日御發途御上京被成候段、被仰入候、此段為心得、向々江可被達候

二月

〔閣老不殘御退役〕

美濃守殿御役 御免被成候二付、跡御役被 仰付候迄、老中支配之分、當分之内諸事若年寄ニ而取扱候間、其段万石以下、老中支配之向々江可被達候

二月

〔関内公事出入前々之通御勘定御奉行御取扱〕

関内公事出入吟味柄并小給所取締向等在方掛御勘定奉行ニ而取扱候段、追々相觸置候趣も有之候処、在方掛御廃止、都而前々之通り相成候間、可被得其意候

二月

- 一 當上已御禮無之候、此段向々江可被達候
- 但、平服着用之事

〔鎮撫使御下向ニ付、御恭順御取扱之旨御書付〕

美濃守殿御渡

○此度從京都表、御軍勢御差向ニ相成、既ニ東海道筋江御先鋒發行之由ニ相聞、然共素より朝廷江被為對、深く御謹慎被為在候儀ニ付、此上如何様之 御沙汰有之候共、御恭順被為在、勤

王之御素志相貫候様被遊候 思召ニ付、萬^(万)一輕拳暴動いたし候もの有之候而者、王朝江對し恐入候而已ならず、夫か為ニ御誠意も不相達、萬民塗炭ニ落入候様可相成候間、心得違無之、弥一同謹慎罷在候様可致候、忠義之志ニ出候而も相達候趣ニ差障候而者、御為ニ不相成候間、能々御主意之趣體^(体) 認致し、決而妄動無之様堅相守可申旨被 仰出候

二月廿八日

市中江御触書之写

勅使 御下向之儀ニ付而者、都下之人心動揺いたす間敷ものニも無之候得共、かくまで御恭順・御丁寧之御取扱を以て御迎へ被遊候儀者、聊御二心無之儀を 天朝江御安し被遊候義ニ而、国御不當之御所置者有之間敷事与 思召しとの儀ニ候間、勅使江對し失礼之所業等決而致間敷候、右ニ付非常御警衛之ため、夫々御固メ等被為建候間、都下之人民何連も心得違之所業決而無之様、精々可被心付候事

辰三月

奉行

別紙之通

上意有之候間、万石以下之面々末々之者ニ至迄恭順罷在御沙汰之趣、堅相守候様可致候 右之趣、向々江不洩様可被相觸候

三月

此度勅使御下向ニ付而者、追々相達置候通、如何ニ茂謹慎 勅詔相伺候積りニ付、於一同も其心得ニ可有之候、就而者多人数之中直論も不相届辺より忠勇奮發之餘^(余) り、若予か意を取失、不敬之議論等相生し候様ニ而者、痛心而已ならず忠勇却而不忠ニ相成候間、只々至誠を相守り 勅詔可奉拝承候

三月

備後守殿御渡

鎮撫使御下向中、火之元等別而嚴重ニ心得候儀者勿論、萬一出火等有之候而も、銘々自宅を守り猥ニ奔走無之様可被致候 右之趣趣向々江可被達候事

三月

三月六日

備後守殿御渡

〔大奥より御書付出ル〕

美濃守殿御渡

此度追討使被差向候ニ付、末々至迄も不敬之儀
無之様、此程より精々被 仰付候御事ながら、何卒
静寛院宮様御當家之御為ニ深御心痛被為在候
思召、下々迄も貫通致し、恭順之境取失さる様
相心得候様厚御諭之事御頼思召候
右之通り大奥より被 仰出候間、末々ニ至迄心得
違無之様可致旨向々江可被達候事
三月

〔大目付を以御歎願〕

三月十日

備後守殿御渡 大目付江

御目付

中山道 御惣督府江為御歎願、大目付梅澤
孫太郎被差出候処、別紙之通り 御惣督府より被 仰出候
趣ニ而、先鋒隊長へ相渡候ニ付、為心得相達候、就而者、弥
以御恭順之御趣意厚相守、決而心得違無之様被
仰出候 三月
右之趣、万石以下之面々江不洩様可被達候

〔鎮撫使惣督府書付〕

徳川慶喜并家来共、歎願書三通被致伝達、及披
露候所、右者早速 朝廷江御差出可有之、乍
去、今度先鋒惣督之 勅命を蒙り御発向
ニ付、今更私ニ進軍ヲ止候事、難被遊候、何分大総督
宮及東海・北陸両道之総督共、於江戸御会儀(議)
之上、可被仰渡候、尤慶喜一身之進退者、
朝命を被為伺候上ニ無之而者、私之取計ニ難相成候、
右之趣、慶喜家来共江可被申渡候旨御沙汰ニ
候間、御達申入候也
三月七日 東山道総督府 参謀

参謀

薩州

御人数 中

長州

〔御先鋒総督御下向〕

三月五日 先鋒 中山道新町宿泊
○先手 坐光寺従者 浪士凡百人 坐光寺盈太郎
薩州 凡弍百人 大垣凡四百人 高寄宿泊
長州 凡弍百人

(書状差出・宛名書き)

松平右京亮殿 東山道惣督府

御重役中 執事

過日御達申入候官軍兵喰取扱・人馬繼立之儀、別紙(兼也)之通り夫々被仰付候間、此段申入候、以上

泊 白米四合、外代老朱

中喰白米貳合 錢百文

右者、追而從

朝廷、持場之大名江御下ケニ相成候得共、先夫迄之所、可弁置候事

人足五百人手當

行列

御衣帶方 參謀 輔翼 大監察

諸藩詰所 御中軍馬廻り 御醫師 御旗奉行

力士隊 御本陣御用掛 道中取締方 御用加勢

金穀掛 小堀掛 三井方 諸藩應接掛

小監察 表日記 御本陣席割 御沓方

御馬口附 御本陣附下部 貝役 大炮方

兵糧方 小荷駄方 御輿之者

薩州 彦根 因州 市橋下總守 江州西大路

岩村田・内藤志摩守 松平能登守・岩村

堀石見守・飯田 須坂・堀内蔵頭 加納・永井肥前守

松平範次郎・高須 内藤若狭守・高遠

仙石讚岐守・但馬

御休泊割入

下諏訪より長久保迄 松平丹波守 松本

長久保より岩村田迄 牧野遠江守 小諸

岩村田より安中迄 真田信濃守 松平左兵衛督 吉井

板倉伊豫守 安中

安中より高崎迄 松平撰津守 松平右京亮

今日當地御着陣二付、御旗本之人数市在江致徘徊、万一押買・狼藉ケ間敷義有之候ハ、早々本陣江

可訴出候、若隠し置、後日相頭候ハ、却而御咎可有之

もの也

總督府

三月八日 監察方

今般中山道筋官軍先鋒惣督 岩倉殿御

通行ニ付而者、追々御達之儀も有之候得共、人馬手

當等本庄宿役人共より相觸次第人馬無遲滞

村役人差添候而、可相勤候段申渡候上、不都合之儀

有之、人馬等及遲滞候ハ、村中可為曲事候ニ付、

其旨相心得候様前廉此段申達候、以上

官軍先鋒斥候隊 大垣

長州

薩州

〔東山道鎮撫惣督岩倉殿高崎御泊〕

三月七日・八日御泊、九日御出立

○岩倉殿 高崎石上寺御本陣 伊勢崎領 村々

〔梁田宿合戦〕

三月九日

○江戸之歩兵、其前より行田ニ止宿、夫より日光道梁田宿ニ止宿いたし

居候処へ、九日早朝薩長勢押掛、争戦ニ相成、双方手負・

討死多く有之、梁田宿放火、同日九ツ時熊谷宿止宿之

薩長四・五百人、妻沼ヲさして繰出し候所、双方とも相退、薩

藩一方之大将深手負、熊谷宿ニ而相果、歩兵之人数三百五十

人程と云、羽生之陣屋へ行ク歩兵なりとも云、虚實不相分

九日頃、高崎宿より板橋迄、薩藩之宿札無之宿驛^(馬)者、

一ヶ所も無之、大垣者桶川ニ止宿、千餘人と聞也

〔惣督岩倉殿板橋宿迄御取詰〕

三月十四日

惣督岩倉殿、板橋宿迄御取詰、薩・長・大垣、其外

諸藩板橋・蕨両宿ニ宿陣、高崎・忍人数

差出候よし

薩・長勢、蕨・板橋ニ番所ヲ建、旅人之往復ヲ

改、怪敷き者者、懷中・荷物等ヲ改、子細無之者通行

ヲ不構

東海道之方、先鋒警衛者、品川迄入込候よし

御惣督者、何れ之辺ニ御止宿ニ候哉、不相分、風説紛々、

日光宮様御詫与して東海道御登ニ相成候得共、御取用に

相成らず、小田原ニ御滞留之よし風聞、又一橋玄同殿御

詫として東海道御登り之よし、是者 御追討使江戸江

御入御座候而、不敬之儀有之候而者恐入候ニ付、

勅諭拝承之為御登り之由風聞、然共虚實不相分

一 御府内者、御恭順 勅使御迎ひ可被遊よしニ而、武家

并市中とも動揺いたさず慇懃ニ 勅使御迎ひ可申旨

頻りニ御觸出ル、依之町人共商売向常之通ニて物静なり

然れ共、御城中防禦之御用意者、専ら有之

一 田安殿御廉中下屋敷江戸立退、其外下屋敷へ立退

之方多し、又御旗本・御家人衆家族、知行所、其外縁を求、

土着立退之方多く、武家・町人共引越荷物、日々引

もきらず夥敷事ニて、上下何となく動揺す

〔御旗本御家族江戸立退〕

一 御旗本・御家人衆次男・厄界等、又者知行ニ離し、浪人之

方々も有之、四百・五百宛諸方寺院等ニ屯し候風聞

有之、又会津・庄内等之潜伏も難計、上二者御恭順

之思召ニ而も何時動揺いたすべくも難計、人々薄氷

之心地風聞紛々

〔武州百姓一揆〕

○武州打毀・焼拂

三月十一日

焼拂 羽生御陣屋

三月十一日 鴻巣宿東北裏
家・蔵不残焼拂 富家人・九軒

羽生在

打毀 堀口何某

ぬか田

権兵衛

右之外近辺村々

小はり

打毀 田嶋新六

焼払 外分家式軒

三月十五日

頭取之者、官軍長州之手へ召捕

鴻巣宿ニおゐて死罪・獄門 依之静謐いたす

〔上州百姓一揆〕

○上州打毀之事

山王堂

三月十二日 小保方村三室組

三月十一日 丈左衛門

打毀 幸吉

連取村

同

同十二日 森村園右衛門

同 長吉

打毀 仁手

同 小兵衛

三月十二日 境町

三月十二日 木崎宿

打毀 中沢茂七

打毀 七・八拾軒

日野屋

外五軒

夫より一揆之もの二手ニ別れ

一手者木崎宿へ向ひ、一手者

嶋村江向ひ、川ヲ渡り候処へ

島村より五・六人出て鉄炮打懸

質物相返 片山岡右衛門

証文被焼

溜池村

其外近在村々

相防切立〃〃追散候所江、本庄

大原

宿牧西村より加勢出、終ニ不残

質物相返 鍋屋庄次郎

無難

追散ス、一揆之内式人即死、

同 鍋屋和一郎

式・三人怪我人有之由、其上

同 質屋甚助

懸合ニ相成、一揆之者河を

渡り不申筈ニ而相済候よし

質物相返 瀧原後家

此勢も又々木崎へ相向ひ候哉

打毀

三月十三日夜 赤堀郷

質物相返 曲沢運蔵

同夜 香林

無難

質物相返 権左衛門

同

今井

同中原

中嶋武太夫

同 梅吉

右之外太田宿并近在

伊香保

尾島宿并近辺

沼田領

境野最寄

吾妻郡

武州羽生并最寄

防キ留 高林村

右之外上州大底一圓ニ而書記し尽ス、すべからず質屋者大小ニ限

らず、不殘相返し候事也、左れとも前橋・高崎・其外城下之

分者、御領主之御防キニ而一揆共不立入、質物も相返し不申候、

一揆之頭取者、無宿・無頼之者ニ而村々ヲ相誘ひ、若人足差出不申候

得者、焼沸候趣ヲ觸置候事故、村々恐怖いたし、早速人足差出

候事也、扱、頭取之者目さす家江押入、質屋者質物ヲ為相返、

貸金・質地等者、証文ヲ相返させ、又者其村方江施米百表^(俵)、

又者五百表^(俵)・千表^(俵)と請書ヲ致させ、若違背致スもの者、打毀

焼拂候事也、依之、不得止事云俣ニ請候事也

一 兩三日過て前橋侯・伊勢崎侯・館林侯、其外諸藩鎮征

之御人数出候間、右徒党之者何方へ歟散乱、静謐いたし

扱、御領主[〃]、又者村役人之教諭等ニ而取戻候質物、追々相返

し候村々も有之、一圓不相返場も在之、区々なり

一 新田岩松氏、官軍之命ヲ請、人数を差出、所々鎮撫致ス

一 富有之者、始可なり経営致居候もの者、米・金等身分ニ應し

差出、宿・町・村々其処々江施行差出候事也、武州者、忍領

より深谷・本庄最寄、又秩父郡辺、上州・野州者、大底一圓、

右施米・施金、困窮之者へ遣ス

一 頭取之者、諸藩へ追々御召捕ニ相成、鎮静いたす

三月

○武州深谷南黒田村・大屋村地頭神谷何某、高貳百五十石、年頭知行所
へ無体ノ用金申付、此節も家族ヲ知行所へ土着之事ニ付、用金等談

し旁小録^(録)之人故、一僕ニ而自身来られ、三月廿五日夜、黒田村

名宅ニ止宿致、両村役人呼立相談可致とて、翌朝、使差遣候所、

大屋村百姓共

右使をしぼり置、三月廿六日朝、両村小前三・四拾人、黒田村右

之宅江押寄、名主并家内之者ヲ表江呼出し置、右宅へ押入

神谷氏、廿六日朝、起出て茶ヲ吞居る所へ、表より障子越しニ石を

ばうく^{くりかえし}と打込候ニ付、神谷氏打驚キ、爰ニ居る者、殿じやく^{くりかえし}

慮外するなど申されけれハ、殿ハ承知なりと云まゝに、障

子越しに無二むざんニ竹鎗ヲ突込れ周章驚キ、裏口へ

出らるしニ、四方を取巻、竹鎗を突込^{くりかえし}、乱入する故、せん

かたなく勝手之方へ逃げ出、據之下へ隠れんとする所ヲ壱人

かけ入引出し、竹鎗ヲぐさと突通スを見て大勢かけ入、四方

より突立、半死半生なるを河原之方へ引行、石ニ而頭を

打れ、息も絶入計り、苦るしさ之餘り水ヲ吞せくれよと云れ
ケれハ、水よりも火の方にてよからんとて、枯木など取集め

火中江打入、銘々持たる竹鎗之先へ肉を貫き、あぶり喰ひ酒を取寄、打吞て打咲(笑)ひ、其死骸者、川江打込シとも、また其辺之寺院へ無体ニ云付、埋させしとも云肉をあぶり喰ひしもの者、五・六人とも云、又大底喰ひてくらわぬものが五・六人なりとも云、斯る非業之死を遂られし事、神谷氏之所業押て知るべき事なれとも百姓共之兇惡譬ふるにもなく、速に天罰あるべきなり神谷氏之僕者、如何してか逃去り候よし神谷氏ハ、三十四歳之よし

〔官軍惣督府御觸〕

○王政御一新、未タ東国江之鎮撫向不行届を幸ニして、無頼之惡徒党等良民を誘、無罪之民家江押入、金銀奪取候趣不届至極ニ付、速ニ召捕、御仕置可被仰付候得共、百姓共ニ至而者、教諭ヲ加、帰村申付候様當諸藩江相達候間、彼徒党之者、及乱入候ハ、最寄大名衆江可申出候

慶応四戊辰三月 東山道総督府

執事

上野

武蔵 宿々村々、役人共江

〔東山道総督府より村々へ御觸〕

辰三月十一日 御觸 村々高札ニ立置可申候此度百姓共党ヲ結(裕)ひ有 福之者江押入、強談ニ及ひ加之放火いたし候儀、定而深キ子細可有之候間、一々望之趣可申出候、理非明白ニ相糺し、屹度百姓共行立候様いたし可遣候、若御訴不申御勅使御通行先茂不憚、猥ニ乱妨(暴)有之ニおゐてハ、朝敵同様之罪難遁、依之以兵力御討取可被遊旨、被仰出候条、此段相心得、早々願之趣可申出候事

辰三月

東山道総督府

執事

〔東山道鎮撫惣督府執事回章〕

(包紙表書)

回章

徳川領地并諸旗本知行所之義、旁決而御召上之御沙汰者無之候処、浮説流言を信し、陣屋詰役人共各退散ニおよひ、民政廢絶ト相成候折ヲ幸トシテ無頼之惡徒共、愚民ヲ欺キ徒党ヲ結、恐多も官軍之内命、或者、薩州・長州より被申付杯与偽り唱ヒ、無罪之富家へ押入金銀ヲ奪ヒ、強談・難問ヲ申懸、加之致放火、日々乱妨相増シ、生民全塗炭ニ陥り候段、於総督府も深ク

御憂慮被為在、一日も難捨置、依之古徳川領地

并旗本諸知行所上武両国之義、総而同国列藩江

鎮撫取締被仰付候条、各藩申合、夫々持場ヲ定而

諸方江人数差出し置申合、賊徒乱妨ヲ除キ、悪徒ヲ

召捕、諸藩脱走士、或者無宿之悪人ニ至てハ、速ニ

於其藩、可行死刑候、尤雖百姓、頭立候徒党之向

者、平日之行ヒヲ聞糺し、人物正邪ニ依テ夫々所

置可致候、元来上武両国者、人氣暴激ニシテ仁義・

條(条) 理ヲ以テ鎮定候儀者、一朝一夕ニ不可行者ものニ候得者、

勅命之趣申觸、以兵力鎮撫可仕候、但、年貢・諸運上

惣而租税之儀者、近々御確定之上可被仰出候間、其

迄之処ヲ只管鎮撫・民政ニ心ヲ用ヒ、萬民本業ヲ

安し候様精々可致尽力旨、更被仰出候之間、相達候也

辰三月

東山道總督府

執事

松平大和守殿 松平右京亮殿 秋元但馬守殿

板倉主計頭殿 酒井下野守殿 土岐隼人正殿

松平摂津守殿 前田丹後守殿 吉井鐵丸殿

三月風聞

〔水戸家風聞〕

○水戸家武田之徒、京師より 勅書頂戴罷帰、小石川御屋敷江入、書生

之徒ヲ追出し御家政ヲ執罷在候所、書生之徒水府江罷帰、米金等一切

江戸江差送り不申候ニ付、中納言殿水戸江御越可被成思召候処、如何

いたし候哉、御延引相成、此度武田之徒何某カ等水府江押寄候よし

〔武家商ひ〕

江戸ニ而御旗本方内職として商ひ致しける不苦旨御達有之、内々

門内ニ而商ひヲ致す、豆腐、濁酒、餅、饅頭之類、呉服、太物も

有之よし○又、門前江屋臺店など居へ置、すし、てんぷら

等商ひ候類も有之、古道具等も売買いたす

〔北陸道鎮撫使〕

三月晦日

○北陸道鎮撫總督 高倉殿・四条殿、高崎御泊

御本陣石上寺 翌四月朔日朝拂曉御立、同日熊谷宿泊

警衛鍋島之勢・宇和嶋勢 伊達伊予守、外式藩 酒井若狭守

右者北陸道より中山道江出、江戸江寄する○警衛凡式千人程ト見ゆる

〔中山卿屠腹〕

風聞

○京師ニおみて中山殿切腹

此説後ニ風聞なし、一切不相分

〔江戸表風聞〕

四月上旬 三・四日頃風聞

- 一〇岩倉殿、板橋宿御逗留 高倉殿・四条殿者、千住口へ御廻りの由、朔日頃、東海・東山、其外口々より追々官軍御繰込有之、併至而平穩ニ而、諸手先鋒、市中所々徘徊致し候迄之よし
- 一 尾張殿御上屋敷明ヶ渡しニ而、警衛之諸藩相屯し候よし
- 一 参謀方・西郷吉之助与申人、京都江為伺、出立致し候よし
- 一 右歸府之上ならてハ、御所置相分り不申趣
- 一 市中至而平穩、去ながら、尔今引越荷物者夥敷、又大店向等者、戸さし候もの多く有之よし
- 一 御役人・万石以上者無之、御若年寄も不残万石以下之御方也
- 一 万石以上御在府者、耆人も無之、御屋敷者、少々勤番ヲ残し置候計り、不残国許へ御引
- 一 今度 朝敵之名ヲ蒙り候諸侯之外者、不残王臣相成御請被致候よし
- 一 奥州・羽州之内、佐竹者、京師江通し候よし、其外者、未夕御随順も致し不申候哉、今度追討之命有之、会津者素より防禦之志可有之歟

四月四日

東海道鎮撫総督橋本殿・柳原殿、西城江御入 次江記ス

四月

○勅使、近日御府内江御入之趣ニ付、右承り候ハ、御通行筋武家屋敷ハ潜り門引寄セ置、窓戸ベリいたし、諸事物静ニ慎居、物見ヶ間敷義、決而無之様家来末々迄兼而申付

置候様可致候

右之趣、向々江不洩様可被相觸候

四月朔日

勅使両三日之内、西城江御参入ニ付、銘々服、紗・裕・麻上下用意、出勤候様可致候

四月三日

此度一橋殿・田安殿御連名之御歎願訴状、一橋殿御持参、東海道大総督府江御参上、且又若年寄・大目付・御目付ニも同様為歎願罷出候処 上様御謹慎之御誠意相頭レ候ニ付而者、寛大之以 思召御沙汰之所、御先鋒総督より 勅諭を以可被 仰出段、被 仰渡候ニ付而者、何連も此上兼而相達置候通り御趣意柄厚相守、弥慎ミ罷在候様可致候

四月

四月四日

柳原殿・橋本殿御入城有之、右之田安殿御應答、静寛院宮様より御料理等被遣候得共、直ニ御立發、池上本門寺江御止宿、尤本門寺より六ツ半時、御發駕・御入城、直ニ御退城、其節五ヶ条之被 仰出有之、右勅諭之趣未夕御達無之 其後、五日・六日平穩、来ル十一日五ヶ条之御返答期限与相聞候、上様者、一兩日中水戸江御退去ニ治定相成候由

〔此応接官軍何人と幕府何人ニ哉又勝と西郷之名前記有之も不相分〕

辰 三月廿五日 風聞

一〇慶喜者、備前藩江御預ケ、恭順・謹慎可致事

○水府江御預ケ被下度

一 諸侯、慶喜暴動ヲ輔ケ候者、謝罪・實折可相立候事

○諸侯関係無之

天朝次第

一 軍艦不残官軍江可相渡事

○何之船之事

一 兵器不残差出候事

○兵器何之事

一 城内住居之向者、向嶋江引移可申事

○何連より何連を指候哉

一 居城明渡候事

○畏候

一 玉石共碎候御扱無之間、一同暴動致候ハ、官軍

取鎮可申候

一 応接中官軍繰入、暫御猶豫^(予)之事

勝 安房守

西郷吉之助

○勝安房守・西郷吉之助、徳川家之為ニ周旋・

尽力いたし候よし、依之穩ニ相成候よし

〔新田岩松氏〕

新田満次郎江

○其方儀、祖先遺志致継述度趣ニ付、官軍随従

申付候間、無用之冗兵を除キ精撰之士を引率、

賊徒平定

王室中興之業、可奉助候事

戊辰三月

別紙之通り被仰出候間、此段相達候、已上

東山道鎮撫

総督府 執事

四人印

家来分相成候大館謙三郎・黒田信一郎・栗原梧郎之徒、其外数輩
附添、総督府江出、右之御書付拝受いたし候由、其後右家来
分数輩、太田金龍寺ニ屯ス

〔東海道風聞〕

○ 東海道筋風聞

辰三月十一日、長州・薩州両家人数、品川宿着、同十五日薩州者、

高輪八ツ山并ニ去暮焼残り之屋鋪江入、長州者白銀瑞

聖寺江入、同十六日備前侯品川着、同十八日高輪東禅

寺江入、尾州家御人数、同十五日品川着、同宿寺々江泊

同廿一日夜九ツ時頃、蒸気軍艦ニ而海上より

勅使先手大原前侍從殿、横濱御着、同廿七日迄逗留、

同日昼七ツ時、横濱出立、品川宿御着、本陣御泊、警

衛者、長州・薩州・大村・尾州・備前・有馬・鍋嶋御供之人

数式百人拾人

四月朔日、大原殿、品川本陣より同所東海寺へ御入、同日長州

人数百人程、東海道川崎出立、江戸愛宕下万年山

青正寺江御入、菊の御紋御旗行列ニ而御入

四月朔日、東海道 勅使橋本中将殿、池上本門寺御着ニ

相成、惣勢千人程、江戸入口所々見張番所相建、出入之

人々ヲ改ル

官軍宿々御泊一夜、老朱・白米四合○中食百文・白米貳合、

有馬惣勢五拾人程、鍋島三拾人程、備前百拾人程、

大村百五拾人程

右之人数品川より江戸入、後詰者、薩州・長州・尾州・大村等追々

入込候様子、外ニ藤堂・細川等繰込候風聞

〔甲州道〕

甲州道中

三月十四日、土佐・因州両家人数、内藤新宿江五百人程着、夫より

麴町尾張屋敷へ入

同廿七日頃、柳原前少将殿、内藤新宿御着、同晦日迄逗留、

四月朔日、御出立、三田有馬屋敷へ入、翌日御出立、池上本門

寺へ御入、御供者、井上河内守人数三百人程

四月二日、薩州高輪屋敷出立、不残芝増上寺江入、何連之

大名も甲冑一切無之、釵付鉄炮所持致居候

一 御簾本六百程、浅草東本願寺へ屯集致し、警衛有之候、

正気隊

一 有栖川宮様 仁和寺宮様 東久世殿

右御三方、駿府ニ被為入候よし ○海軍総督者、聖護院宮様

〔錢下落、諸色下直〕

○江戸

米相場、金壹両ニ貳斗六升かへ

錢相場 寛永四文錢 金壹両ニ 拾三貫百文

但、拾式文通用

文久四文錢 同 同 断

但、八文通用

天保百文錢 同 拾貫百文

四文鍋錢 同 拾五貫文

定メなし

上酒老升 貳貫百文 水油老升 貳貫貳百文

古着類 三割下り 呉服式割下り 唐棧・唐糸五割下り

〔官軍先鋒惣督西城江御入〕

○今四日、柳原殿・橋本殿御入城、別紙之通田安中納言殿江

被 仰出候、巨細之義者、尚御伺相成候義ニ可有之候、

先為心得、此段相達置候
右之趣向々江可被相觸候

四月四日

〔五ヶ条御達〕

別紙

第一条

慶喜、去十二月以來、奉欺 天朝、剩以兵力奉犯
皇都、錦旗江發炮し重罪たるに依て、為追討
官軍御差向之処、段々真実、恭順・謹慎を表し
謝罪申出候ニ付而者、祖宗以來弍百餘年、治安之功
業不少、殊ニ水戸贈大納言、積年勤王之志業不
淺、旁以格別深厚之被為在 思召、左之條件實行
相立候上者、被蒙寬典、徳川家名被立下、慶喜死
罪一等有之間、水戸表江退キ、謹慎可罷在候事

第二条

城明渡し、尾州藩江可相渡候事

第三条

軍艦・銃炮引渡可申、追而相當ニ可相返事

第四条

城内住居之家臣とも、城外江引退キ、謹慎可罷在事

第五条

慶喜、叛謀相助候者、重罪たるに依而、可被處^(処) 嚴
科之処、格別之寬典を以、死罪一可被宥之間、

相當ニ所^(処) 置可言上事

但、万石以上者、朝裁御所置被為在候事

別紙

徳川慶喜、奉欺罔 天朝之末終ニ、不可言之
所業ニ立至り候段、深く被為惱 宸襟、依之
御親征海陸諸道進軍之処、悔悟謹慎無ニ念
之趣被為聞 召、被為垂 皇愍之餘、別紙之通
被 仰出候条、慎而御請可有之候、就而者、本月十一日を期
限として、各件所置可致候様 御沙汰ニ候事
右日限、既ニ寬假^(假) 二候上者、更ニ歎願・哀訴等断然与
不被 聞召、恩威兩立、確乎不拔之
叡慮ニ候、速拝膺、不可有異儀^(儀) 者也

〔上様御意御書付〕

右ニ付、翌五日 御意之趣御書付

昨四日、以 勅使、別紙之通被仰渡有之、恭順謹

慎無ニ念段、厚達 叡聞 皇愍之餘寬大

之蒙 御沙汰、難有仕合、素より於一同茂

聖旨遵奉可致者、申迄も無之候得共、若心得違之輩

有之候而者、不相濟候

右者、兼々相達置候事ニ而、今更教戒ニも不及義与存候

得共、猶又厚相心得 叡旨遵奉可致事

〔静寛院宮様・天璋院様御退城〕

書状写

當表之所置、何分六ヶ敷相成、当惑之至、今十一日、西城弥明渡し相成候趣ニ御座候、睨与達向者、無御座候得共、九日・十日兩日ニ 静寛院宮様、田安江天璋院様、一橋江御引移り相成候、此上如何可被仰出哉、諸向奮激之模様も有之候得共、睨与致し候義も不承候

四月十一日

〔開成所新聞之内、会公之詩〕

或云會公之作卜

○自古英雄多数奇 胡為大樹棄連枝

断腸三顧許身日 揮淚南柯入夢時

萬死報恩志未遂 半途墜業恨何涯

暗知氣運推移去 月黒橋頭啼子規

〔鎮撫先鋒惣督御入城〕

四月

○鎮撫先鋒惣督柳原殿・橋本殿、西城江御入 ○東海道先鋒惣督

品川より入

岩倉殿、傳通院江御入

○東山道先鋒惣督

中山道より

高倉殿・四條殿、浅草本願寺江御入

○北陸道先鋒惣督

中山道ヲ千住口より入つもり

諸藩警衛者、尾州殿上屋鋪・有馬之屋敷等江入候由

〔総督府御書付〕

今般海陸諸道進軍候者、

朝敵慶喜并抗命之族而已誅鋤被遊候 叡慮之処、當人悔悟・謹慎ニ付而者、從來之行状雖不可赦、生者へ塗炭之艱苦、不被為忍、罪魁スラ、猶死一等被有之上者、帰嚮之輩者勿論、既往不咎、才能及有志之者、御拔擢億兆愛撫之意、四海江御表示之 思食ニ而、徳川普(譜)代・倍(陪)從・小吏ニ至迄、凍餒之患無之様 御扶助可被成候ニ付、疑懼ヲ不抱、此聖意ヲ奉戴シ、士農工商等一切安堵、營業可致候

〔当分一書ニ當方〕

猶、追々從 闕廷、徳教 御宣布候得共、當

分徳川祖宗之良法者、其佞變更無之条、勤

王一途心得違有之間敷候、且當国諸事訴訟者、聊無

忌諱、當総督府江可申出候、其上主當公平之裁判

可有之者也

東海道

辰四月

鎮撫総督府 御印

〔上様水戸江御發途〕

一○上様水府江御預ケ相成、去十一日御發途被為遊候、

同日御城内引渡、三大手・矢来御門内、尾州江御引渡相成

〔御城御明渡〕

- 一 先差向一同、田安殿江附属与申事二候
- 一 京師二而、戦争いたし候御役人拾人、内老（梗）人小野御預ヶ格、揚屋入、外九人蟄居被仰付候由、尤万石已上者
- 朝裁之由、被仰出候

〔有栖川宮御入城、見付官軍御固〕

- 一 今十四日、大総督有栖川宮西丸江御入城之由、昨日より
- 牛込御門始、外郭御門々、官軍二而固メ申候

〔御旗本御家人脱走〕

- 一 去十一日頃、陸軍・海軍二而、式・三千人も脱走有之候よし
- 此上者、会津之御所置、如何候哉与一同申事二御座候
- 四月十四日

〔十人輩、揚屋入・蟄居〕

○ 又一説

- 一 十四日、内城御あけ渡、軍器御引渡
- 一 七日、塚原但馬・小野内膳・瀧川播磨・大久保主膳・榎本對馬・設楽備中・室賀甲斐等拾人、死一等減し、揚座敷蟄居等被仰付候
- 一 十三日、見付（くりかえし）官軍二而相固申候、最初者、番町辺迄明ヶ渡しの心得二候所、内城のミニ而相済申候
- 一 旗下・御家人・歩兵、一兩日前、夥敷脱走之よし二御座候

〔前々記有栖川宮御入城〕

- 一 駿府御滞在之 大総督有栖川宮、十四日江戸御入城之由 四月

〔野州合戦〕

四月十二日

○野州雀（宮）宿と石橋間之合戦 大せんぼ（ぶ）う 地名

いもがら 同

官軍之方 彦根 井伊 高崎 松平 館林 秋元 足利 戸田

掃部頭 右京亮 但馬守 長門守

忍 松平 等、其外信州諸侯 官軍江降参之 なり、敵者、会津

下総守 関東大名人數

勢 江戸脱走之御旗本・御家人 官軍方大敗、討死・手負・多分二而合

歩兵等多分加り有之よし

戦場宿・富田宿等へ引揚、疵人養生差加候由也○是より前、会

津勢より宇津（郡） 宮城借受度旨申込候二付、戸田候右之趣官

軍惣督へ申立、惣督府之命ヲ以、諸藩之人数五百人程差出候所、

出会頭合戦ニ相成、会津方今度ハ炮戦ヲ止め、鎗・劔を携出て樹林、

或者麦畑等所々ニ埋伏、不意ニ起ツて挾打ニいたし候二付、官軍大半

被討候よし

〔小山合戦〕

十七日

小山合戦、官軍敗走

〔鬼奴^(怒) 川合戦〕

十八日

鬼奴^(怒) 川合戦、官軍敗走

官軍、前日之戦に、大將分之人手ヲ負しを駕籠ニのせ、人足ニかゝせ七拾人程にて引去候処、会津方ハ五人・七人宛所々ニ潜伏致し居候所江、落人引去ルよしヲ百姓共之往^(注)進ニより会勢纒六人ニ而百姓共式拾人計りかり集め、とき之聲を揚ヶさせ候所、官軍狼狽、人足者駕籠ヲ捨、其外散々ニ逃去ヲ六人ニて切立突立、多分打取らる江戸より官軍追々出勢、毎度敗走之由風聞、会津勢者、東照大権現神兵と記せし簾押立、甚勇壮なり、会津藩ハ少勢ニ而江戸脱走之御簾本・御家人多分之由、奥羽諸藩之人数も加り有之哉、知るべからず、十六日已来之戦ひ、官軍之方討死八百人程、会津之方六拾人程討死と聞へし○其後、江戸より薩長勢繰出、對陣いたすよし

四月十八日

仙臺候^(侯) 倉野宿御泊、京師より帰国、当主者宇和島より御養子之由

十五・六才

四月十九日朝

前橋江早便続而兩度入、即刻^(卦)人数繰出、何等之事か不相分○野州戦争ニ付、官軍之催促ニ而繰出スものなるへし

〔宇都宮落城〕

十九日

宇都宮落城 会津勢より焼打、城下大半焼亡○会津勢多分

江戸脱走士之由

戸田候^(侯) 若殿、館林江落給ひしよし、官軍も籠り居しものなるべし

会津勢入城 日光御神領と可心得旨名主江申渡候由

廿二日雨

壬生城合戦

会津勢より火ヲ掛候得共、大雨ニ而事ならず、却而会津勢之内、両三人生捕られ、残兵引去候由 ○会津勢、多分江戸脱走士之よし

〔安塚原合戦、脱走士負ス〕

廿三日

安塚原合戦 壬生与宇都宮之間

官軍勝利之よし、会津方討死七拾人程有之由、会津者敗北なれとも討死者すけなく、官軍者勝利なれとも討死者却而多きよし風聞、其後、壬生城江者、官軍相籠、城主者如何なりしや、虚実不相分宇都宮城者、会津其外脱走之人々相籠候よし

廿三・四日頃

野州敗走官軍落武者、根本山近辺ヲ打越、桐生辺通行拾人、又者式拾人位ツ、落行、信州内藤両家手負・死人多有之由、前橋へも首級ヲ多く持参りしと云説あり

○是より前、常州笠間戦争之風聞あり

〔結城落城風聞〕

一 結城落城 下総結城 水野日向守

城主者官軍方、世子者関東方ニ而一藩中ニツニ分る、老公城を出て官軍へ属し、官軍之手ヲ借テ結城へ帰城、世子者出城致候由、其後又々脱走士・二本松等之手にて城中・城下不残焼拂、世子者今、会津江入と云、されとも事実者、不相分

内外新報之説ニ而者、結城城者、彰義隊并ニ二本松

人数其外脱走之会藩等ニ而乗取候所、四月七日、

小山宿ニ罷在候官軍と小金井宿ニ罷在候官軍と

前後より者さミ討に相なり、七日朝四ツ時落城、

只今ニ而者、官軍入込居申候よし

〔松戸辺争戦風聞〕

一 下総松戸宿辺争戦風聞有之

官軍与脱走士之よし、官軍敗軍風聞有之

四月廿五日

江戸より官軍八百人程繰出し、武州忍城江入

〔官軍高役米金被仰出并御沙汰止〕

四月

○官軍より用金高、百石ニ付金三両・白米三俵ツ、差出可申旨、武州

本庄宿・深谷宿・組合等江被仰付、遠場之分者米者代納ニ而不苦候間、

東海道品川宿総督府役所江可相納旨被仰付候所、其後

四月廿二日頃、上納ニ不及段御達有之、御沙汰止ニ相成、此事

武州・両総・相州等江も被仰付候哉

〔奥羽鎮撫使〕

○是より前、奥羽鎮撫与して惣督九條殿・沢三位殿、松島瑞巖寺江御入、警衛薩長人数

〔宇都宮ニ而脱走士大負〕

一 江戸脱走之面々、廿三日安塚原敗北之後、宇都宮城江相籠候所、

廿四日夜、官軍より挟ミ打ニ攻立られ多人数討死、死人之山を

築キ候由

脱走士者、宇都宮敗走之後、日光江至り候所、此所ニ会津勢屯集致居、力ヲ得候所、会津勢と脱走士与不和合之義出来、会津勢引取候由、脱走面々者、官軍ニ被追候哉、又者離散いたし候哉、風説紛々不相分

閏四月朔日

○官軍五・六百人、足利町ニ止宿

足利戸田侯、献金有之由

〔官軍桐生御泊、一揆囚獄之者死罪〕

同三日

官軍四百餘人、桐生町止宿、

酒井侯陣屋より献金有之由、

桐生陣屋ニ而囚獄致し置候去ル百姓一揆之頭取共、夫々免助ニも可相成之処、官軍御再調之上御仕置被仰付、桐生ニおゐて死罪・さらし等ニ相成

死罪 女洲村百姓 藤十郎

さらし 同人 悴

死罪 奥沢村百姓 紋次郎

同 大間々町 喜六

同 同町

〔官軍大間々町御泊〕

同四日

東山道先鋒内参謀惣督 元長藩之由

祖式金八郎 大間々町御本陣高草木与四右衛門方御泊、七拾人餘

随従館林藩・足利藩・須坂藩人勢、其外諸藩不相分、従者

都而四百人程大間々町所々へ止宿、

桐生陣屋ニ而囚獄致し置候去ル一揆之頭取共、官軍御調之上

大間々町迄御引連、御吟味之上、翌五日御仕置被仰付

閏四月五日 大間々町ニおゐて 大間々町百姓文蔵悴

死罪 久助

片鬢・片眉 大間々町百姓 栄作

剃落し、五日之間

さらし

同 同 吉兵衛

四日夜逃去 大光院悴 勘次

右五人之者、領主囚人多りといへとも官軍御引請相成候上者、則天朝之囚人ニ候所、等閑致し取逃し候段、不埒至極ニ付、御吟味中左之名前之者、御咎被仰付

〔酒井侯家来縛ヲ請〕

五日朝

大小刀懐中物取上ケ、縛ヲ請 酒井 物頭留主居兼

但、本縄 屋城織江

同断 同 代官

渋谷要助

腰縄 大間々町 組頭

同

本縄付 同町、右勘次縄取之者

同 同

右之通御咎被仰付勘次義、五日之中尋出、差出可申、若五日中午差出不申候ハ、町役人者勿論、本陣初掛り合之者一同同罪可為旨被仰渡御出立、縄付之者六人引立、大胡宿迄御越、大間々町役人・桐生町役人、追々歎願与して大胡宿迄罷出ル

同五日

官軍不殘出立、新川村吉田権右衛門方御休、大胡宿江御越、同日先手者、小暮村須田六郎左衛門御泊

同六日

佐野堀田侯御人数上下百人程大間々町大塚藤左衛門方御休、大胡宿へ御越、堀田侯、官軍江御人数御差出、武器多分御差出、献金等も有之よし、今度沼田辺迄御越之よし也

同四日

是より前、官軍大間々町着、早々右御人数之内長州侯

御家来・坂戸周助、館林侯家老・早枝某、大将として百人

餘引率、水沼村江向ひ、星野七郎右衛門宅江打入、七郎右衛門父子・

召仕等を縛し、其外水沼村役人・小前老人宛、不殘御召捕、

七郎右衛門所持之鉄炮・武器者不殘御取上、焼拂等二相成、當時御

吟味中之よし

同七日

官軍、花輪村御本陣二相成、

水沼村組合拾八ヶ村より七郎右衛門歎願書出候よし

同日

大間々囚人逃去、勘次、天沼村条次郎方にかくまひ有之由訴出、

領主江召捕

同八日

囚人勘次、多人数警固、官軍御本陣迄召連候

白井宿ニおゐて 死罪 大間々町大光院悴

勘次

同 かくまひ人 天沼村

条次郎

官軍人数勘次之肉を炙り喰ひ、又鎗二而も喰ひ候よし

酒井侯家来、屋城織江・渋谷要助、大小懐中物御返、御有

免相成、町役人兩人御免し

大間々町ニ而さらし 繩取之者 兩人

大間々町ニ而獄門 勘次郎・条次郎 首級

〔星野七郎右衛門縛ヲ請、無實之嫌疑ヲ請〕

同八日

星野七郎右衛門悴長太郎・次男周次郎・三男良助、名主某、荻原村

金剛院悴某、七郎右衛門分家某、都合七人繩付惣督府御本陣迄御引立

七郎右衛門所持鉄炮 木筒 甲冑

刀劔 右七郎右衛門宅ニ而御焼捨

水沼村中御召捕之者并七郎右衛門召仕之者者、御免し

七郎右衛門家蔵封印、拾八ヶ村江御預ケ

同人、幼子・男子之分、片眉・片鬢ヲ剃、五日之間、村内ニて

さらし

七郎右衛門罪状之義、何等之事歟不相分候得共、同村者岩鼻附御料所ニ而、組合拾八ヶ村鎮撫之義、岩鼻より命し被置候ニ付武器等も身分ニ不應所持罷在候ニ付、若官軍へ御敵對も致し候哉之御疑惑

を蒙りしものなる哉

七郎右衛門父子始七人、大間々町迄被引立、夫より官軍御本陣まで引立之由ニ付、拾八ヶ村名主・組頭、七郎右衛門親類高草木与四右衛門・大塚藤左衛門、跡ヲ追ひ歎願ニ出ル

〔官軍沼田城江入〕

同八日

○官軍参謀祖式金八郎、沼田城江御入

城主者上京之由、御家族不残城ヲ出、御明渡ニ而、御賄等世話致ス者も無之、官軍ニも却而迷惑被致、附添参候桐生町役人・書上庄左衛門周旋いたし、都合も宜、褒詞ヲ請候由、土岐候^(侯)よりも殊之外称詞ヲ請候由
官軍より土岐候^(侯) 江献金等之御沙汰有之由風聞、如何なりしや
不相分、祖式氏、早々御引揚ニ相成

〔小栗上野之助伏誅〕

同八日頃

○小栗上野之助父子・主従七人伏罪

官軍之命ニ依而、高崎・吉井・安中・七日市等之手ニ而ごんだ村へ押寄、父子・家来召捕、高崎ニおゐて斬首相成候よし
家者、如何相成候哉、不詳
罪状不相分候得共、幕府勤役中之事なるや

同十一日

官軍祖式氏、前橋御止宿、御本陣 松井喜兵衛

前橋候より人数五拾人御差出、其後又々御差出之由、献金等之事不相分、十五日同所御出立、館林江御帰

同十八日頃

是より前、星野七郎右衛門白井宿迄引立られ、夫より前橋江出館林迄被引立候所、拾八ヶ村并ニ親類歎願ニ依て、拾八ヶ村江御預ケニ相成、其後、宅・田畑・山林御返し被下、土蔵封印之儀者、追而御沙汰可有之由 後御疑惑相解

同十一日頃

官軍坂戸某、武州横瀬村荻野七郎平江御立寄

七郎平、献金有之よし

同

并^(並) 木村喜兵衛、縛ヲ請 官軍より縛し、其村へ御預相成候由

〔岩倉殿館林城へ御入、警衛諸藩集屯〕

○自是前、岩倉殿、館林城江御入

警衛諸藩、薩・長・土・因・尾・彦根・上州諸侯之勢、不残館林江集屯、城中者御家族・藩士ニ至る迄不残城外江出、城中御明渡し之由

十七・八日頃

岩倉殿、館林御出立、江戸江御帰

是より前、新田満次郎、館林岩倉殿御陣中江出ル、従者五拾餘人、夫より江戸江御随従とも云○新田者、中軍ヲ被命候由

廿一日頃

前橋・伊勢崎、官軍江人数差出、是者越後路へ向ふと云

〔三国峠合戦〕

廿四日

○三国峠合戦

敵者会津之由申候得共、脱走士之由、官軍者足利戸田侯・佐野堀田侯、官軍敗北、堀田之勢討死・手負多分有之よし

一説ニ敵者脱走士千人計りニ而三国峠ニ集屯、柵扨相構、数日前より相屯し居候所へ前橋・高崎、其外諸藩五百人程朝霧深きニ乗し不意ニ押登り、柵江近つき式丁計りヲ隔、鉄炮打掛候所、脱走士狼狽防キ不得して忽散乱、逃去候由、伊勢崎勢者、戦ひ間ニ合不申候由

打取三人

生捕三人

官軍之方、式・三人疵請候由

夫より脱走士者、越後へ落候所、同国小出と申所ニ而一戦有之、又々同所ニおゐても官軍勝利之由

越後 地名不詳 会津之陣屋有之、敵重守衛致し居候ニ付、官軍より掛合ニ及び候所、会藩之答ニ、弊藩より他江出勢致し、官軍江御敵對 申候義、決而無之、右者定而他之脱走士、弊藩之名ヲ偽り候者ニも

可有之、且陣屋守衛之義者、当時之世態ニ付、非常ニ相備居候由之答ニ而致方も無之、且越後路ニ敵も無之ニ付、前橋・伊勢崎之勢も引揚之

風聞有之候所、其後如何なりしや、沼田辺滞陣之由風聞あり

〔下総辺戦争風聞〕

是より前

閏四月三日頃 風聞

○下総国八幡辺合戦風聞あり、江戸脱走士与官軍の争戦、

官軍大敗之由風聞、虚実一切不相分

船橋辺五・六・七日頃、続而合戦有之由、毎度官軍敗走之由、其後、官軍勝利ニ相成候に哉、脱走之徒引退候よし也

〔富津陣屋、脱走士ニ被奪〕

○房州富津陣屋 前橋侯陣屋也、家中・家族等江戸より當所へ引取

居候由

此陣屋ヲ借請度由ニ而、脱走士数千人押寄候所、陣屋守衛小河原左宮と云者、少勢ニ而防禦之術無之、殊ニ婦女・小兒等多く有之ニ付、小河原左宮屠腹して陣屋ヲ相渡し候由、其後、江戸より御役人 若年寄か御目付か 出張して利害を解、陣屋ヲ取戻脱走士ヲ退ヶ候由

一説に、官軍打向ひ、脱走士を追ひ、陣屋ヲ取戻候よし案るに、脱走士陣屋ヲ奪ひ候程ニ而、若年寄・御目附之利^(理) 解ニ而退くべきやうなし、官軍之勢打退けたるか実説なるべし

〔伊豆相模ニ脱走士散在〕

閏四月頃 風聞

○伊豆・相模所々ニ御簾本・御家人・諸侯之脱藩士等打交

散在致し居候由

是者、松戸・船橋ニ而官軍と争戦ニ及、又富津へ押寄しも

此人々ニや、又者、伊豆・相模へ散在する脱走士者、別ニ

江戸より出たるにや、紛明不相分

閏四月廿四日

日光道今市宿之辺ニ争戦有之候風聞

閏四月廿六日 風聞

○会津より白川(河) ヲ攻候由風聞 一説に庄内と官軍之戦争なるべし

と云へり、白川者、今空城なり

同廿八日 風聞

○田安亀之丞殿江徳川家名可被下 勅諭之由、城地并祿者、

追而御沙汰可有之よし風聞

朝廷江 風聞

○薩州・長州より拾万石宛持高之内献納致し候由、依之加州江高五拾万石献納可致旨御沙汰ニ而、加州も大ニ迷惑致し候由、此事中外新聞

紙にも出たり

五月朔日

新田満次郎、伊勢崎止宿、従者五拾人程引率、夫より沼田へ被越候由、又者、越後迄も被越候哉

〔東叡山屯集之彰義隊江官軍より發砲、輪王寺宮上野ヲ脱し落玉ふ〕

五月十四・五日

○東叡山坊中所々へ屯集致し居候彰義隊江官軍より及砲

發、双方手負・討死多く有之よし風聞

兼而東叡山江打入之儀、大樹公、水戸江御越之後、彰義隊

多人數東叡山ニ籠り居候所、官軍より打入之沙汰有之ニ付、

日光宮様者、草鞋を召れ、御従者両三人ニて、其前密に川越江

御越有之由、彰義隊之人々も兼而其事ヲ聞知りし

にや、其前荒増者、離散致し候由、然ルニ二十四日ニ官軍

湯嶋天神之社地より大砲ヲ打掛、東叡山中堂砲火

坊々砲火、彰義隊之人々六・七十死亡之由、尤荒増者、

其前離散、死亡之内仕事師体之者、身體へ彫物など致し

候者多く死し居候由、右之餘煙、南者下谷・伊藤松坂屋と云

呉服屋辺迄焼、東者下谷・柳稻荷之辺類焼、町家老

幼死亡夥敷由、扱又彰義隊之人々者、三拾人・四拾人宛

ひそかに山内ヲ抜ケ出、所々ニ潜伏致居、官軍之湯島

臺より發砲致し居候後ろより切込、官軍も多分死傷

有之、夫より彰義隊者、護国寺江入候説も有之、又甲府

江落行候を宮様より御呼戻、川越江参り候とも云

案るに 宮様より御聲懸り在りしと云者、信しかたし、

又川越江も容易ニ入かたかるべし、所々へ離散せし

ものなるべし

一説ニ、日光宮様者、東橋を渡りぬひて御行(行方) 衛も知らず

落玉ひし風聞も有之

中堂・鐘楼・其外諸堂 宮様御教法寺院

荒増炎上之由風聞も有之

戸田川渡船ヲ止メ、千住大橋ヲ切落し、旅人通行

通行も無之由風説のミ、更ニ不相分

〔武州坂戸争戦〕

五月

○武州坂戸戦争風聞

官軍与彰義隊と戦争なり、彰義隊者、上野ヲ落し

人々なるべし、大ニ敗し死亡多分有之よし、残徒所々

へ離散せしよし也

閏四月頃より雨しげし

○閏四月廿二日晴曇

廿六 晴曇村雨薄曇

五月朔 雨

廿三日雨冷氣

廿七 雨

二日 雨

廿四雨薄晴薄曇

廿八 晴夕雨

三日朝雨村雨

廿五 雨

廿九 雨

四日 朝雨

晴曇

五日朝雨晴曇

九天气よし薄曇

深夜雨

十三雨冷氣

十七晴曇村雨

暑氣

廿一朝細雨曇

夕雨

日々雷雨、晦日・土用入、順氣大ニよし

米相場兩二式斗五升、江戸者式斗七・八升かへニ至ル、再雨・冷氣

二付、俄ニ沸騰、老兩ニ老斗七・八升、江戸者老斗五・六升ニ至、

廿三日より快晴・炎暑、又々下落ニ至る

五月 風聞

○輪王寺宮 日光宮様之御事なり 会津江御落被成候よし風聞

五月十五日朝、御立退、榎本御供、凌雲院御付添、東(吾妻) 橋御渡り、

夫より軍艦ニ而羽州江落玉ひしよし風聞、学應院者、奥州江

落候よし、始 惣督府より度々登城之義、被仰遣候得共、御断ニ付、

御使を被立候而も御對面無之、不得止十五日之事件ニ及、御立退ニ

相成候よし、委敷事者、江城日誌有之、依而畧(略) 之

五月十七日

○大垣勢、中山道本庄宿通行、信州須坂藩、同く同所通行
大垣勢、何れ之合戦ニ哉負兵之様子也、須坂者、八拾人程出勢
之内五拾人程討死、三拾人程引揚ヶ候由風聞

〔羽州戦争之風聞〕

五月

○羽州戦争之風聞

羽州柴橋・寒河（江）と申所、兩陣屋阿りて御領所八万
石あり、今者陣屋老ヶ所ニなりて、柴橋内長岡山と申所江仮
陣屋出来、庄内侯江御預ヶニ相成候故、御同家より請取に
出張いたし居候内、秋田侯江京州より右之領地請とり申
べく様 御沙汰ニ相成候哉にて、此手よりも多人数出
張、双方かけ合ひ中の所、何れも我持分のよし申二付、御領
御役人困り居られ候所、此度仙臺江 勅使三卿御着是
阿り候二付、諸侯方重臣の面々拝謁に罷出候、其内織田侯
家老吉田某と申仁、同所請取方 仰付られ候哉にて
人数出張ニ相なり、都合四藩のかけ合と相成候よし、
是者、内外新報之説なり
前二記ス羽州戦争之風聞者、右領地之論ニよりて之事に哉、
又庄内より天童 織田 をさんざんニ打潰し候由風聞阿り
織田兵部少輔式万石

上州戸倉江官軍守衛致居候所、会津勢 会藩四・五人とも又者不残脱
走士なりとも、又者狩人・博徒之類なりとも云 不意ニ起つて官軍へ 砲
發、前橋・高崎・小幡・伊勢崎・七日市等之官軍大ニ敗走之よし

〔江湖新聞書抜〕

四月 江湖新聞式集書抜

○ 大総督より東叡山覚王院江被御渡相成候書附

北陸道総督陣所手狭不便利ニ付、東叡山□□出立後者、
明居候趣ニ付、借用之都合、過日段々及掛合候所、彰義隊警衛
致居、其趣意不相分候ニ付、段々談判候所、當城明渡ニ付而者、
重器其外影像・位牌等取集、右警衛として守衛致
居、立退明渡之義、難渋之趣申立尤之義、右重器等之
警衛と申義、不相分候ニ付、無情之掛合および候得共、彰義隊
申出候旨臣子之分神明尤之義、被 聞召、最早明渡ニ不及、
是迄之通重器警衛厚相心得可然候間、此段本坊始、隊
中之者共へも布告可有之事

但、門々老人も通行不為致義者、不宜候間、官軍ニ而も要用
ニ而通行いたし候ハ、無異儀可相通旨御申聞可有之事

四月廿六日

官軍各藩人数、各院江要用ニ而通行之儀、彰義隊之
答ニ、多人数之義ニ付、万一行違等有之候而者、恭順之主意
を取失ひ、深心配候段申出、無餘儀次第ニ付、當分之内右様

之節者、黒門番人共より廣小路・常楽院江案内、右院江相通し
可申候間、院主、又者院代等門外江出向、用便可致候事

此御書附ハ、前文但書之趣意、彰義隊ニ而承伏不致
より再応大総督府江申立有之、改めて本文之通り被
仰出候由

〔脱走士、前橋江降参〕

五月

○彰義隊式百八十人程前橋江降参ニ出、刀・釵・鎗・炮等を
差出降伏致ス由、前橋より鉄炮ヲ取上、同所龍海院江入置候よし

〔徳川家御取立〕

慶應四年戊辰

五月

徳川 龜之助

○駿州府中城主ニ被 仰付、領地高七拾万石下賜旨

被 仰出候

但、駿河国一圓、其餘者、遠州・奥州之内ニ而下賜候事

右ニ付、為御禮、上京可致候

一 徳川家臣、自今官位之義、被差止事

五月廿四日

〔一橋・田安、藩屏之列被仰付〕

一橋 大納言
田安 中納言

右自今藩屏之列ニ被差加候事、右ニ付、為御礼、上京可致事

五月廿四日

一〇寺社奉行所者、寺社裁判所〇町奉行所者、市政裁判所、

勘定奉行所者、民政裁判所

右之通被仰出候事

江戸ニ而

大総督府

〔銅錢歩増〕

五月 江戸ニ而

○文久銅四文錢 是迄八文之所 此節金壹兩ニ付

十六文通用被仰出 文久錢拾八貫文かへ

寛永青四文錢 是迄十式文之所 同

廿四文通用被仰出 當百錢

當百錢 桐生・大間々辺ニ而、金壹兩ニ付拾壹貫貳百文

風聞

鍋嶋閑叟公、会津江下向之風聞あり

是者、会侯ニ 朝廷江帰順ヲ説給ひしなるへしと云り

〔長岡落城〕

五月 風聞

○越後長岡 牧野 七万四千石餘 牧野備前守 落城之よし

榊原侯者、此節官軍へ随従之由、風聞あれども

虚実慥ニ不相分

五月

○過日以来、旗下^(本) 末々心得違之者 朝廷寛仁之

御趣意を不奉拝戴、主人慶喜恭順之意ニ戻り

謹慎中之身ヲ以脱走ニ及、上野山内其外處々

屯集、官兵を闇殺し、民財掠奪、益兇暴を

違^(違) し以て官軍ニ抗働す、実ニ不可赦之国賊也、故ニ

不被為得止、誅伐被 仰出候、依之領内取締向者勿論、

敵ニ兵備ヲ整、賊徒尾行候者有之節者、速ニ可打取、

萬一不都合之儀、於有之者、屹度 御沙汰ニも可被及

候間、近傍之諸藩申合、精々不行届無之様盡力可有

之旨 大総督宮御沙汰候事

五月

五月 風聞

○林肥後守 上総請西老万石 脱走致し候よし○世子昌之助

林家御届振者○私儀武功を以て所領を領し候義ニも無之、由緒

に依て取立ニ相成、別而恩儀も深く御座候間、行々とも徳川家

へ僕従仕度、依之所領之義者、御返上仕候旨申立置、脱走

致し候風聞なり○世子林昌之助、相州にて順察使・中井範五郎ヲ

殺須^(す)

〔御籙本江御書付〕

六月五日

○ 御中老服部綾雄殿御渡

御領地御高相定り候ニ付而者、多人數之御家来御扶助

御行届難被成、不便至極ニ者、思召候得共、無御抛御切米

御役金等、都而諸御手當迄、當六月より者、御渡相成兼

候ニ付、銘々進退之義、致勘弁、朝臣相願候とも御暇

相願候共、決着之所、頭支配より承り糺、速ニ申聞候様

可被致候

但、知行取之面々も同様可被心得候

右之趣向々江不洩様可被達候

六月五日

〔奥州合戦風聞〕

六月

○奥州辺戦争之風聞あり

白川城官軍式千餘籠り居候由

白川城者、松平周防守、川越江御移之後、空城ニ相成居候よし

六月十三・四日、官軍与奥羽勢合戦、官軍大ニ勝利之由風聞
又々十七・八日頃、合戦有之よし

〔再御簾本へ御書付〕

○ 御簾下面々江御達書

此程格別之以 朝恩、御所領下賜、難有御請者、被遊候
得共、是迄之通り多人數之御家来者、迎も御撫育難被遊
候ニ付、以来者、銘々之高者不被下、御役相勤候ものへハ、御役
金被下、御役 御免相成候ものへハ、夫々御扶助米被下候積、
其余御行届難相成分ハ、此程相達候通り
鎮臺府より被 仰出候旨も有之候間、御扶助之義者、猶御歎
願被遊候品も被為在候間、其段相心得候様可被致候
右之趣、御簾本・御家人中江不洩様可被達候

六月十八日

〔是者後之御書付以前ニ差出〕

當今恐入候御場合ニ付、被 仰出候御書付面之趣承知仕候
私儀、祖先以来積年、奉浴 御恩澤、難有仕合、奉存候、
就而者、此末仮令御扶助不被下置候共、 御奉公仕、累代
之奉報 御厚恩度志願ニ御座候、依之決心之趣、以
書面申上候、以上

六月八日

松下 錦次郎

【現・伊勢崎市赤堀今井町・赤堀恒雄家文書 P 八九〇二・No. 八七】

群馬県立図書館との連携

「群馬県立図書館デジタルライブラリーへの参加」

公文書係 大崎賢一

群馬県立図書館（以下、県立図書館という）では、令和2年度より群馬県内の市町村図書館との連携を図り、デジタルライブラリー県域化事業を進めている。このデジタルライブラリー県域化の目的は、各図書館が所蔵する貴重な知的財産（郷土資料等）を活用し、群馬県や各市町村のPRに資することができるようにすることである。令和6年度の時点で、県立図書館の所蔵する資料のほかに、前橋市、高崎市、伊勢崎市、桐生市、館林市、草津町（草津温泉）、甘楽町がデジタル資料を提供している。文書館も令和5年度より、所蔵する図書資料を提供してデジタル化を行い、このデジタルライブラリーに掲載をしている。ここでは、文書館がデジタルライブラリーに参加した経緯と現在提供している資料について紹介する。

1 文書館がデジタルライブラリーに参加した経緯について

文書館では、資料のデジタル化が課題となり、館内でも所蔵資料のデジタル化について検討されていた（文書館IT化推進委員会）。令和元年度には、令和2年度に業者委託によるデジタル化ができるように検討がされ、デジタル化を進めようとしていたが、事業として進めるには厳しく、デジタル化及び整理に関する指針の作成に計画を変更している。同時に職員の手によるデジタル化を進めるべく、撮影方法の検討を繰り返し行っている。令和2年度にも、再びデジタル化事業の推進を検討し、令和3年度から始められるように準備を行っている。当初はデジタルアーカイブの構築を目指していたが、予算の獲得が難しい現状において、他館との連携についても検討されている。しかし、デジタルアーカイブ構築についての予算が獲得できないことから、「収蔵資料の教材化（デジタル化）事業」へと変更し、「地方創生推進交付金」への申請をしている。しかし、予算化はされなかった。

令和3年度には、再び収蔵資料のデジタル化とデジタルアーカイブの構築を目指し、デジタル化史料の選定と予算申請のための準備を行っている。ここで、シ

システムの構築ができれば、選定した史料百点のデジタル化と職員の手によるデジタル化が進められるはずであった。しかし、総務事務システムの更新を控えていることや、デジタル化の利用者ニーズが不明であることなどの理由から予算要求は通らなかった。また、群馬県公文書等の管理に関する条例の施行もあり、目録や資料等の再整理作業等の業務も大きくなったこともあり、デジタル化については、一旦停止をする状態となった。

令和3年度末での文書館ウェブページ上では、すでにデジタル化をしておいた絵図と、令和2年度に文化財保護課から提供を受けた古墳台帳について「デジタルギャラリー」の中で公開がされた。

文書館でのデジタルアーカイブの構築が進まない中、県立図書館が令和4年度に所蔵資料のデジタル化のための予算要求（デジタル田園都市構想）を行うこととなった。この時、教育委員会総務課より文書館の所蔵する特定歴史公文書等と古文書を含めたデジタル化の提案があり、県立図書館と一緒に連携をすることが決定した（仮称として県立図書館から「L (Library) A (Archives) 連携」のネーミングが示された）。しかし、特定歴史公文書等と古文書のインターネット上での公開については、県立図書館の公開システムがジャパン

サーチと連携しているために、IIIIF（トリプルアイエフ）で公開されることと、CC0の公開条件を付けなければならぬこともあり、著作権関係の確認（主に二次利用について）やCC0で公開することについての規則等の精査と改訂について検討作業が生じたこともあり、文書館では資料のデジタル化の前にそれらの作業をすることとなった。

そのような状況の中、文書館と図書館が何か連携できないかを模索した結果、県立図書館が運営する「市町村ライブラリー」への参加の提案があった。特定歴史公文書及び古文書のデジタル公開が進められない中で、先に文書館所蔵の郷土資料（図書分類）を市町村ライブラリーの中に加えてもらうということで、連携を進めることとなった。

2 デジタルライブラリーに掲載している資料について

群馬県立図書館デジタルライブラリー（市町村ライブラリー）への資料提供と掲載については、令和5年度から始めた。市町村ライブラリー掲載のためのデジタル化の条件は①他館がデジタル公開をしていないこと、②なるべく郷土資料であることが条件となっている

る。その条件を踏まえて、文書館で所蔵している図書資料の中から候補を探し、令和5年度には次の9点をデジタル化することとなった。

- ① A NEW ELEMENTARY SPELLING BOOK
〔著〕伴徳政 〔発行所〕煥乎堂
〔発行年〕明治二十二年（一八八九年）
〔請求記号／文書番号〕 B G0003572
- ② SPELLER FOR THE USE OF CHYU-SHO GAKKO AND OTHER COMMON SCHOOLS TOKYO
〔著〕鈴木重陽 〔発行所〕鈴木重陽
〔発行年〕明治十九年（一八八六年）
〔請求記号／文書番号〕 B G0003582
- ③ ウイルソン読本 WILSON'S PRIMARY SPELLER
〔著〕MARCUS WILSON 〔発行所〕丸善書店
〔発行年〕明治十七年（一八八四年）
〔請求記号／文書番号〕 B G0003586
- ④ ウイルソン氏読書入門 school and family PRIMER
〔著〕MARCUS WILSON
〔発行所〕大和屋・西宮松之助 外5人
〔発行年〕明治十三年（一八八〇年）
〔請求記号／文書番号〕 B G0003587
- ⑤ 小学読本 巻一
〔著〕梶山榮吾 〔発行所〕誠之堂 梶山榮吾
〔発行年〕明治七年（一八七四年）
〔請求記号／文書番号〕 B 3771

⑥ 倉賀野城

- 〔著〕倉賀野小学校研究部 〔発行所〕須賀新一郎
〔発行年〕昭和十六（一九四一年）
〔請求記号／文書番号〕 B 890204
- ⑦ 大正四年群馬県群馬郡治概要
〔編〕三盛舎 〔発行所〕三盛舎
〔発行年〕大正五年（一九一六年）
〔請求記号／文書番号〕 B 3771
- ⑧ 大正四年群馬県多野郡治概要
〔編〕多野郡役所 〔発行所〕多野郡役所
〔発行年〕大正四年（一九一五年）
〔請求記号／文書番号〕 B 890530
- ⑨ 利根郡勢一覽
〔編〕利根郡役所 〔発行所〕利根郡役所
〔発行年〕大正十年（一九二一年）
〔請求記号／文書番号〕 B 890532

デジタル化された資料は、群馬県立図書館デジタルライブラリーのテーマ別一覧にある「文書館貴重資料」で閲覧することができるようになっています。

令和5年度に公開された資料の中で、注目してほしいのは

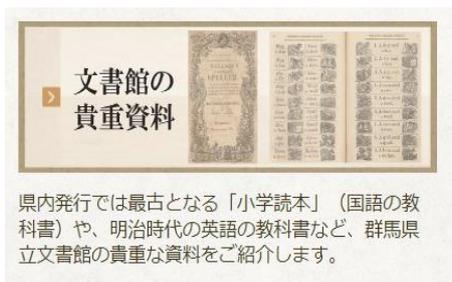


図1 群馬県立図書館デジタルライブラリーにある文書館のバナー

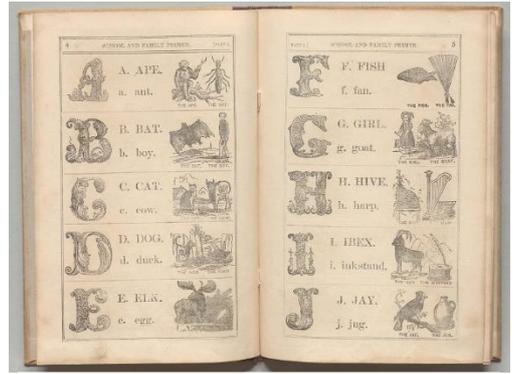


図2 ④ウイルソン氏読書入門

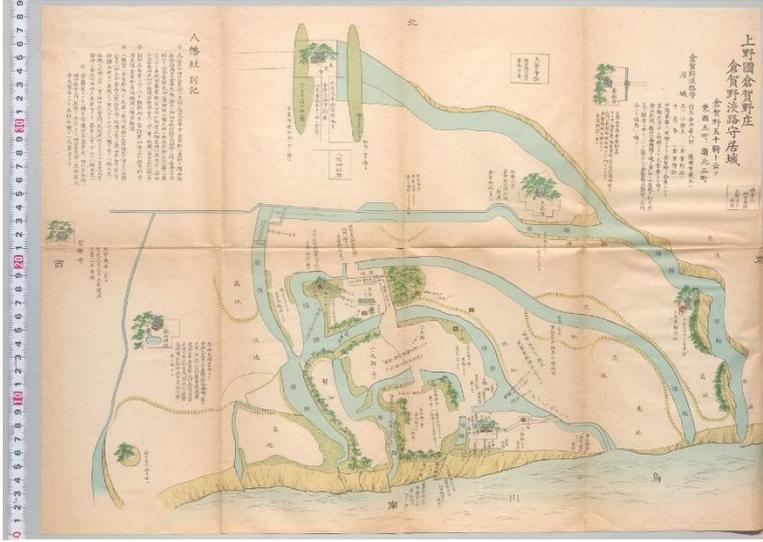


図4 ⑥倉賀野城



図3 ⑤小学読本 卷一

『小学読本 卷一』である。明治七年に刊行されており、この頃は学制の公布により、多くの学校が設立されている時である。昭和41年11月2日付の毎日新聞によると、県内発行では最古となる「小学読本」と紹介されていることから、貴重書であることがわかる。明治初期の初等教育における教科書がどのようなものであったか広く知ってもらうために、デジタル化して公開できたことは有益であったと考えている。

『A NEW ELEMENTARY SPELLING BOOK』は明治時代に出版された、初歩的な英語のつづり本である。PART Iは、母音と子音の組み合わせ (ba be bi bo bu by / ca ce ci co cu cy / da ...) と、同じつづりの同じ発音 (chap crap flap slap // came dame fame game...) を学習するようにになっている。PART IIでは、終わりのつづりが同じである単語をまとめている『SPELLER FOR THE USE OF CHYU-SHO GAKKO AND OTHER COMMON SCHOOLS TOKYO』は鈴木重陽が編集した明治時代の小学校・中学校向け、英語のつづり字の教科書である。それまで出版されていた英語のつづり字の本は若い生徒たちに不向きであることを経験した著者が、若い人たちにとって使いやすいように言葉を集め、編集をした。『ウイルソン読本 WILSON'S PRIMARY SPELLER』は、読み書きの練習を含む、簡単に進歩的なスペルの練習帳である。絵と単語

を結び付けて発音させながら覚えさせることから始め、後半のレッスンでは、グループ化した二つの単語を発音させたり、単語を使って文章を作らせたりしながら学習ができるように構成されている。『ウイルソン氏読書入門 school and Family PRIMER』は英語のリーディングの入門書として、明治13年に出版された本である。絵と短文があり、絵を元にして短文を読むように構成されている。質問とそれに答える会話が繰り返され、楽しく読めるように工夫されている。これらの英語の本は郷土資料という点では条件に当てはまらないが、文書館で所蔵している貴重書であるとともに、明治時代の英語教育が工夫されながら実施されていたこととの一端を知ることができるといふ点でデジタル化の対象となった。

『大正四年群馬県群馬郡治概要』や『大正四年群馬県多野郡治概要』については、年度の違うものを県立図書館で所蔵しており、お互いの史料を補完するといふ意味で、デジタルデータとして公開したことに意義がある。

『倉賀野城』については、倉賀野小学校研究部の著作であり、地域にある倉賀野城を研究し、それを地域でまとめたということで、郷土資料としての価値が高いものである。

令和6年度は、図書資料12点をデジタル化の候補としてあげた。しかし、他館がデジタルデータを公開していることや、著作権切れが確認できないなどの理由で、5点をデジタル化することとなった。デジタル化を実施した資料は次の5点である。

① 上野新報社創立概則

「編」上野新報社 「発行所」上野新報社

「発行年」明治十五年（一八八二年）

「請求記号／文書番号」 B 910012

② 上野新報社顛末報告

「編」上野新報社 「発行所」上野新報社

「発行年」明治十七年（一八八四年）

「請求記号／文書番号」 B 910012

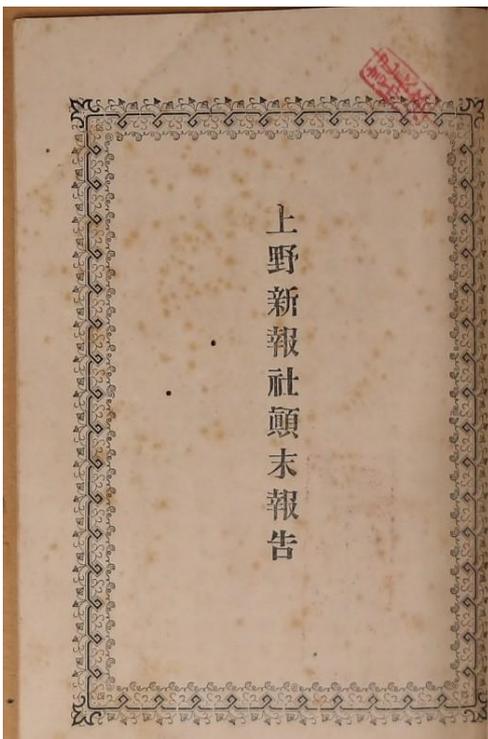


図5 ①上野新報社顛末報告

③ 蚕業教科書第五編 蚕業本論

「編」大森順造 「発行所」竹澤 章／丸山舎書
籍部

「発行年」明治十七年（一九〇八年）

「請求記号／文書番号」 B G0003646

④ 前橋市統計一斑

「編」前橋市役所 「発行所」前橋市役所

「発行年」明治四十年（一九〇七年）

「請求記号／文書番号」 B 2146

⑤ 利根郡案内誌

「編」利根郡案内誌編纂部

「発行所」利根郡案内誌編纂部

「発行年」明治四十年（一九〇七年）

「請求記号／文書番号」 B 890531

令和6年度にデジタル化された資料は、令和7年3月末には閲覧ができる予定である（原稿執筆時点では、まだ公開されていない）。

令和6年度にデジタル化をした資料『上野新報社創立概則』は明治15年春に前橋の有志者の発起によりできた新聞社である「上野新報社」の創立概則を載せたものである。第1条の「新聞紙ノ題名ヲ上野新報ト稱シ社号ヲ上野新報社トス」から始まり、第24条まで記

載されている。また、明治15年10月11日の上野新報創立會の出席者51名とその中から公選で選ばれた創立委員15名の氏名が記されている。この上野新報社は翌年廃刊となっているが、群馬の地で情報を伝えるための新聞社が創立された時の様子が分かる。また、『上野新報社顛末報告』は、設立から廃刊に至るまでの出来事と収支精算書をまとめて株主に報告した文書である。群馬県内の新聞社はこの後いろいろと設立されているが、その先駆けの一つである上野新報社の状況を知ろうと貴重である。

『蚕業教科書第五編 蚕業本論』は蚕業学校及び師範学校の教科書用に作られたもので、蚕業についての根本となることを中心に分かりやすく書かれている。蚕業の定義、起源及び沿革、蚕業の区分（桑樹栽培、養蚕、蚕種製造、製糸）などの基礎的なことから始まり、蚕業と国家、経済の関係、農業との関係、農民の生活に及ぼす影響など、蚕業と経営・経済について話が広がり、最後は蚕業経営の方針で終わっている。この本は郷土資料ではないが、明治時代に蚕業が盛んであった群馬県において広く使われていたことが想像できる。

「利根郡案内誌」は、利根郡の沿革や位置、地勢などから始まり、人口や物産、教育、産業、商業、銀行・会社といった統計データや説明が書かれている。後半に

は、交通や社寺、名所並びに温泉、著名の古人といったものが紹介されていて、明治40年頃の利根郡の様子や名所について知ることができ、現在と比べてみても面白いかもしれない。

以上、文書館が県立図書館デジタルライブラリーへ参加した経緯とデジタル化を実施した資料の紹介をしてきた。古文書及び特定歴史公文書等についてのデジタル化については、先に述べたように、規則等の整理が必要なことから、別途進めることとし、文書館がデジタルライブラリーの候補として選出したのは図書分類になっている図書の中からである。ゆえに、選出する資料は図書分類の中で郷土資料の貴重書が多く含まれ、かつ著作権が消滅しているものが多い「議会図書室収集資料」及び「議会図書室郷土資料」にあるものが多くなる。「議会図書室収集文書」は、文書館日より11号によると「議会図書室が設置以来その機能の充実を図るため、文書課等から保管転換をした図書資料や各課で廃棄した文書を文書としてではなく、議会図書室において研究に役立てるための資料（県議会史編さん資料）として移管を受けたもの等で精力的に収集したものです。」とある。文書館的機能を果たしていた議会図書室がその機能を文書館に移すという考えに基づき、

開館から昭和62年度までに数次にわたり移管を行ったものである。「議会図書室郷土資料」は議会図書室で所蔵していた時に「郷土資料」として配架されていたものである。そのような経緯から、明治時代の貴重書から廃棄された行政文書までがこの中に含まれているが、デジタル化の候補として選出する際には、奥付を確認し、行政文書にあたるものは除外している。また、図書の中から選考しているために県立図書館が所蔵している図書と重複しているものが多いのが現状である。さらに、群馬県にかかわる図書であっても、すでに国会図書館がデジタル化して公開しているものも多くあるため、デジタル化の候補を選び出すことが困難となっている。今後、図書資料を市町村ライブラリーに掲載してもらおうためのデジタル化も難しくなることが予想される。

一方、市町村ライブラリーに参加し、デジタル資料を掲載できたことによるメリットもある。一つ目は、古文書や特定歴史公文書等の閲覧が中心の文書館において、貴重な図書資料も所蔵していることを見直せたことである。『小学読本 巻一』のように、当時は新聞に取り上げられるような話題になったような貴重な資料が活用されずにいた中で、市町村ライブラリーに掲載される資料選定の中で再び目にする事となり、有

効な活用手段を見出したことである。二つ目は、県内市町村立図書館に並んで文書館が入ったことで、文書館の存在を認識してもらえ、可能性が増えたことである。他館のデジタルライブラリーを目にする中で、文書館の貴重資料に気づき、閲覧をするという機会が加わったことで、文書館に対する興味をもってもらえるのではないだろうか。三つ目は、収蔵資料のデジタル化において、県立図書館との連携の出発点とすることができたことである。ここでの連携を進めることで、古文書や特定歴史公文書等のデジタル化についての話し合いについてもつながりができ、話し合いがスムーズになったことである。

今後の予定としては、特定歴史公文書等のデジタル化と古文書のデジタル化を進めていくことになるが、並行してデジタルライブラリーによる図書のデジタル化も進めていきたい。



図6 群馬県立図書館 デジタルライブラリーのチラシ

近世後期上野国における村落の葬送史料

— 吾妻郡東吾妻町伊能家文書

「隆誉不幸入用帳」について—

古文書係 阿部 潤

はじめに

近年、近世史の分野において、葬送（註1）に関する研究が注目されている。特に、葬送記録や墓地遺構が比較的多く残存する天皇家や大名家の葬送の実態解明を中心に、葬式寺の在り方などの寺院史的考察、江戸や畿内の都市部を中心とした墓制や葬送の担い手の実態を解明する身分制度史的考察が数多く発表されてきた（註2）。

しかしその一方で、近世社会の構造主体であった村落における葬送の実態解明は十分に進んでいない（註3）。近代化が急速に進んだ明治期以降、更に高度経済成長期を経て加速度的に姿を消していった伝統的葬送習俗は、近世村落社会において醸成されたものに他ならない。そのような意味で、近世村落にお

ける葬送史料を分析することは、日本人の葬送に対する意識変化に留まらず、寺檀関係や家制度、村落共同体の在り方などを考えるうえで非常に有益であると思われる。

特に、近世の村方文書には、葬送の際に作成された入用帳や香奠帳などの帳簿類が多く含まれ、これらの史料は、文書を旧蔵した家における戸主や親族の葬送に関する記録であるとともに、各地域における習俗や行事、そして寺院・家・村落共同体それぞれの関係性を伝える極めて重要な史料である。

そのような視点に基づき、本稿では、比較的まとまった葬送史料が存在した吾妻郡東吾妻町の伊能家文書（註4）のなかから、文久三年（一八六三）十一月に作成された「隆誉不幸入用帳」（文書番号四七一）の紹介を通して、近世後期上野国における村落の葬送の実態について述べてみたい。

一 岩井村と伊能家について

（一）岩井村について

伊能家が村役人を務めた吾妻郡岩井村（現吾妻郡東吾妻町岩井）は、吾妻川の南岸、榛名山の北麓に位置する山と川に挟まれた村で、江戸時代には南牧村（現渋

川市南牧)の渡し場が不通の際に、三国街道の迂回路(脇往還)として利用された道(通称「日陰道」)が集落のほぼ中央を通る。また、吾妻川の対岸には吾妻郡の中心ともいえる中之条町が存在する。岩井村は江戸時代前期には沼田藩真田氏の所領に属していたが、天和元年(一六八一)の真田氏改易後は幕府領となり、元禄十年(一六九七)からは旗本保科氏の知行地となった(註5)。

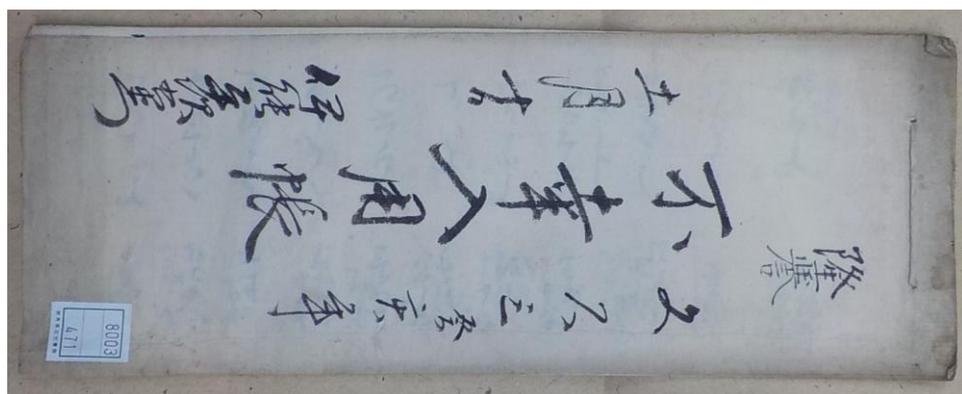
(二) 伊能家について

伊能家の系図「伊与久家系」(文書番号一五一九)によれば、伊能家の初代は岩井の郷士で、出身は佐位郡伊与久村(現伊勢崎市境伊与久)であるという。慶長年間(一五九六〜一六一五)に植栗村(現東吾妻町植栗)へ移り、元和四年(一六一八)から岩井村に居住するようになったようである。その後、沼田藩真田氏の家臣として二百石を与えられ、四代にわたって仕えたところ。ところが、天和元年(一六八一)真田氏の改易にもない浪人の身となり、六代目の彦三郎吉次の代から再び岩井村へ土着することになったという。七代善治郎宗保の時には、上州一の分限者として知られる大戸村(現東吾妻町大戸)の加部安左衛門の娘を妻に迎えており、その後も度々加部家とは縁組を行い、深い絆

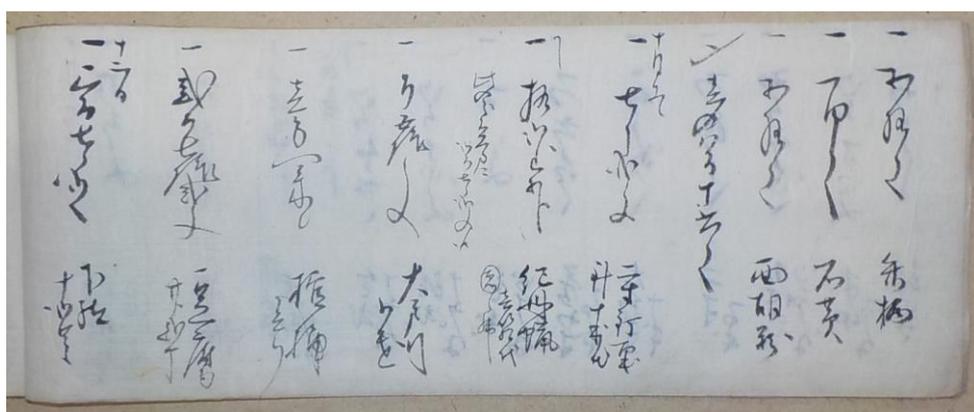
で結ばれることになった。また、中之条の医師田村家から養子に入った八代吉智の代から「平次(治)右衛門」を名乗り、以後明治初年に十二代吉信が重三郎と改名するまで五代にわたって「平次(治)右衛門」を襲名している。伊能家は江戸時代を通じて、村の名主あるいは年寄役を務め、明治期には戸長および旧太田村(現東吾妻町岩井など)の村会議員や村長などを歴任した。また、家業としては農業の他、金融・醸造業等多角的な経営活動を行った(註6)。

二 「隆誉不幸入用帳」の構成

文久三年(一八六三)十一月十日付で当主の十二代平次右衛門吉信(註7)によって作成された「隆誉不幸入用帳」は、縦三三、三センチ、横一二、五センチ全十三丁の横長帳の文書である。近世文書に見られる葬送関係帳簿類は半紙の折目が天になるように折られたものが一般的であるが、本文書は折目が地となっている。また、被葬者については、戒名の一部が「隆誉」であるということ以外の記述はないが、伊能家墓地の墓石銘から、文久三年(一八六三)十一月十日に五十二歳で死去した十一代平次右衛門吉辺の妻「みす」(戒名「隆誉負元寿専大姉」大戸村加部丈八郎貴重女)であること



【隆誉不幸入用帳 表紙】



【隆誉不幸入用帳 (部分)】

がわかる。つまり、平次右衛門吉信の義母である（註8）。なお、葬送関係帳簿類は、自家の備忘録として作成されることが一般的であったため、被葬者に関して作は戒名、或いは戒名の一部のみを記載したものも少な

くない。本文書に関しても同様である。

内容としては、①店などから購入した品目及び金額、その他諸役への謝礼、②寺院への布施（「寺納金之覚」）、③振舞の献立（「献立覚」）、④葬列の役割と順序（「出棺役附」）、⑤形見分け書上の五項目によって構成される。一般的に近世文書に見られる葬送関係帳簿類については、「入用帳」でいえば葬送に際しての必要物品や経費のみ、「香奠帳」でいえば香奠を貰い受けた相手や金額、香奠の種類のみというように、必要最低限の情報のみを記したものが多く、本文書に関しては、葬列の役割や振舞の献立の記録が挿入されており、葬送の実態を具体的に読み取ることができる。

三 「隆誉不幸入用帳」から見る葬送の実態

（一）葬送の流れ（時系列）

本文書の記載内容からは葬送の流れ（時系列）を具体的に還元させることは難しい。最初に登場する日付が十一月十一日で、そこに記された入用品は葬具の材料と考えられる。従って、死去の翌日から葬送の準備が始められたようである。また十一月十四日に振舞で供されたと思われる食品が購入されていること、そして十一月十七日に勝手方（料理役）へ謝礼が支払われ

ていることから、葬儀や野辺送りは十一月十四日から十七日の間に行われたと考えられる。葬送の流れについて、本文書からはそれ以上のことを知ることはできないが、臨終↓入棺↓葬儀↓葬列（野辺送り）↓埋葬または火葬↓振舞といった一般的な葬送の流れであったと考えられる。また、埋葬法についても不明である。近世の葬送関係帳簿類には土葬であれば「穴掘り」、火葬であればその役割を担った人名が記されている場合も多いが、本文書には残念ながらそれらの記載は見られない。

(二) 入用品について

下に掲載した表は、本文書から判読できた諸入用品用途別にまとめたものである。この表からも分かるように、「隆誉（みす）」の葬送では、大きく分けて四種類の入用品が存在した。品目数が目立つのは葬具の材料と食品についてであるが、葬具に関しては、松板をはじめ、金・銀紙を含む色紙や各種顔料、釘等を購入しており、棺桶以外の殆どの葬具を自作したことが窺える。近代以降の群馬県内各地の葬送習俗をみると、葬具の作成は隣組（葬式組）の人間が担うことが一般的であるが、近世においても同様であった可能性が考えられる（註9）。また、食品に関しても、非常に多くの品が

用途	品目（項目）
葬具材料	棺桶、松板、紙類（金紙・銀紙・色紙・延紙・半切・吉野紙）、釘（五寸、二寸）、顔料（緑青・弁柄・石黄・面胡粉・五倍子の粉）、紀州蠟、布類（晒・麻）、数珠、香（線香・五色香）
食品	豆腐、油揚げ、がんもどき、湯葉、薩摩芋、岩茸、椎茸、蓮根、午房、慈姑、梨、海苔、鶏冠海苔、干瓢、生姜、蒟蒻、凍蒟蒻、白滝、南京麩、生麩、切昆布、奈良漬、葛、菓子、薄雪、淡雪、羊羹、蜜柑、九年母、串柿、白米、小麦粉、砂糖、味醂、醤油、胡麻油、酒
布施	清見寺（金銭（方丈・長老・所化・小僧兩人・留守居・供・御隠居）、結小紋下着、紬継替布子、打敷金巾裏さらし、幕）、長福寺（金銭（僧・供人）、長寿香）、大運寺（金銭（僧・供人）、長寿香）
その他	買い物方謝礼、告げ役謝礼、勝手方謝礼、船頭謝礼、下駄、下駄緒、塗下駄、柄杓、汁杓子、白足袋、苘

【表】

購入されているが、特徴としては、魚肉類が一切見られないことである。葬送という精進潔斎をとるなう場での振舞であったためと考えられる。

さらに、寺院への布施に関しては、金銭だけではなく、品物が見られる。品目としては、僧侶が身に着ける衣類、須弥壇の前机に敷く打敷、幕、長寿香（匂

い線香）など寺院に必要とされる比較的高価なものが納められている。また、その他の入用品としては、履物類や柄杓などの雑貨類を中心に、葬送の裏方を担った者への謝礼があげられている。特に死亡通知（「告げ」）の役に関しては、

〔史料1〕

一 式百文

沼田行小遣
重郎右衛門
権八

一 四拾八文

大戸行小遣
宗吉
為吉

山田行
両之助 下男
七郎兵衛 下男

一 金貳朱也

一 三百文

一 四百文

一 貳百文

一 壹百文

一 金百疋

同 長老
同 諸化
同 小僧
留守居 兩人
供 御隱居
相伝弟子故遣し申し候
右之納メ物
結小紋下着壺ツ
つむき継替布子一ツ
うち敷金巾裏さらし
品

一 幕

貳張 丈八天四幅

是ハ大譽善譽ニ不納之所
其前ニ納義、殊ニ拙者他方參、
母壺人之事故、納吳候様、寺方
別段伝言も有之二付、此度ハ納ル

規模 (三) 「寺納金之覺」 から見る寺院の役割と葬送の

〔史料2〕

寺納金之覺

一 金貳兩

清見寺
方丈様

一 百文

いせ町
船頭

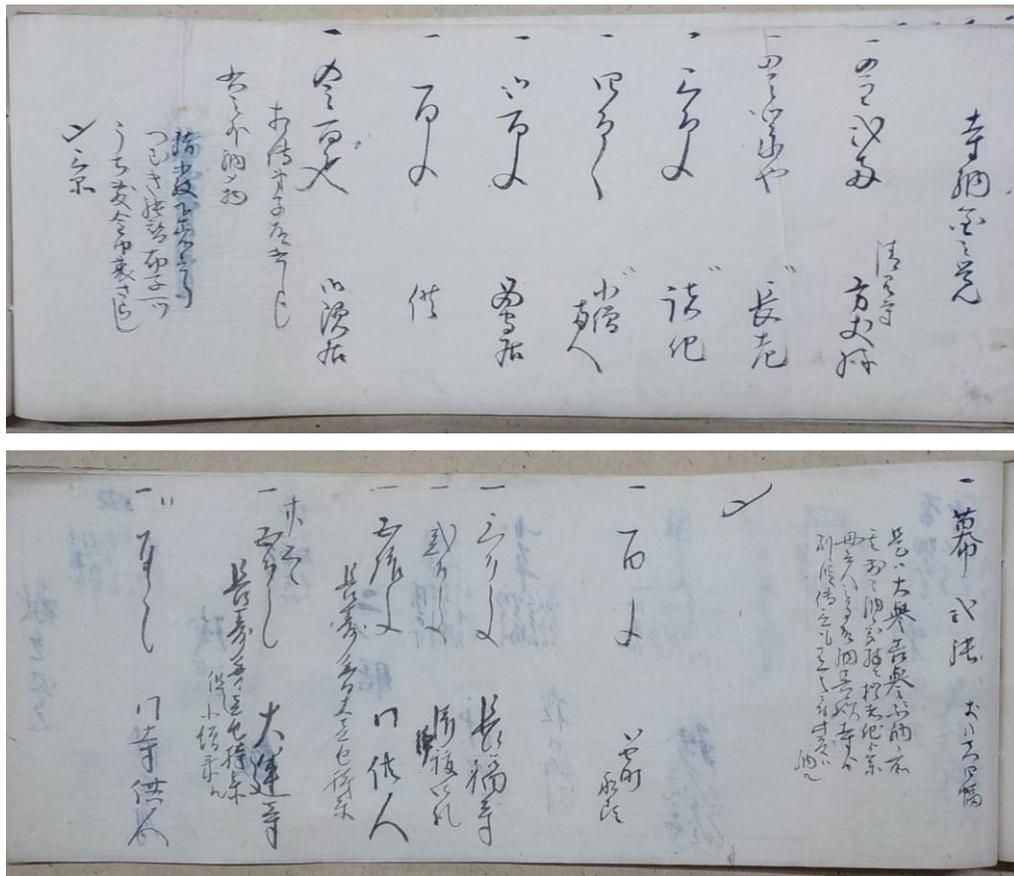
一 三百文

一 貳百文

一 壹百文

長福寺
御祓御礼
同 御供人
長寿香大壺
巴持参

廿二日



一 五百文 大運寺
 長寿香大老巴持参
 但シ小僧来ル
 一同 百文 同寺供人

【史料2 寺納金之覚】

〔史料2〕によると、布施に関しては、伊能家の菩提寺（檀那寺）である清見寺（註11）への納めが最も多いことがわかる。導師を務めたと思われる方丈以下七名の清見寺関係者に金銭の納めがあり、その他高級布製品や幕などの品目が続く。特に幕に関しては、傍線部によると、清見寺から伊能家先代の事例を引き合いに、納入を催促されたことが特記されており興味深い。これらの記述からは、「隆誉（みす）」の葬送が清見寺総出で行う大規模なものであったことが読みとれる。恐らく、名主家であった伊能家が清見寺にとって有力檀那であったため、このような大規模な葬送が行われたと考えられる。

また、長福寺（註12）と大運寺（註13）がそれぞれ金銭と長寿香を納められていることから、この二カ寺も葬送に参列したと考えられる。近世の葬送において、菩提寺以外の寺院からも僧侶を迎える慣例があったことが知られるが（註14）、「隆誉（みす）」の葬送においても同様であった。特に加持祈禱を専門とする密教寺院であった長福寺については、葬送の「御祓」（後浄）の役を担ったものと考えられる（註15）。また、大運寺に関しては、「隆誉（みす）」の生家（大戸加部丈八郎家）の菩提寺として参列した可能性が考えられる。いずれにせよ伊能家の葬送が多く僧侶が参列

する盛大なものであったことは間違いない。近世の葬送において、参列する僧侶の数が供養の厚薄にかかわるといふ社会通念が存在していた(註16)ことから「隆誉(みす)」の葬送は名家の当主の母に見合う手厚いものであったと考えられる。

(四) 「献立覚」に見る振舞

〔史料3〕

献立覚

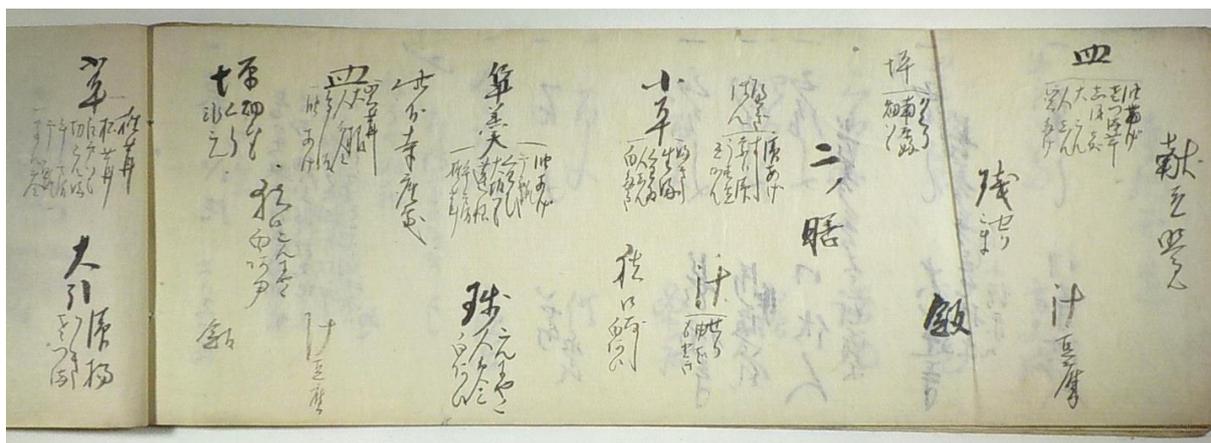
ほへ んぎ	坪	皿
ミう奈す漬 かすらしあ ん雪漬げ	二ノ膳 畑南く い京り もふ	岩人大しさ油 たしこ用つあ けんんがまげ け芋

残
こセリ
まり

汁	飯	汁
もゆせ とぼり き		豆腐

小平	坪	皿	此分寺座敷	笋羹	小平
に干午切江松椎 ん瓢房こ戸茸茸 参んいふも	氷く畑 こりい んも	油鳥人大岩 あ坂参根茸 け		椎午蓮大く干油 茸房根坂わ瓢あ いひげ	白人く生ふ たしわふ きんい

大引	飯	猪口	汁	残	猪口
さか漬 つき物 ま		白こ あんに やく	豆腐	白人こ あんに やく	白なし あし ひ



【史料3 献立覚】

「史料3」は葬送における振舞（註17）で供されたと思われる膳の内容を詳細に記録したものである。全ての膳が魚肉を使用しない「精進料理」で構成されている。きのこや根菜、油揚げや蒟蒻などの加工食品を用いた煮物や、豆腐を用いた白和えなどが膳に並ぶ。「精進料理」は僧侶が修行の妨げになる魚肉を避け、修行に専念するための食事が本来のものである。それが転じて喪に服している期間の精進潔斎の食事として葬送で供されるようになったと考えられる（註18）。また、膳の内容はほぼ同じであるが、「此分寺座敷」という記述から、寺院関係者の席

が別に設けられていたことも分かる。葬送において、菩提寺の導師をはじめとする僧侶が別格の扱いを受けていたことが窺われる。

（五）「出棺役附」に見る葬列の役割と順序

〔史料4〕

出棺役附
花籠 勝蔵
龍頭 惣助
行燈 為吉

六地藏
惣助 國蔵
藤十郎 丈助
兵衛

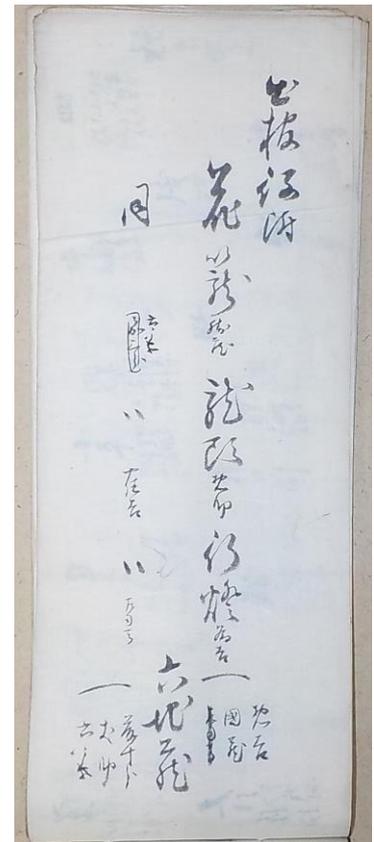
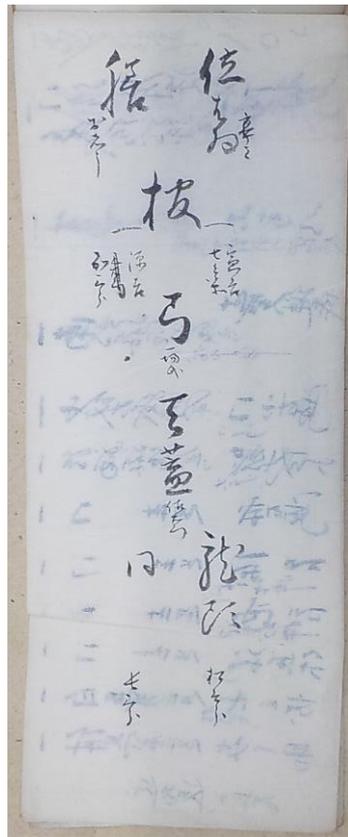
同 六兵衛 同 崔吉 同 左司馬
嘉三郎

喪主
位はい
龍頭 松五郎

棺
寅吉 七兵衛
弓 一場氏
天蓋 佐右衛門

膳
おしう
元吉 嘉三郎
同 長三郎

〔史料4〕は、本文書に記載された葬列（野辺送り）の役割と順序を記した部分である。これによると、葬列には花籠、龍頭、行燈、六地藏、位牌、膳、棺、弓、天蓋の役割が左右対称に組まれていたことがわかる。順序や葬具については、概ね近代以降の群馬県内の葬送習俗に見られるものと共通する（註19）。特に、位牌は喪主が持ち、膳は喪主の妻が持つことなどは同様である。以下、各葬具の特徴（註20）と群馬県内の事例を記す。



【史料4 出棺役附】

花籠

龍頭

行燈

割竹で籠を編み、編み残しの割竹の部分
を長く残して束ね、放射状に広げたもの。
これを竹棒の先につけ、残したヒゴには
花形や三角などに切った色紙を張り付け
る。籠の中には紙吹雪や小銭を入れ、葬列
の途中などでこれを振る。高齢者の葬儀
の場合、長寿にあやかろうと、この小銭を
争って拾うという地域もある。（県内↓二
本つくり、小銭を入れ仕々で振って撒く。
親戚の者が持つ）

龍の頭をかたどった飾り。龍頭だけで単
独の葬具として用いる地域もあれば、燈
籠や四本幡、天蓋などの竿の先に着けて
使用する地域もある。形態は、竹を龍の頭
の形に切り、シダやビワなどの葉を耳に
して赤紙で舌を作る簡素なものから、紙
の張り型のもの、藁製のもの、木彫りで何
度も使用できるものなど様々な形態が存
在する。（県内↓近親者四人または二人が
持つ）

死者の御霊を送るための明かり。（県内↓
「高張（提灯）」いところが持つ）

六地藏

六道で迷い苦しむ衆生を救済するといわれる六体の地藏菩薩をかたどったもの。(県内↓いとこが先に持っていていき露払いをする)

位牌

死者の戒名や没年月日を記した木製の縦長板状の牌。基台がついており仏壇に安置され、死者供養の標識とされる。位牌には、葬儀の際に棺の側に置かれ、野辺送りの行列で相続者が持つて墓地へ運ぶ白木の位牌(野位牌)と、それと同じものを家の祭壇に四十九日間安置しておくもの、四十九日や一周忌、三年忌のころに改めて作る漆塗りの位牌、寺に納めて寺で供養を受ける位牌など様々なものが存在する。(県内↓施主が持つ)

膳

死者の枕元に備えられた枕飯と枕団子を運ぶ膳。枕飯は人が死ぬとすぐに近親の女性などによって枕元に備えられる山盛りの一膳飯で、箸を一膳突き立てるのが特徴。枕団子も枕飯と同様に、亡くなってすぐに作られ、枕元に供えられる。(県内↓嫁が持つ)

棺

死者を納める入れ物。四角形のものに寝棺や座棺、それ以外のものに桶や六方棺がある。一般には手伝いの人間が作るものであったが、漬物樽などの古桶を利用する場合もあった。棺は「龕」と呼ばれる柩や輿に納められ、墓地に運ばれた。(県内↓子あるいは孫もしくは穴掘り役が持つ)

弓

魔除けとして用いたもの。(県内↓地獄から現れ遺体を奪っていくと考えられていた魔物である火車に、遺体を奪われないように、天に向かって矢を射るという習俗が存在する。孫・娘の婿、施主の弟などが持つ。竹の皮を外にして、麻紐で弦をはる)

天蓋

仏具の一つ。仏像や棺などの上にかざす衣笠。形状や素材は様々であるが、野辺送りにおいては、木製の骨組みに紙を張ったものが多く用いられる。(県内↓弟が持つ)

おわりに

以上、「隆誉不幸入用帳」の内容について分析し

た。本文書からは、近世後期上野国の村落における葬送の実態を垣間見ることができた。以下要点をまとめると、

① 葬具は自作していた。また、死亡通知（「告げ」）は「二人使い」であった。

② 菩提寺の僧侶が総出で行った葬送であった。また、菩提寺以外の僧侶が複数参列した。

③ 振舞では魚肉を一切使用しない「精進料理」が供された。僧侶は別に座敷が設けられていた。

④ 葬列・葬具に関しては近代以降における群馬県内の葬送習俗とほぼ共通している。

⑤ 関係者に形見分けが行われた。

特に①・④・⑤に関しては現行習俗との共通点を見出すことができた。また、②・③に関しては、現行習俗においては殆ど見ることができないもので、失われた習俗として非常に興味深い内容であった。勿論、本文書は名主家といった村落における上層部の記録であり、一般農民の葬送とはかけ離れたものであったことを考慮しなければならぬが、近世史料に記録される

ことが少ない村落における葬送の実態を伝えるものとして非常に貴重な史料であると言える。

本稿においては、「隆誉（みす）」の葬送について、「香奠帳」など他の葬送関係史料を合せて検討することができなかったが、そのような史料を複合的に分析することで、当時の葬送の実態をより具体的に復元していくことができると思われる。また、伊能家文書内の他の葬送史料、あるいは他家の葬送史料を網羅的に分析することで、葬送を媒介とした寺院と檀家（葬家）の関係性や、付き合いを通じた村落共同体の在り方等、様々な事柄が解明できると思われる。この点については今後の課題としたい。

【補注】

（註1）本稿においては、臨終から中陰仏事までを含めた儀礼を意味する「葬祭」と区別するため、臨終から葬儀（引導）、埋葬までの一連の儀礼を「葬送」と定義する。

（註2）的場匠平「近世天皇の葬法と儀礼」（『書陵部紀要「陵墓篇」』七三、二〇二二年）、岩淵令治「近世大名家の葬送儀礼と社会」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一六九、二〇一一年）、澤博勝「近世の葬祭と寺院―社会集団の視点から―」（高埜利彦・安田次郎編『新体系

日本史15 宗教社会史』山川出版、二〇一二年）、西木浩一『都市紀要三七 江戸の葬送墓制』（東京都公文書館、一九九九年）、木下光生『近世三昧聖と葬送文化』（塙書房、二〇一〇年）など。

（註3）近世村落における葬送の在り方については、主に民俗学の分野において研究の蓄積がなされてきた。その一々を列挙することはできないが、『葬送墓制研究集成』全五巻（名著出版、一九七九年）に収録された諸論文をはじめ多くの研究が蓄積されてきた。そのような中で、板橋春夫「近世後期における葬式と赤飯・饅頭―佐位郡太田村の事例を中心に―」（『伊勢崎市史研究』七号、一九九〇年）に代表されるような近世の葬送史料を積極的に活用した研究も発表されている。また、近世史の分野において、葬送史料を正面から取り扱った研究には、林英夫「A家における誕生と葬礼に見る消費生活―近世農民生活史試論―」（『徳川林政史研究所研究紀要』一九七二）、後藤重巳「江戸末期の「法要帳」に見る葬儀」（『大分縣地方史』第一二七号、一九八七年）、紫芝昌子「香奠帳についての一考察」（『地方史研究』第四十一巻六号、一九九一年）、大藤修「近世農民層の葬祭・先祖祭祀と家・親族・村落」（『国立歴史民俗博物館研究報告』四一、一九九二年）、安部智美「江戸期における葬儀に関する一考察」（『ゆけむり史学』第二号、二〇〇八年）などがある。

（註4）伊能家文書（請求番号P八〇〇三）は、昭和五十七年（一九八二）十月、群馬県立文書館の開設にともない寄託された文書群で、総点数にして一万点を超える膨大な文書群である。内容としては、村政、土地関係の史料が多くを占めている。その他特徴的なものとして、旗本保科氏の財政状況を示す史料、天明三年（一七八三）の浅間焼けによる被害やその後の復興の様子を示す史料、幕末に一時開設された吾妻川の通船関係の史料、榛名山の入会秣場や吾妻川の秣渡船関係、伊能家の農業経営や商業活動、冠婚葬祭や年中行事に関するものなど多様な史料が存在する。なお、詳細については『群馬県立文書館収蔵文書目録 六〇八』を参照。

（註5）岩井村の詳細については、『角川日本地名大辞典一〇 群馬県』（角川書店、一九八八年）を参照。

（註6）伊能家の詳細については、『群馬県立文書館収蔵文書目録 七』に掲載の「伊能家文書解題（その二）」を参照。また、伊能家の村役人としての仕事を扱ったものに、山崎善弘「上野国旗本知行所の名主伊能家の仕事」（同氏『村役人のお仕事』東京堂出版、二〇一八年）がある。

（註7）十二代平次右衛門吉信は文久二年（一八六二）四月に勢多郡森下村（現利根郡昭和村森下）の真下又兵衛家から伊能家に養子として迎えられた人物（『伊能家文書解題（その二）』参照）で、安政四年（一八五七）

と文久三年（一八六三）の「岩井村宗門人別改帳」（文書番号一〇九、六二）によれば、妻は先代の平次右衛門吉辺の娘「しう」である。

（註8）伊能家の墓地には「善誉脩道誠照居士」（十一代平次右衛門吉辺）と「隆誉負元寿専大姉」（大戸村加部丈八郎貴重女みす）が連記された墓石が存在する。なお前掲（註7）であげた、安政四年（一八五七）の「岩井村宗門人別改帳」（文書番号一〇九）には、平次右衛門女房として「みす」の名が記されている。

（註9）『群馬県史』資料編二六民俗二（一二五九頁～一二六〇頁）によると、「葬儀には施主は直接関与しない。特に重要なことは親戚のものが関与するが、その他ほとんどの仕事は、近所つまり隣組またはそのまた隣組などの他人の手をわずらわすのが普通である。葬具の制作もその一つである。」（中略）作られる葬具は、焚火、六地藏、高張、花籠、龍頭、造花、四方旗、弔旗、膳、香炉、弓矢、棺、天蓋、墓標、杖（伊勢崎市三郷地区）で、どの地もおおむねこの通りである。」とある。

（註10）『群馬県史』資料編二六民俗二（一二五六頁）によると、「人の死を他に通知する役は、忌のかかっていない他人の役とされるが、その任務は重大である。（中略）しかも一部の地域を除いて必ず二人で行くことになっており、受けた方でも粗末な扱いはしない。」

とある。

（註11）吾妻郡中之条町大字中之条にある浄土宗の寺院。長禄二年（一四五八）に僧西現によって創建されたという。はじめは西見寺と称し、永禄年間（一五五八～一五七〇）に兵火によって焼失したが、永禄十年（一五六七）に武田信玄が再興して清堅寺と改称したという。その後、正保年間（一六四四～一六四八）に三世專悦によって現在の寺名に改められたと伝わる（『中之条町誌 第一巻』一九七六年）。なお、江戸時代の伊能家は清見寺の檀家に属し、先祖代々の墓は同寺にあったが、明治初年神葬祭にかわった際に、墓地の一部を現在の伊能家屋敷の西側に移している（『群馬県立文書館収蔵文書目録 七』に掲載の「伊能家文書解題（その二）」）。

（註12）吾妻郡東吾妻町大字岩井にある真言宗豊山派の寺院。弘安年間（一二七八～一二八八）吾妻太郎行盛を開基とし、祐弁和尚を開山として、現在の岩井字寺屋敷に創建されたという。吾妻氏の没落とともに寺勢は衰えたが、元禄年間（一六八八～一七〇四）中興開山弘算法印の代に現在地（岩井字山根）に移転したと伝わる。（『ぐんまのお寺 真言宗Ⅱ』上毛新聞社、二〇〇一年）

（註13）吾妻郡東吾妻町大字大戸にある浄土宗の寺院。興国年間（一三四〇～一三四六）に宝誉祐鑑上人に

よって開かれたと伝わる。また、同寺は大戸の関所役人を務めた加部家の菩提寺で、大戸・本宿・萩生の三村を檀家とする。『あがつま坂上村誌』一九七一、二〇〇六年および『日本歴史地名大系一〇 群馬県の地名』平凡社、一九八七年)

(註14)大藤修氏は天保十四年の「摂津国西成郡南中島組十八ヶ村取締方約定一札」のなかに見られる「葬礼の儀は本寺限り」という規定から、近世においては、葬儀の際に檀那寺以外の寺からも僧侶を迎えることが慣例化していたと指摘している。(註3大藤論文)

(註15)近世の吾妻郡内において、布施村(現みなかみ町布施)の千手院や峰須川村(現みなかみ町東峯須川)の金泉寺などの本山派修験道寺院が「送葬後祓并忌明之事」を行っている事例があるが、『群馬県史』資料編一二 近世四 番号五三四「文政五年三月 吾妻郡金泉寺・千手院ほか祈願勤方書上」、岩井村ではその役割が修験道寺院と同様に加持祈祷を専門とした真言宗の長福寺であったと考えられる。

(註16)上野国内の事例ではないが、安芸国高田郡多治比村の豪農であった丸屋に伝来する『家業考』のなかに、葬式においては、当主の祖父母、父母、本妻などの葬式を「大葬式」、兄弟、子供、伯父、伯母などの葬式を「小葬式」と区別し、招く僧侶の人数に差を設けている記述が見られる。(註3大藤論文)

(註17)群馬県内の現行習俗では「オキヨメ」「キチユウバライ」などと呼ばれる例が見られる。(『群馬県史』資料編二六民俗二(一二七七頁))

(註18)太郎良裕子「葬式の食事」(新谷尚紀・関沢まゆみ編『民俗小事典 死と葬送』吉川弘文館、二〇〇五年)

(註19)群馬県内における葬列の役割については、『群馬県史』資料編二六民俗二(一二六頁)～一二六八頁)に詳細がある。

(註20)柳田国男『葬送習俗事典』(河出書房新社 二〇一四年 ※初出は一九三七年)、新谷尚紀・関沢まゆみ編『民俗小事典 死と葬送』(吉川弘文館、二〇〇五年)、『日本国語大辞典』第二版(小学館、二〇〇一年)

付記

本稿の執筆にあたり、伊能家墓地の墓石銘について伊能優子氏に御教示いただいた。また、史料の解説にあたっては、古文書係の須藤聡係長と秋山正典氏に御教示いただいた。ここに記して感謝申し上げます。

執筆者紹介

古文書係 関口 荘右

公文書係 大崎 賢一

古文書係 阿部 潤

題字 岡庭 征人 書

双 文 第39号

令和7年3月31日発行

編集・発行 群馬県立文書館

前橋市文京町 3-27-26 (〒371-0801) / 電話 027(221)2346
